

平成24年（行コ）第412号

日韓会談文書不開示決定処分取消等請求控訴事件

控訴人 国

被控訴人 崔 鳳泰 外10名

準 備 書 面

2013年5月30日

東京高等裁判所 第8民事部 御中

被控訴人ら訴訟代理人

弁護士 東 澤 靖

弁護士 齋 藤 義 浩

弁護士 張 界 満

《目次》

第1, 総論 (控訴人の総論的主張に対する反論等)	6 頁
1、情報公開法 (以下「法」という。) 5条3号及び4号が付与した裁量権の範囲及び主張立証責任に関する解釈について	6 頁
(1) 裁量権の範囲	6 頁
(2) 主張立証責任の在り方	8 頁
2、法5条3号及び4号所定の「おそれ」の有無の判断に係る時間的要素 (時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化) の考慮について	18 頁
(1) 控訴人の主張は概ね以下アないしウのとおりである。	18 頁
(2) 被控訴人の反論	19 頁
3、具体的利益衡量が不可欠であること	22 頁
(1) 法における具体的利益衡量 (原審原告準備書面 (10) 2~8 頁参照)	22 頁
(2) 原判決における具体的利益衡量の例	25 頁
第2, 不開示理由1	26 頁
1、文化財問題関連文書に関する不開示情報の法5条3号該当性について	26 頁
(1) 選別基準に関する情報について	26 頁
(2) 将来の外交交渉における不利益を生ずるおそれの有無について	27 頁
(3) 国の安全等の確保に関する情報該当性について	28 頁
2、各文書に関する処分の違法 (文化財関係文書)	28 頁
(1) 通し番号1-13 (乙号証なし)	28 頁
(2) 通し番号1-60 (乙A第107号証)	32 頁
(3) 通し番号1-61 (乙A第502号証)	34 頁
(4) 通し番号1-62 (乙A第221号証)	36 頁
(5) 通し番号1-63 (乙A第222号証)	38 頁
(6) 通し番号1-74 (乙A第231号証)	39 頁
(7) 通し番号1-75 (乙A第232号証)	42 頁

(8) 通し番号1-80 (乙A第237号証)	43頁
(9) 通し番号1-81 (乙A第238号証)	45頁
(10) 通し番号1-82 (乙A第239号証)	47頁
(11) 通し番号1-83 (乙A第240号証)	49頁
(12) 通し番号1-84 (乙A第241号証)	52頁
(13) 通し番号1-85 (乙なし)	54頁
(14) 通し番号1-86 (乙A第242号証)	56頁
(15) 通し番号1-87 (乙A第243号証)	58頁
(16) 通し番号1-88 (乙A第244号証)	59頁
(17) 通し番号1-101 (乙A第111号証)	61頁
(18) 通し番号1-103 (乙A第254号証)	63頁
(19) 通し番号1-111 (乙A第258号証)	65頁
3、各文書に関する処分の違法(請求権問題関係文書)	67頁
(1) 通し番号1-69 (乙A第108号証)	67頁
(2) 通し番号1-97 (乙A第110号証)	68頁
(3) 通し番号1-165 (乙A第307号証)	70頁
(4) 通し番号1-227 (乙A第358号証)	72頁
(5) 通し番号1-245 (乙A第78号証)	73頁
第3、不開示理由2	75頁
1、総論	75頁
(1) 不開示理由2に関する国側の主張と原判決の判断	75頁
(2) 日本政府高官による侮蔑的発言と韓国との信頼関係	76頁
(3) 日本政府部内での検討内容と韓国との信頼関係	77頁
(4) 第三国政府関係者の発言の開示と第三国との信頼関係	78頁
(5) 信頼関係と国の事務の適正な遂行に及ぼす支障(法5条6号)	80頁
2、各文書に関する処分の違法性	80頁
(1) 通し番号2-10 (乙B第94号証)	80頁
(2) 通し番号2-11 (乙A第95号証)	82頁
(3) 通し番号2-19 (乙A第102号証)	83頁

(4) 通し番号2-20 (乙A第103号証)	85頁
(5) 通し番号2-27 (乙A第107号証)	87頁
(6) 通し番号2-30 (乙A第110号証)	89頁
(7) 通し番号2-32 (乙A第111号証)	90頁
(8) 通し番号2-36 (乙A第114号証)	91頁
(9) 通し番号2-37 (乙A第115号証)	92頁
(10) 通し番号2-38 (乙A第116号証)	94頁
(11) 通し番号2-49 (乙A第42号証)	95頁
(12) 通し番号2-55 (乙A第132号証)	96頁
(13) 通し番号2-61 (乙A第138号証)	98頁
(14) 通し番号2-66 (乙A第143号証)	99頁
(15) 通し番号2-89 (乙A第72号証)	100頁
(16) 通し番号2-96 (乙B第170号証)	102頁

第4, 不開示理由3	103頁
------------	------

1、総論	103頁
------	------

(1) 不開示理由3に関する国側の主張と原判決の判断	103頁
(2) 日本政府・政府関係者の提案・見解・対処方針等に関する情報	104頁
(3) 韓国政府・政府関係者から示された提案見解等に関する情報	105頁
(4) 第三国の見解等に関する情報	106頁

2、各文書に関する処分の違法性	107頁
-----------------	------

(1) 通し番号3-12 (乙A第51号証)	107頁
(2) 通し番号3-15 (乙A第54号証)	108頁
(3) 通し番号3-16 (乙A第40号証)	110頁
(4) 通し番号3-18 (乙A第56号証)	114頁
(5) 通し番号3-21 (乙A第42号証)	115頁
(6) 通し番号3-24 (乙A第61号証)	116頁
(7) 通し番号3-27 (乙A第64号証)	118頁
(8) 通し番号3-30 (乙B第67号証)	123頁
(9) 通し番号3-32 (乙A第69号証)	124頁
(10) 通し番号3-34 (乙A第71号証)	125頁

(1 1) 通し番号 3-4 3 (乙 B 第 7 9 号証)	1 2 7 頁
(1 2) 通し番号 3-4 7 (乙 A 第 8 3 号証)	1 2 9 頁
第 5, 不開示理由 4 通し番号 4-7 (乙 A 第 4 0 号証)	1 3 0 頁
第 6, 不開示理由 8 通し番号 8-1 (乙 A 第 3 6 号証) 及び 8-2 (乙 A 第 3 7 号証)	1 3 2 頁

第1, 総論 (控訴人の総論的主張に対する反論等)

1、情報公開法 (以下「法」という。) 5条3号及び4号が付与した裁量権の範囲及び主張立証責任に関する解釈について

(1) 裁量権の範囲

ア、控訴人の主張

裁量権の範囲に関する控訴人の主張は概ね以下 (ア) 及び (イ) のとおりである。

(ア) 法5条3号及び4号は、同各号該当性に関して行政機関の長がする判断について広い裁量権を認めた趣旨の規定である。すなわち、同各号は、国の安全等の確保に関する情報 (3号) 又は公共安全秩序維持に関する情報 (4号) に該当するか否かを認定するために行政機関の長がした前提事実の認定、それらの不開示情報の要件への当てはめ及び不開示情報に該当するとの認定 (評価) という判断過程における各段階の全てについて、行政機関の長に裁量権を付与した規定である。したがって、裁判所は、かかる高度の政策的判断や将来予測としての専門的・技術的判断を伴う裁量権の行使の適否の判断を行うにおいては、行政機関の長の第一次的判断 (認定) を尊重した上で、これが合理的な許容限度内のものであるか否かという観点から審理・判断すべきことになる。

(イ) ところが、原判決は、法5条3号及び4号該当性の問題を、①情報が国の安全等の確保に関する情報又は公共安全秩序維持に関する情報に当たるか否かという問題と、②当該情報に同各号所定の「おそれ」があるか否かという問題の二つに分解した上で、後者についてのみ行政機関の長に与えられた裁量権の範囲の逸脱又は濫用があるか否かを判断すべきである旨判示し (原判決79、80頁)、同各号が上記①の点を含む不開示情報該当性の判断過程の全ての段階において行政機関の長の裁量権を認めている点を見誤り、行政機関の長がする上記①の点の判断について裁量権を認めず、裁判所が実質的に覆審的司法審査を行うという誤りに陥っている。

(以上、控訴理由書37、46～50頁)。

イ、被控訴人の反論

(ア) 法5条3号及び4号は、行政機関に広い裁量権を認めた規定ではない

こと。

a、原審においても述べたとおり、

①法の成立過程（行政改革委員会行政情報公開部会において諸外国及び地方公共団体の情報公開制度の運用状況や判例等の状況を調査し、行政機関や多数の関係団体等の幅広い意見聴取を経て策定され、行政改革委員会において、更に調査審議を行った結果、内閣総理大臣に対し「法制の確立に関する意見」（甲 100）として意見具申された「法要綱案の考え方」（乙 A378）及び「法要綱案」で指摘された見解、総務省が保有する「法案検討用素案からの変更点について」（甲 101 の 4）及び「説明結果概要」・（甲 101 の 2）に残された法案（素案）をめぐっての総務省の立法担当官と内閣法制局担当官とのやりとりを含む。）にみられる開示・不開示の基本的枠組み、及び、

②法の条文の構造及び規定の仕方

を踏まえれば、法 5 条各号所定の不開示情報には、その規定の表現に多少の差異があつたとしても、公開の原則と非公開とすべき例外とを逆転するような意図は含まれていないから、同条各号の規定は、開示禁止規定ではなく、開示義務の免除規定にすぎないと解すべきであり、また、行政機関の長の判断について、特段の裁量権の行使を前提としたり、その裁量権の範囲を区別したりする目的はない（特に行政機関の長に広範な裁量権を与えるものでないことについては、「行政透明化チームとりまとめ」（甲 155）及びその前提となつた「『情報公開制度の改正の方向性について』に関する論点整理（三訂版）」（甲 158）中の意見や今般の法の改正内容等に照らして明らかである）。（原判決 40～41 頁（原告らの主張の要旨））

b、すなわち、法 5 条 3 号及び 4 号に該当するか否かの判断は、同条 1 号、2 号、5 号及び 6 号に該当するか否かの判断と基本的に同様であり、3 号及び 4 号についてのみ、行政機関に特段の裁量権が認められているわけではない（裁量判断の余地を全く否定するわけではないが）。

(イ) 上記控訴人の主張 (イ) について

原判決は、①開示請求に係る行政文書に記録されている情報が国の安全等の確保に関するもの（同条 3 号）又は公共安全秩序維持に関するもの（同条 4 号）に当たり、かつ、②当該情報に同条 3 号又は 4 号所定

の「おそれ」があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があること、との行政機関の長の判断が当該事項に責任を有する行政機関の長の裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断すべきものである旨判示しており（原判決 78～79 頁）、控訴人の主張のように、①の点の判断についての裁量権を全く否定しているわけではないことは明らかである。

（２）主張立証責任の在り方

ア、控訴人の主張

主張立証責任に関する控訴人の主張は概ね以下（ア）ないし（ウ）のとおりである。

（ア）主張立証の在り方については、控訴人が当該情報の具体的な内容を明らかにしない限度で概括的に行政機関の長が裁量権を行使して判断した内容を明らかにすることを前提として、被控訴人らにおいて、上記の行政機関の長の裁量権行使としての判断が、全く事実の基礎を欠いていることとか、事実に対する評価が明白に合理性を欠いていることなどにより、社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものであることが明らかなるものであること、すなわち、裁量権の逸脱・濫用があったことを基礎づける具体的事実を主張立証しなければならないものと解すべきである。

（控訴理由書 37～38、50～51 頁）

（イ）原判決は、具体的な主張立証責任の在り方についても、控訴人（被告・処分行政庁）側において、情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するもの（法 5 条 3 号）又は公共安全秩序維持に関するもの（同条 4 号）であることを主張立証しなければならず、この控訴人の立証により一般的又は類型的にみて同各号所定の「おそれ」があることが肯定される場合に初めて、被控訴人（原告）らにおいて、当該情報を不開示情報に該当すると認めるにつき行政機関の長の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったことを基礎づける具体的事実について主張立証することを要する旨判示している（原判決 80 頁）。要するに、当該情報について、控訴人（被告・処分行政庁）において、裁判所が同各号所定の「おそれ」があると推認するに足りる事情を主張立証しなければならず、この主張

立証により上記の「おそれ」を推認するに至らない場合には、同各号の不開示情報該当性が否定されるものとしている。

しかしながら、原判決の上記判示は、行政文書に記録された情報が法5条3号又は4号にいう国の安全等の確保に関する情報又は公共安全秩序維持に関する情報に当たるものと認められるかどうかの判断も、行政機関の長の裁量に委ねられる事項であるにもかかわらず、実質的に、上記の各情報該当性の判断に関して行政機関の長に裁量権を認めず、また、行政機関の長が上記の各情報に該当することについて主張立証することができ、かつ、それによって同各号所定の「おそれ」があることが肯定される場合に初めて、その「おそれ」の有無に関する裁量判断の適否が問題となるものとして、結局のところ、同各号の不開示情報該当性の判断全体について覆審的司法審査を行うに等しい判断手法を採用するものであり、明らかに相当でない。(控訴理由書38～39、51～55頁)

(ウ) 控訴人(被告)は、被控訴人(原告)が上記(裁量権の逸脱・濫用を基礎づける具体的事実)の主張立証を行うために必要な限度で、行政機関の長が認定した前提事実の内容、当該認定事実の法5条3号又は4号の要件への当てはめ、その要件充足性の判断に基づく当該不開示情報に該当するとの認定(評価)の概略を明らかにする必要はあるが(これが不開示部分に係る情報を明らかにしない限度にとどまることは当然である。)、このことは、上記の各事項について控訴人(被告)が主張立証責任を負うことを意味するものではなく、言わば立証の必要に基づくものにすぎない。(控訴理由書51頁)

イ、被控訴人の反論

被控訴人においては、上記(1)のとおり、法5条3号及び4号該当性の判断につき行政機関の特段の裁量が認められないとの主張であるが、仮に、原判決の判示のように、

国の安全等に関する情報又は公共安全秩序維持情報は、一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、開示又は不開示の判断に高度の政策的判断を伴うものであること等から、司法審査の場においては、裁判所が行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断することが適

当であり、開示請求に係る行政文書に記録された情報が、国の安全等に関する情報又は公共安全秩序維持情報に該当するか否かの認定について、行政機関の長の合理的な判断に委ねるのが相当である。

としても、主張立証の在り方に関する控訴人の上記（ア）の主張は、法の解釈を誤っていると言わざるを得ない。

すなわち、

- (ア) 被控訴人らは、開示請求を拒否された行政文書を見ることができない以上、行政機関の長が開示決定を行うにつき裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったことを基礎付ける具体的事実を主張立証することは、不可能を強いるに等しい。むしろ法によって情報公開請求権が認められている以上、一般論として、同法5条3号に関して行政機関の長の第一次な判断を尊重することとされているとしても、情報公開請求権者の開示請求を拒否するための同号の不開示情報に該当することの主張立証責任は、行政機関の長(控訴人)にあるというべきである。

そして、法5条3号該当性の司法審査においては、行政機関の長の第一次的な判断が合理性を有するかどうかを行政機関の長の具体的事実の主張立証に基づいて判断するべきであり、具体的には、行政機関の長において、まず、その前提とした事実関係及び判断の過程等、その判断に不合理な点のないことを相当の根拠に基づいて主張立証する必要がある、これを尽くさない場合には、行政機関の長のした判断が裁量権の範囲を逸脱し又は濫用したものであることが事実上推認されるというべきである。(原判決40～41頁(原告らの主張の要旨))

- (イ) 裁量処分に関する主張立証責任については、伊方原発原子炉設置許可処分の取消訴訟(最判平4・10・29民集46巻7号1174頁)において、最高裁は、処分庁の判断に不合理な点があること的主張立証責任は原告にあるとしながらも、当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁が保持していること等を考慮すると、まず被告行政庁においてその依拠した審査基準ならびに調査審議および判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要がある、この主張立証が尽くされない場合には、処分庁がした判断に不合理な点があることが事実上推認される旨判示している。

原審において、被控訴人が、法5条3号及び4号該当性に係る主張立

証責任のあるべき在り方として、繰り返し述べている名古屋地裁判決（2003（平成15）年10月15日）は、上記最高裁判決を引用している。（原審原告準備書面（10）13～15頁、同準備書面（6）62～63頁、同準備書面（1）11～16頁）

- (ウ) さらに言えば、法制定時には、「5条3号及び4号のように規定したからといって原告の立証責任が加担されることにはならないと考えてよいか」という趣旨の質問に対して、政府委員より、「[情報公開訴訟における立証責任の]問題については、裁判所は、行政機関の第一次的な判断が合理性を有するかどうかといったことについて判断をするわけでございます。そういった点につきましての立証というものは行政機関の方で立証し、そして、合理的な理由を有する限度であればそういったものにつきましてには行政機関の判断が尊重されるというような仕組みになって[いる]」との国会答弁がなされている（瀧上信光行政管理局長答弁。第145回国会参議院総務委員会（平成11年3月11日）会議録3号27頁）（甲102頁（2）原審原告準備書面（1）10頁）

したがって、法5条3号及び4号該当性の司法審査において、行政機関の長の第一次的な判断が合理性を有するかどうかを行政機関の長の具体的事実の主張立証に基づいて判断すべきとの解釈は、立法者意思にも合致している。

- (エ) 以上のことから、法5条3号及び4号該当性をめぐる要件事実に関する主張立証責任は、第一次的には行政機関側にあり、この段階が明快にクリアされないと、次の「裁量権の逸脱・濫用」の論点には進まない。

法5条各号の主張立証責任は、3号及び4号も含めすべて原則的に行政機関側が負担し、3号及び4号についてのみ、さらに付随的に「裁量権の逸脱・濫用」について、原告側が主張立証責任を負うという構造なのである（原審原告準備書面（10）14～15頁）。

- (オ) なお、情報公開請求訴訟において、インカメラ審理が行われることになれば、不開示部分は少なくとも裁判所には明らかになるが、現段階では、インカメラ審理は行われず、裁判所は不開示部分を見分して、法5条各号該当性を判断することができない。このようにインカメラ審理のある場合とない場合とで主張・立証レベルに差が出ることは裁判の公正・公平の観点からは明らかに不当である。したがって、少なくともイ

ンカメラ審理のない現段階での、控訴人の不開示理由該当性に係る主張・立証は、インカメラ審理のある場合以上に具体的である必要があることは当然である（原審原告準備書面（10）15～16頁）。

（カ）原判決の評価

- a、原判決も、「法の目的、趣旨、各規定の文理及び解釈等に加え、行政機関の長は、不開示処分に係る行政文書を保有し、その内容を把握している上、特に国の安全等の確保や公共安全秩序維持に関する正確かつ詳細な情報については、専ら行政機関の長の側に属しており、開示請求者及び裁判所は、不開示処分に係る行政文書に記録されている情報の内容等を直接には把握することができないことを併せ考慮すれば、①不開示処分の取消し等を求める訴えにおいて、当該不開示処分に係る行政文書に記録されている情報が法5条各号に定めるものに該当するか否かの主張立証責任は、原則として、当該処分をした行政庁の所属する行政主体である被告が負うべきものと解すべき」旨判示している（原判決79頁）。

そして、原判決は、その上で、「国の安全等に関する情報（同条3号）及び公共安全秩序維持情報（同条4号）に関しては、（ア）まず、被告（控訴人）において、当該不開示処分に係る行政文書に記録されている情報に係る事柄、当該情報の性質、当該処分をするに当たって前提とした事実関係その他の当該不開示処分当時の状況等、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（同条3号）又は公共安全秩序維持に関するもの（同条4号）に当たることを推認するに足りる事情を主張立証すべきであり、（イ）被告（控訴人）がした上記主張立証により、当該情報を開示することにより、不開示の理由とされた同条3号又は4号所定のおそれがあることが一般的又は典型的にみて肯定される場合には、同条3号又は4号に基づき開示をしないことを争う原告（被控訴人）らが、当該不開示情報に該当すると認めることにつき行政機関の長の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったことを基礎付ける具体的事実について主張立証することを要すると解すべき」旨判示している（原判決80頁）。

- b、原判決は、法の趣旨等や情報の国への偏在を踏まえた、それなりに妥当性のある考え方である。

そもそも、原判決において被告（控訴人）の主張立証責任事項とされた、「情報が国の安全等の確保に関するもの（5条3号）又は公共安全秩序維持に関するもの（5条4号）に当たること」については、客観的に法5条3号又は4号に規定されている「国の安全等の確保に関する」情報又は「公共安全秩序維持に関する」情報に該当するか否かということ、すなわち、該当するか該当しないかの二者択一の問題であり、評価の問題ではないはずである。

評価の問題が生じるのは、「国の安全等の確保に関する」情報又は「公共安全秩序維持に関する」情報に該当した上で、当該情報を公開することにより、国の安全が害される「おそれ」、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれる「おそれ」、他国又は国際機関との交渉上不利を被る「おそれ」又は公共安全秩序維持に支障を及ぼす「おそれ」という、各「おそれ」があるかどうかという点である。

したがって、5条3号又は4号情報への客観的該当性については、行政機関の裁量の余地はないはずであり、原判決も、行政機関の裁量を認めない方向と見ることができる（原判決が、行政機関の裁量を認める余地があるとしているのは、上記各「おそれ」の有無の評価の点（レベル）である）。

そして、5条3号又は4号情報に客観的に該当するか否かに係る正確かつ詳細な資料は、専ら行政機関側に存在し、開示請求者（原告、被控訴人）や裁判所において、上記情報該当性の有無を判断することは事実上不可能なのであるから、上記情報該当性の主張立証責任を行政機関（国）側が負うのは当然の帰結である。

したがって、控訴人は、最低限原判決の考え方に沿って、主張立証をすべきである。

c、しかし、原判決は、「おそれ」の有無の評価のレベルでは、「5条3号又は4号所定のおそれがあることが一般的又は典型的にみて肯定される場合には、同条3号又は4号に基づき開示をしないことを争う原告（被控訴人）らが、当該不開示情報に該当すると認めることにつき行政機関の長の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったことを基礎付ける具体的事実について主張立証することを要すると解すべき」旨と判示し、裁量処分に関する主張立証責任に関する従前からの考え方

(裁量処分の違法性を主張する側(原告)がこれを負う)の変更まで踏み込んではいない(原判決80頁)。

すなわち、法5条3号及び4号の不開示情報該当性の判断全体につき覆審的審査を行うに等しい判断手法までは取っていないことは明らかであり、この点に関する控訴人の主張は理由がない。

d、一方、原判決には以下のような問題がある。

① まず、原判決が、控訴人の主張立証レベルが「一般的又は類型的」で足りるとしている点には問題がある。

すなわち、原判決のいう「行政文書に記録されている情報に係る事柄、当該情報の性質、当該処分をするに当たって前提とした事実関係その他の当該不開示処分当時の状況等」から、「一般的又は類型的」に(短絡的に)、例えば、下記の「条解 行政情報関連三法」(高橋滋ほか編著 弘文堂 316~317頁)「6 本号の不開示情報に該当する可能性のある情報の具体例」(1)~(4)にあるような類型に該当するので、「一般的又は類型的」な(抽象的なレベルでの)「おそれ」ありというような判断に至ってしまう(いわゆる「類型論」的判断に陥ってしまう)危険性があると言わざるを得ない。

現に、控訴人は、控訴理由書(90頁)において、法5条3号にいう「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」のある情報の具体例として、下記(3)(ア)及び(イ)を挙げるとともに、控訴理由書(289~290頁、333頁)において、下記(2)(ア)~(カ)に言及し、これらを「公にすることにより他国等との信頼関係が損なわれるおそれのある情報の具体例」として、これらに該当すれば、当然「おそれ」ありと結論づけている。

しかし、下記の「具体例」は、あくまで現在に近接する外交交渉について信頼関係に関わる「可能性のある」情報の「種類」を列挙したものであり、単なる講学上の「分類」にすぎない。講学上の「分類」に当てはまるから信頼関係が損なわれるとして不開示が正当化されるという短絡的な論理は、「原則開示、例外不開示」という法の趣旨に反するものである。

そして、下記の「具体例」には、2で述べる「時間的要素」(時の経過や社会的情勢の変化等)は考慮されていない。例えば、(2)「公に

することにより、他国等の信頼関係が損なわれるおそれのある情報」として、「他国との間、または国際機関において、不公表が申し合わされている情報」が挙げられているが、他国との間で「不公表を申し合わせた」ことが直ちに、または未来永劫に「他国等の信頼関係が損なわれる情報」に該当するわけではない。「不公表」の前提となっていた外交交渉の決着、他国における情報の開示、あるいは30年以上の時の経過によりその情報源の社会的影響力がなくなっているなど諸事情の変化を前提とすれば、「不公表の申し合わせ」をもって、現在もなお、「他国等の信頼関係が損なわれる情報」と評価する根拠になるわけではない。

また、「不公表の申し合わせ」といっても、その趣旨としては、報道機関へのオフレコから機密情報まで自ずから軽重がある。

結局のところ、下記の「具体例」は、上記のとおり、いずれも講学上の「分類」にすぎず、これに依拠して「おそれ」の有無を判断することは誤りである。

すなわち、「おそれ」の有無は、「類型論」的な考え方ではなく、あくまで個別具体的に判断しなければならない。

したがって、3号及び4号情報に該当するか否かという判断についても、そして、それを前提として、「おそれ」があるかどうかという判断についても、あくまで、被控訴人が原審原告準備書面（10）（2～6頁）具体的な比較衡量については、不開示理由1に関する6～8頁）で述べているとおり、「開示することにより得られる利益」と「不開示とすることにより得られる利益」の具体的比較衡量によって行うことが必要であり、そのために、控訴人側は上記の点について、「具体的かつ詳細な」主張立証を行わなければならない。

なお、この点も上記原審原告準備書面（10）3頁に述べているが、「詳解法」（38頁）においても、「開示することの利益と不開示しないことの利益とを適切に比較衡量する必要がある。」とされている。

記

- (1) 公にすることにより、国の安全が害されるおそれのある情報
 - (ア) 我が国の防衛上の能力を減じる等の影響があるおそれのある情報
 - (イ) 日米安保条約の下での米国との関係をはじめとする我が国と他国との関係に関連する安全保障上の利益を損なうおそれのある情報

- (ウ) 平和と安全の維持のための国際的な協力の実効性を損なうおそれのある情報
 - (エ) 我が国の危機管理に関する政策の実効性を損なうおそれのある情報
 - (オ) 経済の持続的発展に不可欠な資源の安定的な供給が国外からの脅威等により阻害される等により我が国の存立基盤としての基本的な経済秩序の維持を損なうおそれのある情報
- (2) 公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれのある情報
- (ア) 他国または国際機関より、公開を別提とせず提供された情報
 - (イ) 他国との間、または国際機関において、不公表が申し合わされている情報
 - (ウ) 当該情報に関係する他国等に対し、その国際的な地位を低下させる、その安全が害されるまたは政治・経済・社会上の混乱を惹起する等の不利益を不当に与えるおそれのある情報
 - (エ) 直接特定の不利益を与えなくとも公開することが他国等の意思や国際慣行に反し、我が国に対して有している信頼を傷つけることとなるおそれのある情報
 - (オ) 他国等に対する我が国の見解に関する情報であって、公にすることにより、当該他国等と我が国の信頼関係を損なうおそれのあるもの
 - (カ) 国際機関を通じて行われる国際的な協力の実効性を損なうおそれのある情報
- (3) 公にすることにより、他国等との交渉上不利益を被るおそれがある情報
- (ア) 現在進行中のまたは将来予想される交渉に関する我が国の立場を示す対処方針等の情報
 - (イ) 過去または現在の交渉（関連を有する交渉及び内容、形式等において類似の交渉を含む。以下同じ。）に関する政府部内の検討に係る情報
 - (ウ) 過去または現在の交渉に関する他国等との協議に係る情報
 - (エ) 過去または現在の交渉に関して執られた措置や対処方針
- (4) 公にすることにより、上記（1）～（3）に該当する「情報」が第三者に明らかとなる事態を招来するおそれがある情報
- (ア) 国の安全または他国等との関係（交渉を含む。）に関する政策の企画、立案、及び実施、これらに関連する情報収集または情勢分析等の具体的活動（目的及び成果を含む。）、能力（システム、施設、設備およびそれらの運用、管理等）、手段、計画に関する情報

(イ) 秘密保全のための具体的活動（警備を含む。）、能力（システム、施設、設備およびそれらの運用、管理等）、手段、計画に関する情報
（「条解 行政情報関連三法」（316～317頁）参照）

② 次に、原判決は、「被告（控訴人）は、国の安全等に関する情報又は公共安全秩序情報に当たることを推認するに足りる事情を主張立証すべきであり、その主張立証により、『おそれ』があることが一般的又は典型的にみて肯定される場合には、原告（被控訴人）らが、裁量権の範囲の逸脱又は濫用を基礎づける具体的事実について主張立証することを要する」とのみ判断しており、上記伊方原発原子炉設置許可処分取消訴訟最高裁判決や上記名古屋地裁判決が判示するように、主張立証を尽くさない場合には、行政機関の長がした判断が裁量権を逸脱又は濫用したものであることが「事実上推定（推認）される」のかどうかは明確でないとわざるを得ない。

このため、原判決の示す「一般的又は典型的にみて」という基準の問題点と相まって、結局は、原告（被控訴人）側が、行政機関の長の裁量権の逸脱又は濫用を基礎づける具体的事実を主張立証しなければならない場面が多くなる可能性が否定できないことになる。

(キ) 上記控訴人の主張（ウ）について

原判決は、控訴人が、上記ア（ウ）のとおり、自ら控訴理由で「立証上必要」と主張している「原告が裁量権の逸脱・濫用の主張立証を行うために必要な限度で、行政機関の長が認定した前提事実の内容、当該認定事実の3号、4号の要件へのあてはめ、その要件充足性の判断に基づく当該不開示情報に該当するとの認定（評価）の概略を明らかにすること、原判決で言えば、「当該不開示処分に係る行政文書に記録されている情報に係る事柄、当該情報の性質、当該処分をするに当たって前提とした事実関係その他の当該不開示処分当時の状況等」（原判決80頁）を、控訴人が主張立証責任を負う領域としたものである。

「立証上必要」があるということは、立証できなければ負けるということ控訴人自ら認めていることであり、立証の必要はあるが、立証責任はないなどというのは詭弁にすぎない。

2、法5条3号及び4号所定の「おそれ」の有無の判断に係る時間的要素（時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化）の考慮について

(1) 控訴人の主張は概ね以下アないしウのとおりである。

ア、原判決は、法5条3号及び4号所定の「おそれ」の有無の判断は、時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すべきであること、公文書管理法及び同法施行令が、外国との交渉に関する文書等の保存期間を原則として30年と定めていることなどからすれば、条約その他の国際約束に関する文書又はこれに準ずる文書等であって、その作成時から少なくとも30年以上経過している場合には、控訴人(被告・処分行政庁)側で、このような時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお当該不開示処分の時点において同各号所定の「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情をも主張立証する必要がある旨判示している(原判決80ないし83頁)。しかし、公開請求されている情報が国の安全等の確保に関する情報(3号)又は公共安全秩序維持に関する情報(4号)に該当するか否かの判断についても、行政機関の長に裁量権が付与されているのであり、裁判所は、その該当性について、覆審的に審査するのではなく、行政機関の長による認定・判断が、全く事実の基礎を欠くものであるか、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くものであるかなどにより社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものであることが明らかであるといえるかどうか、すなわち、裁量権の逸脱・濫用があったと評価できるか否かを判断するにとどめるべきであるにもかかわらず、この点に関する解釈を誤るものであり、明らかに失当である(控訴理由書39～40頁、55～57頁)。

イ、法は、行政文書の作成後30年以上の期間が経過したことといった時間的要素によって不開示事由の範囲を画するという規定をあえて置かず、公文書管理法及び同法施行令も、行政文書の作成後30年以上の期間が経過した場合に、それが当該行政文書の開示、不開示の判断をするについて影響する事情であることを念頭に置いた又は前提とした規定は設けていないのであって、外交関係の行政文書の作成時から不開示決定時までに30年以上の期間が経過している場合に、そのことをもって、当然又は一律に、前述した法5条3号及び4号の不開示情報該当性判断の適否の審理構造や

主張立証責任の所在自体が変容されると解すべき根拠規定はなく、控訴人（被告）が同各号所定の「おそれ」の存在自体を裁判所が推認し得る程度にまで主張立証を尽くさなければならないとする理由はおよそ見だし難い（控訴理由書40頁、56～59頁）。

ウ、本件で問題となっているような外交交渉等に関する行政文書の性質、例えば、当該行政文書に外交交渉等の過程で当事国それぞれがいかなる対応方針や交渉姿勢を執り、いかなる交渉条件等を検討したか等に関する情報が記録されている場合には、たとえ当該文書の作成時から、30年以上の期間が経過していても、政府の対応方針には時期を問わず基本的な共通性がある場合もあるから、当該外交問題が交渉の相手国との間で未解決である場合はもとより、当該外交問題自体は解決済みであっても、類似の外交問題が生じている又は生じ得る可能性がある場合には、交渉の相手国にとって過去に我が国が執った対応方針や交渉姿勢、その検討状況等が我が国の今後の対応等を推測する重要な手掛かりとなり、我が国が交渉上不利益を被るおそれがある。このようなことを考慮すれば、単に当該行政文書が作成時から30年以上の期間が経過しているというだけで、それが開示される場合に問題となる我が国と他国との間の信頼関係が損なわれるおそれや、他国との交渉上不利益を被るおそれが直ちに否定されるものでないことは明らかであるから、当該行政文書について行政機関の長がその開示により法5条3号又は4号所定のおそれがあると判断したことが社会通念以上著しく妥当性を欠くことが明らかであると評価されるものではないというべきである（控訴理由書40～41頁、60～61頁）。

（2）被控訴人の反論

ア、いわゆる「30年ルール」は国際的ルールであること等

①国際文書館評議会(International Council on Archives(ICA)。日本の国立公文書館も昭和47年(1972年)に加入している。)の第6回大会の決議・勧告・要望において言及されている「外交文書は、原則としてそれが発生してから30年以内に公開しよう」といういわゆるICA30年公開原則が公文書管理の在り方等に関する有識者会議の最終報告でも確認されていること、

②外務省情報公開審査基準は、時の経過及び社会情勢の変化を考慮する

旨、すなわち、I C A 30年公開原則を踏まえなければならないことを自ら定めていること、

③日本の外交文書記録公開制度は、I C A 30年公開原則を基礎として、戦後の我が国外交の足跡について国民の理解を求め、それを深めるという趣旨に基づき、原則として30年を経たものは一部の例外を除いて一般的に公開することとしていること

等を踏まえると、法5条3号該当性の判断に当たっては、同号の「おそれ」又は「相当の理由」の解釈の際に、長期間の時間経過を当然にしんしゃくすべきであり、時の経過があってもなお不開示とすることにより得られる利益が開示することにより得られる利益を上回ることを基礎付ける事実を具体的に明らかにすべきである(原判決41～42頁(原告らの主張の要旨))。

イ、立法過程においても、「情勢の変化」が開示判断の基準になっていることは明らかである(控訴理由書58頁)。「情勢の変化」に「時間的経過」が含まれるのは明らか(時間的な経過があったから、「情勢の変化」が生じることが極めて多いことは常識)であり、時間的要素によって不開示事由の範囲を画するという規定を「あえて」置かなかつたのではなく、時間的要素は「情勢の変化」に当然含まれるので、それで判断すれば足りると考えたにすぎない。

ウ、原判決も指摘しているとおり(原判決81頁)、外務省情報公開基準自ら「時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化についても、その考慮すべき要素になる」と明確に記載している。

エ、「30年ルール」は、上記アのとおり、既に国際的なルールである。

この点は原判決も以下のとおり明確に認めている。

「公文書の公開に関する国際的動向・慣行としては、昭和43年(1968年)、I C A (国際公文書館会議)マドリッド大会において、利用制限は原則として30年を超えないものとすべきとする30年原則が決議されており(甲103、104)、特に外交文書の情報公開についてみても、例えば、米国では、大統領命令による秘密指定制度において、一定の例外を認めつつも、自動的な秘密指定解除の仕組みが採用されていること(甲105)等に照らすと、外交文書に記録されている情報であっても一定の期間の経過によりそれが公開される余地があることは、国際的にも承認されているというべきである」(原判決117～118頁)

オ、とりわけ、米国の大統領命令による秘密指定制度のもとにおいては、25年経過した文書については、自動的な秘密指定解除措置がとられており、例外的にきわめて機密性の高い防衛情報等以外の情報は、すべて開示対象とされている。

そして、大統領命令 12958 号セクション 3. 3 (b) (2003 年改正) (甲 9) であげられている例外は、その開示によって国家安全保障が明白かつ確実に害されることになる諜報機関に関わる人物の特定等の事項 (セクション 3. 3 (b) (1))、大量破壊兵器の開発を助けることになる情報 (同 (2))、米国と外国政府との関係を深刻かつ明白に損なうことになる情報または米国において進行中の外交活動を深刻かつ明白に傷つけることになる情報を開示することになる場合 (同 (6)) など、その対象が明確に限定されている。外交に関する (6) 号は、「合衆国と外国政府との間の関係を深刻かつ明白に損なうことになる情報、または合衆国の進行中の外交活動を深刻かつ明白に傷つけることになる情報」と規定されており、「深刻かつ明白に」というきわめて厳格な要件が課されている (原審原告準備書面 (1) 18～19 頁)。

カ、そして、旧法 22 条や公文書管理法施行令 8 条で「30 年」という数字が用いられているのは、国際ルールを踏まえた数字であることは明らかである。

キ、原判決は、上記のように「30 年ルール」を認めたが、これは、あたりまえのことで、遅すぎるくらいである。

しかも、「30 年ルール」は、遅くとも 30 年経てば原則公開ということであり、30 年間は公開しなくてもよいということではない。早く情報公開できるものについては早く公開すべきという考え方に基づくルールである。

ク、そして、法の趣旨は、原則開示、例外不開示であるから、30 年経てば原則開示の「30 年ルール」を適用する以上、原判決の考え方に立っても、「一般的又は典型的にみて」の「おそれ」はないことになり、控訴人において例外不開示の根拠となる「特段の事情」の立証が必要となるのは当然の帰結である。

ただし、原判決は、30 年以上経過すれば、一律に「おそれ」がなくなるなど判示していない。「一般的又は典型的にみて」、なお「おそれ」があ

る「特段の事情」を立証すればよいとの考え方である。実質的に「おそれ」があれば、不開示情報に関するあらゆる情報を持っている国側には、その立証は容易なことであるはずであり、それができない以上「おそれ」などないことは常識的な感覚からも明らかということになる。

控訴人は、「一般的又は典型的にみて」も「おそれ」があるとの立証ができないから、主張立証責任の分配論に固執しているにすぎない。

ケ、ただし、既に述べたとおり、原判決の「一般的又は典型的にみて」、なお「おそれ」がある「特段の事情」を立証すればよいとの考え方は、不十分であり、国は「おそれ」がある「特段の事情」を具体的かつ詳細に主張立証すべきである。

3、具体的利益衡量が不可欠であること

(1) 法における具体的利益衡量（原審原告準備書面（10）2～8頁参照）

ア、上記1でも簡単に述べたところであるが、不開示理由があるか否かは、究極的には、「原則開示、例外不開示」という法の基本理念に照らし、「開示することにより得られる利益」と「不開示とすることにより得られる利益」とを比較衡量し、前者が大きければ開示、後者が大きければ不開示という判断に導かれる。

5条各号に規定されている不開示理由は、その利益衡量のメルクマールとしてどのような点に着目すべきかを規定したものであり、例えば、5条3号についていえば、「おそれ」と「相当の理由」の検討の中で、上記の「開示することにより得られる利益」と、「不開示とすることにより得られる利益」とを比較衡量することになる（「条解行政情報関連三法」（38頁）においても、「開示することの利益と不開示しないことの利益とを適切に比較衡量する必要がある。」とされている）。

イ、ただし、上記利益衡量にあたって最も重要なことは、「開示することにより得られる利益」と「不開示とすることにより得られる利益」とが単純に等価値で比較衡量されるわけではないということ（視点）、すなわち、「開示することにより得られる利益」は、「不開示とすることにより得られる利益」に優越することを前提に比較衡量（以下、「非等価値的利益衡量」という）を行わなければならないことである。

情報開示請求権は、憲法21条1項で保障されている請求権的な性格

の「知る権利」を、法という法律で具体化したもの（具体的権利）であり、まさに、「立憲民主政の政治過程にとって不可欠な権利」として、優越的価値を有することになる。

仮に原判決のように、憲法21条1項が「公文書を保有する行政機関に対して積極的に当該公文書の開示を求める具体的請求権としての知る権利までを直接保障するものではなく、国が法を制定するに当たり、どのような請求権を認め、その要件や手続をどのようなものとするかは、基本的には国の立法政策に委ねられていると解すべき」で、「開示請求権の内容、範囲等については、法の趣旨及び目的を踏まえながら、その文言に即して解釈され、判断されるべきである」としても、法1条には、「国民主権の理念にのっとり」、「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」と規定されており、この目的規定からも、十分、情報開示請求権が、上記「立憲民主政の政治過程にとって不可欠な権利」であるとして優越的価値を有することを基礎づけることができる。

しかも、廃案になったとはいえ、法改正案では、目的規定に明確に「国民の知る権利を保障し」と規定されていたことを踏まえればなおさらである。

さらに、5条本文から、法の基本理念は「原則開示、例外不開示」となっており、法で定められた情報開示請求権は、とりもなおさず、開示を請求する権利であるから、この点からも、優越的価値を有することが明らかである。

したがって、情報開示請求権を具体的に実現する方向、すなわち「開示」方向に導く「開示することにより得られる利益」は、「不開示」方向に導く「不開示とすることにより得られる利益」に比べて優越することになる。

逆に言えば、「不開示とすることにより得られる利益」が「開示することにより得られる利益」を上回るためには、「不開示とすることにより得られる利益」の方が、「開示することにより得られる利益」よりはるかに大きなものであることが必要となる。

ウ、上記イを大前提として、実際の比較衡量作業に当たっては、大きく分けて

- ① 不開示とすることにより得られる利益を支える基礎事実
- ② 開示することにより得られる利益を支える基礎事実
- ③ 不開示とすることにより得られる利益を支える基礎事実の障碍となる事実
- ④ 開示することにより得られる利益を支える基礎事実の障碍となる事実

を踏まえ、「開示することにより得られる利益」と「不開示とすることにより得られる利益」のどちらが大きいかを判断するという思考過程をたどることになる。

不開示事由該当性を導くためには、「不開示とすることにより得られる利益」が「開示することにより得られる利益」を上回ることが必要となるが、上記のとおり、そもそも「開示することにより得られる利益」が優越する非等価的的利益衡量であるから、上回ることの主張・立証は非常にレベルの高いものが求められ、詳細かつ具体的な事実の主張に基づく、具体的立証が求められることは明らかである。

エ、なお、原判決は、「原告らの上記主張が、被告において主張立証すべき事情をもって、当該各号の文言を離れ、一般的に『不開示とすることにより得られる利益』が『開示することにより得られる利益』を上回ることの具体的かつ詳細な事実とする趣旨であるとするれば、原告らの上記主張を採用することはできない。」旨判示しているのであり、被告（控訴人）の主張立証すべき事情が、

「『不開示とすることにより得られる利益』が『開示することにより得られる利益』を上回ることの具体的かつ詳細な事実」

であることを肯定していることは、その文脈及び文意からして明らかである。

また、原判決は、上記非等価的的利益衡量についても、「知る権利」との関係では否定的であるが、「法の趣旨及び目的を踏まえ」たものとしては否定していないと解される。

それゆえ、既に述べたとおり、原判決は、法5条3号及び4号該当性について、具体的比較衡量を行うに当たっての控訴人（被告）が主張立証すべき事項につき、

「(ア)まず、被告において、当該不開示処分に係る行政文書に記録さ

れている情報に係る事柄、当該情報の性質、当該処分をするに当たって前提とした事実関係その他の当該不開示処分当時の状況等、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（同条3号）又は公共安全秩序維持に関するもの（同条4号）に当たることを推認するに足りる事情を主張立証すべきである旨判示しているのである（「一般的又は典型的にみて」という基準に問題があることは既に述べたとおりである）。

（2）原判決における具体的利益衡量の例

ア、第6イでも述べるが、不開示理由8の判断において、原判決は、5条1号該当性についてはあるが、不開示事由の立法趣旨に立ち返って、かなり具体的な利益衡量の上に、個人情報であっても開示されるべき例外を認定すべき判断基準を示して実質的な判断を行っており評価できる（原判決2561～2564頁）。

イ、一方、控訴人は、原判決の上記の判示及び控訴人自ら「原告が裁量権の逸脱・濫用の主張立証を行うために必要な限度で、行政機関の長が認定した前提事実の内容、当該認定事実の3号、4号の要件への当てはめ、その要件充足性の判断に基づく当該不開示情報に該当するとの認定（評価）の概略を明らかにする」旨主張しながら、控訴理由書第3章のいわゆる各論部分の反論等は、自ら主張するレベルにさえ到底達しないような形式的、抽象的な反論に終始していると言わざるを得ない。

例えば、不開示理由2及び3について、以下の点などが指摘できる。

（ア）米国政府との信頼関係を損なうのみならず、韓国政府の信頼関係を損なうと主張しながら、それを支える追加的事実の主張がない（控訴理由書196～197頁）。

（イ）韓国との信頼関係、現在の交渉事項との関連性について、「否定的評価を含む率直な意見」であるなどの主張を繰り返すのみで、何ら具体的な事情や根拠の説明を加えない（控訴理由書225～226頁）。

（ウ）韓国側の強固な被害意識や文化財問題への韓国側の監視の強さを繰り返すのみで、民間の一研究者による過去の事実の調査報告が、現在の交渉事項や信頼関係に影響を与える具体的な事情を示さない（控訴理由書231～233頁）。

- (エ) 韓国との信頼関係や外交交渉に与える不利益に関する様々な修辭を繰り返すだけで、現在の日韓間の交渉対象事項や対処方針にどのように具体的に關係するのか何らの追加的主張もしない（控訴理由書239、243～244頁）。
- (オ) 一般論を繰り返すのみで、原判決が求めた具体的な事情に関する主張は何ら行わない（控訴理由書248～250頁）。
- (カ) 抽象的な修辭に終始し、なぜ50年以上も前の第三国の一政府關係者の見解が、現在の韓国及び米国との信頼関係を損なうのか明確な主張がない（控訴理由書260頁）
- (キ) 40年以上を経過してもなお信頼関係を損なうような情報であることについての具体的理由や将来において秘密にすることを合意したなどの特別な事情についての何らの主張もない（控訴理由書331～332、345～346、348～349頁）

第2、不開示理由1

1、文化財問題関連文書に関する不開示情報の法5条3号該当性について

(1) 選別基準に関する情報について

ア、 原判決は、文化財問題関連文書に関する不開示情報のうち、当該不開示情報と同一の内容又はその情報の性質上同一のものと評価し得るものを既に開示している場合、すなわち、不開示情報が文化財等に関する「客觀的事実にすぎない」場合には、これを公にして北朝鮮当局が知り得ることになっても、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがないと言わざるを得ず、当該不開示情報は、特段の事情がない限り、法5条3号に該当することを推認するに足りる事情を欠くと判断した。

イ、 これに対し、国側は、原判決が、文化財等に関する「客觀的事実にすぎない」とした認定には明らかな事実誤認があると批判し、原判決が「客觀的事実にすぎない」と指摘したもののうち、「選別基準」・「選別基準に準ずる」ものがあり、これらは原判決においても適法と認定された情報であるから、当該不開示情報は法5条3号に該当すると主張する（通し番号1-13、1-60、1-61、1-62、1-63、1-74、1-75、1-80、

1-81、1-82、1-84、1-85、1-86、1-101、1-103、1-111)。

ウ、 しかしながら、「選別基準」が原判決においても適法と認定されたこと自体は、原判決の判断が誤っているものであり、そもそも選別基準を秘匿することについて、何ら外交上の正当性がないばかりでなく、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違や、40年以上の時の経過を考えれば、「選別基準」や「選別基準に準ずる」に情報を公開しても、もはや、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ない。

(2) 将来の外交交渉における不利益を生ずるおそれの有無について

ア、 不開示理由1に関する不開示情報については、通し番号1-13の文書に代表されるように、文化財の品目・数量等に関する客観的データがある。

イ、 国側は、これらの文化財の品目・数量等に関する客観的データ（あるいは「選別基準」や「選別基準に準じる」情報）が、法5条3号の不開示情報に該当する根拠として、北朝鮮及び韓国は、終戦後の日本に所在する朝鮮半島由来の古書を含む文化財について、今なお極めて強い関心とそれらが自己の所有に属するとの強い意識を持っており、日朝国交正常交渉にあたっては、文化財問題が協議の対象となることが予想され、北朝鮮はこれらが自らに返還されるべきものである旨を主張しており、韓国についても今後同様の問題を再び交渉の対象とするよう求められる可能性が十分あることをあげる。

ウ、 しかし、これらの不開示情報について、原判決は、時の経過や社会情勢の変化等を考慮すると、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容を事前に把握し又は推測する材料となりうるものとはいえないので、これを公にしたとしても、北朝鮮との交渉上不利益を生ずるおそれがないことから、法5条3号の不開示情報に該当するとは認められないと判断している。

エ、 原判決も指摘するように、日朝国交正常交渉において文化財問題が協議の対象となっても、あるいは、韓国との間で再開が懸念される文化財返還交渉においても、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違や、日韓交渉時と現在での前提状況の相違、加えて、40年以上の時の経過を考えれば、文化財に関する客観的情報やあるいは「選別基準」や「選別基準に準じる」情報が

開示されたとしても、もはや、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ず、この点に関する国の主張には根拠がない。

(3) 国の安全等の確保に関する情報該当性について

- ア、不開示理由1に関する不開示情報については、通し番号1-60の文書に代表されるように、文化財に対する評価等に関する情報がある。
- イ、国側は、これらの文化財に対する評価等に関する情報は、「将来予想される交渉に関する我が国の立場を示す対処方針等の情報」や「過去又は現在の交渉・・・に関する政府部内の検討に係る情報」（高橋・条解）に該当・準ずる情報であるから、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（法5条3号）に該当すると主張する。
- ウ、しかし、上記分類による情報は、あくまで、情報の種類を列挙したものであり、単なる講学上の分類に過ぎないから、これに外形的にあてはまるからと言って、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（法5条3号）に該当するとは言えない。

2、各文書に関する処分の違法（文化財関係文書）

(1) 通し番号1-13（乙号証なし）（原判決281頁以下、控訴理由書82頁以下）

ア、不開示部分の内容

河合文庫中官府記録目録（文書385）と題された書面であって、全部不開示とされている文書である。

原判決では、不開示部分の内容につき「韓国において収集され、京都大学付属図書館に保管されている韓国古書籍の「書名」及び「数量」等」であり「日韓会談当時における日本側の調査結果としての日本に所在する韓国古書籍（その当時京都大学付属図書館で保管中であつたもの）に関する客観的事実」と認定した。

これに対し、国側では、上記原判決の認定に加え、韓国側が京都大学付属図書館の河合文庫（文学博士河合弘民氏が朝鮮史の研究に資するために収集

した朝鮮文書類。)の中に所蔵されていると主張する目録であって、韓国古書籍の「書名」、「数量」等に加え、韓国側の主張の当否に関する各書籍に係る日本側による調査結果が記載されていると補足主張する。

イ、処分の違法性

- (ア) 以上を不開示とすることについて、原判決は、そもそも不開示情報は、日韓会談当時における日本側の調査結果としての日本に所在する韓国古書籍(その当時京都大学付属図書館で保管中であったもの)に関する客観的事実であって、時の経過や社会情勢の変化等を考慮すると、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容を事前に把握し又は推測する材料となりうるものとはいえないから、これを公にしたとしても、北朝鮮との交渉上不利益を生ずるおそれがないことから、法5条3号の不開示情報に該当するとは認められないと判示する。
- (イ) これに対し、国側は、この不開示情報について、これが開示されれば、上記1の(2)で述べたように、北朝鮮及び韓国との間で、将来の外交交渉における不利益を生ずるおそれがあると主張するが(控訴理由書86頁)、上記1の(2)の通り、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違や、日韓交渉時と現在での前提状況の相違、加えて、40年以上の時の経過を考えれば、文化財に関する客観的情報やその評価に関する情報が開示されたとしても、もはや、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ない。
- (ウ) また、国側は、上記情報に該当するものは韓国でも公開されていないことから、北朝鮮にとって、過去の交渉材料は、将来の交渉の参考資料となるばかりでなく、1-13文書中の手書き部分の記載から、原判決も不開示を適法とする選別基準(当該書籍等の評価額を含む)等をうかがい知ることも可能になると言うが、そもそも、返還協議対象の文化財の内容や所在だけでなく、その選別基準を秘匿することについても、何ら外交上の正当性がないばかりでなく、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違や、40年以上の時の経過を考えれば、返還協議対象の文化財の内容や所在だけでなく、その選別基準を公開しても、もはや、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ない。
- (エ) むしろ、文化財に関する情報については、後世における研究に資するた

め、その評価も含めて積極的にこれを開示すべきであって、本件のようなたった9ページ程度の目録の類について、これを不開示にすべき理由は全くない。

- (オ) この点、国側は、本件文書の情報は韓国でも公開されていない（なお、全面的に公開されることとなった文書383には「返還請求韓国文化財目録」中に「河合弘民蔵書（官府記録）」として記載されている）と主張するようであるが、そもそも、本件の河合文庫について言えば、現在では、河合文庫に関する研究論文等をインターネットなどを通じて取り寄せることが可能であり、これらの研究論文に紹介されている情報を見れば、本件の1-13文書における手書き部分は別としても「書名」や「数量」等の客観的データについて知ることは容易であるから、本件1-13文書の全てが不開示となっていることについては、合理的な理由が存在しない。
- (カ) 京都大学図書館機構のホームページにある京都大学附属図書館六十年史によれば、「河合文庫は文学博士河合弘民氏が朝鮮史の研究に資するために採集した、朝鮮文書類とその典籍部である。大正8年（1919）博士の遺族よりその旧蔵書793部、2,160冊を購入して、河合文庫を設置し特殊文庫の1つに加えた。博士は明治6年（1874）に生れ、明治31年東京帝国大学文科を卒業、各地の中学校に教鞭をとり、同40年東洋協会専門学校京城分校の教頭に就職した。在鮮中朝鮮史、特に李朝の財政に関する研究に没頭し、その資料として朝鮮の文書記録をはじめとし参考典籍を各方面に求めて収集した。大正5年8月「李朝税制ニ関スル研究」を江湖に問い、その業績に対して文学博士の学位を得た。その後協会専門学校本校に帰り教授の職にあったが、大正7年（1918）10月47歳で病のため夭折した。この文庫に集められたものは李朝以後のものであるが、公私の文書記録、政治、経済、宗教、風俗など多方面にわたり、朝鮮の社会史ならびに文化史の研究にも有益な利便を与えるものである。とりわけ朝鮮財政史の研究には必須の貴重な資料である。文書記録には土地、家屋、物件等の売買に関するもの、公米、公木に関するもの、その他外交、貢物等に関するものが多種多様に収蔵されている。特に李朝の財政に関する資料が豊富であることは、博士の専攻がこの方面にあったことを物語るものである。典籍も頗る多く収書の範囲も歴史的分野に限定されず、経史子集の全部門を包摂している。収書範囲は極めて広いが、しかもそれが無秩序なものでなくよく統一され体系化されていることは、博

士の学習態度が如何に綿密であり、慎重であったかを裏書きするものであろう。典籍の大部分は活字印本で、朝鮮活字印刷の歴史を実物をもって例示するものということができる。活字は多く木活字であるが、「西坡集」は朝鮮英祖 5 年（1729）の鉄活字版、また「文苑叢叢」は朝鮮世祖 11 年（1466）の行書銅活字版で、他に類例の極めて少ない典籍である。量的には多くないが、この他にも鉄活字等の金属活字版が架蔵されている。まことに本文庫は李朝 300 年の歴史の集約であり、またその輝しい文化遺産の凝集であるということができる。」と紹介されており、この中にも「西坡集」や「文苑叢叢」といった文書名が明らかとなっており、全部を不開示とする合理的な理由が存在しない。

(キ) また、ドイツ日本研究所のホームページにある「日本の大学所蔵特殊コレクション」では、河合文庫について、「朝鮮史学者の河合弘民（かわいひろたみ、1872-1918）の旧蔵書で、朝鮮の李朝時代に筆写または刊行された文書記録と典籍 2、160 冊が収蔵されている。内容は、李朝以後の公私の文書記録、政治、経済、宗教、風俗関係など多岐にわたり、朝鮮の社会史、文化史研究に有益な資料である。特に、朝鮮の財政史の研究には必須である。河合弘民は 1898 年東京帝国大学文科を卒業。中学校の教師を経て 1907 年東洋協会専門学校京城分校の教頭に就任した。朝鮮史、特に李朝の財政に関する研究に専心し、1916 年に『李朝税制ニ関スル研究』で博士の学位を取得。のち東洋協会専門学校本校の教授を務めた。目録として『海外典籍文化財調査目録：河合文庫所蔵韓国本』（1933）が刊行されている。」と紹介されており、本件文書に関する目録としては、1933 年に『海外典籍文化財調査目録：河合文庫所蔵韓国本』なる書籍が刊行されており、河合文庫の目録については広く知られているところであるから、国側が主張する「韓国においても公開されておらず」という主張は当を得ない主張であると言わざるを得ない。

(ク) また、国側は、外交交渉では臨機応変の対応が必要であるが、過去の検討方針が明らかになれば、日朝国交正常交渉において、それとの一貫性を要求されるなどして、日本側の対応が制約されること、更に、前記のことは、韓国についても、今後同様の問題を再び交渉の対象とするよう求められる可能性が十分あるから、韓国との再交渉でも同じであることを理由として、これを公にすれば、北朝鮮及び韓国との交渉上不利益を生ずるおそれがあるの

で、本件の不開示情報は、法5条3号の不開示情報に該当すると主張するが、上記1の(2)の通り、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違や、日韓交渉時と現在での前提状況の相違、加えて、40年以上の時の経過を考えれば、文化財に関する客観的情報やその評価に関する情報が開示されたとしても、もはや、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ない。

(ケ) 付け加えて言えば、例えば、文化財に関する全部不開示文書としては文書379・380・381・383・384があったが、今回、原判決の判断を受けて、「書名」や「数量」等を含めて、これを全部開示する等しているにも関わらず、本件の1-13文書はいまだに全部不開示であり、全面的に開示された文書(あるいは、今回、部分的に開示された文書など)と比べてみても、本件文書だけが全部不開示となっている理由が明確でない。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(法5条3号)に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

(2) 通し番号1-60 (乙A第107号証)(原判決558頁以下、控訴理由書87頁以下)

ア、不開示部分の内容

1-60の文書(文書386)のうち、控訴人が控訴審において争う不開示情報は、原判決の認定によれば「日韓会談当時における日本側の調査結果としての宮内庁書陵部が所蔵していた書籍に関する客観的事実」とされるが、これに対し、国側は、より具体的には、「宮内庁書陵部の統監本と曾禰本の調査結果」と題する表のうち、専門家により希少本と評価されるなどされたもので、外務省の調査において貴重本ないしそれに準ずる価値を有すると判断された書籍の部冊数であると補足主張する。なお、1-61の文書(文書387)では、書籍の「書名」などの具体的情報が既に開示されている。

イ、処分の違法性

- (ア) 以上を不開示とすることについて、原判決は、そもそも不開示情報は、日韓会談当時における日本側の調査結果としての宮内庁書陵部が所蔵していた書籍に関するに関する客観的事実にすぎないから、現在において日朝国交正常化で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても、当該文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等を考慮すると、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容を事前に把握し又は推測する材料となりうるものとはいえないから、これを公にしたとしても、北朝鮮との交渉上不利益を生ずるおそれがないことから、法5条3号の不開示情報に該当するとは認められないと判示する。
- (イ) これに対し、国側は、この不開示情報について、これが開示されれば、上記1の(2)で述べたように、北朝鮮及び韓国との間で、将来の外交交渉における不利益を生ずるおそれがあると主張するが(控訴理由書86頁)、上記1の(2)の通り、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違や、日韓交渉時と現在での前提状況の相違、加えて、40年以上の時の経過を考えれば、文化財に関する客観的情報やその評価に関する情報が開示されたとしても、もはや、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ない。
- (ウ) また、国側は、価値の高い書籍として日本側が重視していた書籍の数は、上記1の(3)で述べたように、「将来予想される交渉に関する我が国の立場を示す対処方針等の情報」や「過去又は現在の交渉・・・に関する政府部内の検討に係る情報」(高橋・条解)に該当・準ずる情報であるから、(控訴理由書90・91頁)当該情報が国の安全等の確保に関するもの(法5条3号)に該当すると主張するが、上記1の(3)の通り、前記分類による情報は、あくまで、情報の種類を列挙したものであり、単なる講学上の分類に過ぎないから、これに外形的にあてはまるからと言って、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(法5条3号)に該当するとは言えない。
- (エ) 更に、国側は、外務省の調査において貴重本ないしそれに準ずる価値を有すると判断された書籍の部冊数が明らかとなれば、原判決も不開示を適法とする選別基準(当該書籍等の評価額を含む)等をうかがい知ることも可能と言うが、そもそも、返還協議対象の文化財の内容や所在だけでなく、その選別基準を秘匿することについても、何ら外交上の正当性がないばかりでな

く、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違や、40年以上の時の経過を考えれば、その選別基準(当該書籍等の評価額を含む)等を公開しても、もはや、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ない。

(オ) むしろ、本件の不開示情報は、研究者によって貴重本ないしそれに準ずる価値を有すると判断された書籍の部冊数に関する情報であるから、それだけでも学術的な価値を有する情報であると言えるのであって、そのような文化財に関する情報については、後世における研究に資するため、その評価も含めて積極的にこれを開示すべきであって、本件のようなたった1ページ程度の表について、これを不開示にすべき理由は全くない。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(法5条3号)に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

(3) 通し番号 1-61 (乙A第502号証)(原判決561頁以下, 控訴理由書91頁以下)

ア、不開示部分の内容

1-61の文書(文書387)の不開示情報は、原判決の認定によれば「宮内庁書陵部所蔵の韓国古書籍の書名及び冊数等」とされるが、これに対し、国側は、控訴審において争う部分は、「宮内庁書陵部所蔵目録」と題する文書のうち、各古書籍について、専門家により希少本と評価され書籍に付された記号であり、1-60の文書(文書386)においては、冊数だけが不開示情報となっているが、ここでは、より具体的に、各古書籍について、専門家により希少本と評価された部分が不開示情報となっていると補足主張する。

イ、処分の違法性

(ア) 以上を不開示とすることについて、原判決は、そもそも不開示情報は、日韓会談当時における日本側の調査結果としての宮内庁書陵部が所蔵していた韓国古書籍に関するに関する客観的事実にすぎないから、現在において

日朝国交正常化で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても、当該文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等を考慮すると、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容を事前に把握し又は推測する材料となりうるものとはいえないから、これを公にしたとしても、北朝鮮との交渉上不利益を生ずるおそれがないことから、法5条3号の不開示情報に該当するとは認められないと判示する。

- (イ) これに対し、国側は、この不開示情報について、これが開示されれば、上記1の(2)で述べたように、北朝鮮及び韓国との間で、将来の外交交渉における不利益を生ずるおそれがあると主張するが(控訴理由書86頁)、上記1の(2)の通り、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違や、日韓交渉時と現在での前提状況の相違、加えて、40年以上の時の経過を考えれば、文化財に関する客観的情報やその評価に関する情報が開示されたとしても、もはや、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ない。
- (ウ) また、国側は、価値の高い書籍として日本側が重視していた書籍の数は、上記1の(3)で述べたように、「将来予想される交渉に関する我が国の立場を示す対処方針等の情報」や「過去又は現在の交渉・・・に関する政府部内の検討に係る情報」(高橋・条解)に該当・準ずる情報であるから、(控訴理由書90・91頁)当該情報が国の安全等の確保に関するもの(法5条3号)に該当すると主張するが、上記1の(3)の通り、前記分類による情報は、あくまで、情報の種類を列挙したものであり、単なる講学上の分類に過ぎないから、これに外形的にあてはまるからと言って、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(法5条3号)に該当するとは言えない。
- (エ) 更に、国側は、価値の高い書籍として日本側が重視していた書籍が特定されれば、原判決も不開示を適法とする選別基準(当該書籍等の評価額を含む)等をうかがい知ることも可能と言うが、そもそも、具体的な書名等が既に開示されているのであるから、その評価を秘匿することについて、何ら外交上の正当性がないばかりでなく、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違や、40年以上の時の経過を考えれば、その選別基準(当該書籍等の評価額を含む)等を公開しても、もはや、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ない。
- (オ) むしろ、本件の不開示情報は、研究者によって希少本と評価された古書

籍に関する情報であるから、それだけでも学術的な価値を有する情報であると言えるのであって、そのような文化財に関する情報については、後世における研究に資するため、その評価も含めて積極的にこれを開示すべきであって、これを不開示にすべき理由は全くない。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（法5条3号）に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

(4) 通し番号 1-62 (乙A第221号証) (原判決564頁以下, 控訴理由書95頁以下)

ア、不開示部分の内容

1-62の文書(文書390)のうち、控訴人が控訴審において争う不開示情報は、原判決の認定によれば「逋信文化財の帰属等に関する事項」とされるが、これに対し、国側は、より具体的には、昭和40年頃、韓国から返還の請求を受けていた「逋信文化財について、外務省が、それを返還するとした場合、その受領権限が韓国又は北朝鮮のいずれに帰属するのかを検討した内容等」が記載されていると補足主張する。

イ、処分の違法性

(ア) 以上を不開示とすることについて、原判決は、そもそも不開示情報は、日韓会談当時における日本側の調査結果としての逋信博物館に所蔵されていた韓国郵便文化財等に関する客観的事実にすぎないし、逋信博物館所蔵の韓国関係逋信文化財の品名等も既に公にされていることなど、当該文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等を考慮すると、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容を事前に把握し又は推測する材料となりうるものとはいえないから、これを公にしたとしても、北朝鮮との交渉上不利益を生ずるおそれがないことから、法5条3号の不開示情報に該当するとは認められないと判示する(原判決570頁)。

(イ) これに対し、国側は、この不開示情報について、これが開示されれば、

上記1の(2)で述べたように、北朝鮮及び韓国との間で、将来の外交交渉における不利益を生ずるおそれがあると主張するが(控訴理由書93頁)、上記1の(2)の通り、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違や、日韓交渉時と現在での前提状況の相違、加えて、40年以上の時の経過を考えれば、文化財に関する客観的情報やその評価に関する情報が開示されたとしても、もはや、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ない。

(ウ) また、国側は、外務省が、郵便文化財を返還するとした場合、その受領権限が韓国又は北朝鮮のいずれに帰属するのかを検討した内容は、上記1の(3)で述べたように、「将来予想される交渉に関する我が国の立場を示す対処方針等の情報」や「過去又は現在の交渉・・・に関する政府部内の検討に係る情報」(高橋・条解)に該当・準ずる情報であるから、(控訴理由書94頁)当該情報が国の安全等の確保に関するもの(法5条3号)に該当すると主張するが、上記1の(3)の通り、前記分類による情報は、あくまで、情報の種類を列挙したものであり、単なる講学上の分類に過ぎないから、これに外形的にあてはまるからと言って、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(法5条3号)に該当するとは言えない。

(エ) 更に、国側は、外務省が、郵便文化財を返還するとした場合、その受領権限が韓国又は北朝鮮のいずれに帰属するのかを検討した内容が開示されれば、原判決も不開示を適法とする選別基準(当該書籍等の評価額を含む)等をうかがい知ることも可能と言うが、そもそも、受領権限について言えば、既が開示されている情報には、文化財の帰属先として地名の記載があるから、それらの記載からでも、その受領権限が韓国又は北朝鮮のいずれに帰属するのかを検討した内容は推測できるのであり、結果、その評価等を秘匿することについて、何ら外交上の正当性がないばかりでなく、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違や、40年以上の時の経過を考えれば、その選別基準等を公開しても、もはや、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ない。

ウ、 以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(法5条3号)に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと

言わざるを得ない。

- (5) 通し番号 1-63 (乙A第222号証) (原判決572頁以下, 控訴理由書99頁以下)

ア、不開示部分の内容

1-63の文書(文書458)のうち、控訴人が控訴審において争う不開示情報は、原判決の認定によれば「日韓会談の当時、日本側が韓国側に依頼した内容であって「墓誌」の調査に関するもの」とされるが、これに対し、国側は、より具体的には、墓誌の調査に関して、「日本側が韓国側に対して関心事項に係る調査を依頼し、その調査結果いかんによって、日本政府が当該墓誌に係る韓国側の返還要求に対していかなる対応をするかについても言及されている」情報であると補足主張する。

イ、処分の違法性

- (ア) 以上を不開示とすることについて、原判決は、そもそも不開示情報は、日韓会談の当時、日本側が韓国側に依頼した内容であって「墓誌」の調査に関するものに過ぎないから、当該文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等を考慮すると、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容を事前に把握し又は推測する材料となりうるものとはいえないから、これを公にしたとしても、北朝鮮との交渉上不利益を生ずるおそれがないことから、法5条3号の不開示情報に該当するとは認められないと判示する(原判決576頁)。
- (イ) これに対し、国側は、この不開示情報について、これが開示されれば、上記1の(2)で述べたように、北朝鮮及び韓国との間で、将来の外交交渉における不利益を生ずるおそれがあると主張するが(控訴理由書101頁)、上記1の(2)の通り、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違や、日韓交渉時と現在での前提状況の相違、加えて、40年以上の時の経過を考えれば、文化財に関する客観的情報やその評価に関する情報が開示されたとしても、もはや、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ない。
- (ウ) また、国側は、墓誌の調査に関して、日本側が韓国側に対して関心事項

に係る調査を依頼し、その調査結果いかんによって、日本政府が当該墓誌に係る韓国側の返還要求に対していかなる対応をするかについても言及されている情報は、上記1の(3)で述べたように、「将来予想される交渉に関する我が国の立場を示す対処方針等の情報」や「過去又は現在の交渉・・・に関する政府部内の検討に係る情報」(高橋・条解)に該当・準ずる情報であるから、(控訴理由書94頁)当該情報が国の安全等の確保に関するもの(法5条3号)に該当すると主張するが、上記1の(3)の通り、前記分類による情報は、あくまで、情報の種類を列挙したものであり、単なる講学上の分類に過ぎないから、これに外形的にあてはまるからと言って、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(法5条3号)に該当するとは言えない。

(エ) 更に、国側は、墓誌の調査に関して、日本側が韓国側に対して関心事項に係る調査を依頼し、その調査結果いかんによって、日本政府が当該墓誌に係る韓国側の返還要求に対していかなる対応をするかについても言及されている内容が開示されれば、原判決も不開示を適法とする選別基準等をうかがい知ることも可能と言うが、そもそも、墓誌の調査結果等を秘匿することについて、何ら外交上の正当性がないばかりでなく、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違や、40年以上の時の経過を考えれば、その選別基準等を公開しても、もはや、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ない。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(法5条3号)に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

(6) 通し番号 1-74 (乙A第231号証)(原判決656頁以下、控訴理由書109頁以下)

ア、不開示部分の内容

1-74の文書(文書567)の不開示情報は、原判決の認定によれば概ね「日韓会談当時、東京国立博物館に所蔵されていた韓国関係文化財又は美術品の「品名」及び「数量」等」とされるが、これに対し、国側は、

より具体的には、不服部分①部分には、韓国の依頼に基づいた調査結果として、東京国立博物館所蔵の468点について、所蔵するに至った年月日、入手方法、その他の特記事項について日本側が個別に調査、検討した結果が記載されており、不服部分②部分には、韓国の依頼に基づかない独自調査によって朝鮮半島由来の文化財であると確認した物品の種類、入手時期、入手先等が記載されており、更に不服部分③部分には、韓国側が引き渡しを要求してくると予想される物品について作成した日本側の調査結果（品名・個数・当該物品の概要・性質・特徴・状態・入手時期・入手方法等）が記載されていると補足主張する。

イ、処分の違法性

- (ア) 以上を不開示とすることについて、原判決は、そもそも不開示情報は、日韓会談当時、東京国立博物館に所蔵されていた韓国関係文化財又は美術品の「品名」及び「数量」等であって、韓国関係文化財又は美術品に関する客観的事実にすぎないから、現在において日朝国交正常化で文化財問題として協議の対象となり得るとしても、当該文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等を考慮すると、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容を事前に把握し又は推測する材料となりうるものとはいえないから、これを公にしたとしても、北朝鮮との交渉上不利益を生ずるおそれがないことから、法5条3号の不開示情報に該当するとは認められないと判示する。
- (イ) これに対し、国側は、この不開示情報について、これが開示されれば、上記1の(2)で述べたように、北朝鮮及び韓国との間で、将来の外交交渉における不利益を生ずるおそれがあると主張するが(控訴理由書111頁)、上記1の(2)の通り、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違や、日韓交渉時と現在での前提状況の相違、加えて、40年以上の時の経過を考えれば、文化財に関する客観的情報やその評価に関する情報が開示されたとしても、もはや、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ない。
- (ウ) また、国側は、本件不開示情報は、上記1の(3)で述べたように、「将来予想される交渉に関する我が国の立場を示す対処方針等の情報」や「過去又は現在の交渉・・・に関する政府部内の検討に係る情報」(高橋・条解)に該当・準ずる情報であるから、(控訴理由書113頁)当該情報が国の安

全等の確保に関するもの（法5条3号）に該当すると主張するが、上記1の（3）の通り、前記分類による情報は、あくまで、情報の種類を列挙したものであり、単なる講学上の分類に過ぎないから、これに外形的にあてはまるからと言って、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（法5条3号）に該当するとは言えない。

(エ) 更に、国側は、本件不開示情報は、北朝鮮や韓国に開示されていない独自の調査結果であって、韓国に寄贈されていない文化財についての情報も含まれていることからすれば、これが公になれば、北朝鮮との国交正常化交渉における文化財問題の交渉において、北朝鮮や韓国が、その情報を有利に利用してくることが予想されるだけでなく、韓国に寄贈した文化財と寄贈しなかった文化財との照合を行えば、文化財の選別基準を推測することが可能であるから、原判決も不開示を適法とする選別基準（当該書籍等の評価額を含む）等をうかがい知ることが可能と言うが、そもそも、韓国関係文化財又は美術品の「品名」及び「数量」等の情報が既に開示されているのであるから、その入手時期や入手方法等を秘匿することについて、何ら外交上の正当性がないばかりでなく、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違や、40年以上の時の経過を考えれば、その選別基準（当該書籍等の評価額を含む）等を公開しても、もはや、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ない。むしろ、本件の不開示情報は、東京国立博物館所蔵の468点について、所蔵するに至った年月日、入手方法等に関する情報であるから、それだけでも学術的な価値を有する情報であると言えるのであって、そのような文化財に関する情報については、後世における研究に資するため、その評価も含めて積極的にこれを開示すべきであって、これを不開示にすべき理由は全くない。

(オ) また、国側は、①部分に係る所蔵品は東京国立博物館が所蔵するものであるが、これについて北朝鮮や韓国が返還を要求すると、日本政府だけの判断では対処できず、日本政府が対応に窮することとなる点を不開示の理由とするが、そのような事情が、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性があるとは到底考えられない。

ウ、 以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（法5条3号）に当る

ことを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

(7) 通し番号 1-75 (乙A第232号証) (原判決659頁以下, 控訴理由書115頁以下)

ア、不開示部分の内容

1-75の文書(文書570)における不開示情報は、原判決の認定によれば「専ら国有の朝鮮関係文化財の現状についての」具体的なリストのようなものとされるが、これに対し、国側は、より具体的には、国有文化財の現状にとどまらず、日本側の基本的な解決方針や具体的な提案の内容、それに対する韓国側の予想される認識、対応等が記載されていると補足主張する。

イ、処分の違法性

(ア) 以上を不開示とすることについて、原判決は、そもそも不開示情報は、専ら国有の朝鮮関係文化財の現状についての具体的なリストのようなものであって、国側が主張するような日韓国交正常化交渉において議論されることが予想される文化財問題の具体的な問題点及びその解決策について政府部内で検討した内容、経過等であると見ることはできないので、結局、これを公にしたとしても、現在において日朝国交正常化で文化財問題として協議の対象となり得るとしても、当該文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等を考慮すると、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容を事前に把握し又は推測する材料となりうるものとはいえず、北朝鮮との交渉上不利益を生ずるおそれがないことから、法5条3号の不開示情報に該当するとは認められないと判示する。

(イ) これに対し、国側は、この不開示情報について、これが開示されれば、上記1の(2)で述べたように、北朝鮮及び韓国との間で、将来の外交交渉における不利益を生ずるおそれがあると主張するが(控訴理由書116頁)、上記1の(2)の通り、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違や、日韓交渉時と現在での前提状況の相違、加えて、40年以上の時の経過を考えれば、文化財に関する客観的情報やその評価に関する情報が開示されたとしても、

もはや、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ない。

(ウ) また、国側は、本件不開示情報は、上記1の(3)で述べたように、「過去又は現在の交渉・・・に関する政府部内の検討に係る情報」(高橋・条解)に該当・準ずる情報であるから、(控訴理由書117頁)当該情報が国の安全等の確保に関するもの(法5条3号)に該当すると主張するが、上記1の(3)の通り、前記分類による情報は、あくまで、情報の種類を列挙したものであり、単なる講学上の分類に過ぎないから、これに外形的にあてはまるからと言って、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(法5条3号)に該当するとは言えない。

(エ) 国側は、本件不開示情報は、北朝鮮との国交正常化交渉での文化財返還問題において、弱点とも捉えられかねない意味合いの内容を含んでいるから、北朝鮮や韓国が、その情報を有利に利用してくることが予想されるから、原判決も不開示を適法とする選別基準(当該書籍等の評価額を含む)等をうかがい知ることが可能と言うが、そもそも、日韓国交正常化交渉において議論されることが予想される文化財問題の具体的な問題点及びその解決策について政府部内で検討した内容、経過等を秘匿することについて、何ら外交上の正当性がないばかりでなく、本件不開示情報は、たった1ページ程度の記載内容であるから、そのような簡単な検討内容について北朝鮮や韓国が知るところとなっても、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違や、40年以上の時の経過を考えれば、その選別基準等を公開しても、もはや、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ない。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(法5条3号)に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

(8) 通し番号 1-80 (乙A第237号証)(原判決696頁以下, 控訴理由書119頁以下)

ア、不開示部分の内容

1-80の文書（文書583）のうち、控訴人が控訴審において争う不開示情報は、原判決の認定によれば「国立国会図書館その他の日本国内に所在する韓国文化財及び書籍等の「品目」「数量」及び「所蔵場所」等」に関する情報とされるが、これに対し、国側は、より具体的には、外務省からの調査依頼に応じて図書館等（不開示部分②については米澤文庫、不開示部分④については蓬左文庫）が、朝鮮半島由来の所蔵図書について具体的な書名や冊数を記録して提出した目録等であり、日本国内に所在する韓国文化財及び書籍等の「品目」「数量」及び「所蔵場所」等に関する情報であると補足主張する。

イ、処分の違法性

- (ア) 以上を不開示とすることについて、原判決は、そもそも不開示情報は、日韓会談当時における日本側の調査結果としての日本に所在する韓国文化財及び書籍等に関する客観的事実にすぎないから、結局、これを公にしたとしても、現在において日朝国交正常化で文化財問題として協議の対象となり得るとしても、当該文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等を考慮すると、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容を事前に把握し又は推測する材料となりうるものとはいえず、北朝鮮との交渉上不利益を生ずるおそれがないことから、法5条3号の不開示情報に該当するとは認められないと判示する（原判決697頁）。
- (イ) これに対し、国側は、この不開示情報について、これが開示されれば、上記1の(2)で述べたように、北朝鮮及び韓国との間で、将来の外交交渉における不利益を生ずるおそれがあると主張するが（控訴理由書121頁）、上記1の(2)の通り、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違や、日韓交渉時と現在での前提状況の相違、加えて、40年以上の時の経過を考えれば、文化財に関する客観的情報やその評価に関する情報が開示されたとしても、もはや、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ない。
- (ウ) また、国側は、本件不開示情報は、上記1の(3)で述べたように、「過去又は現在の交渉・・・に関する政府部内の検討に係る情報」（高橋・条解）に該当・準ずる情報であるから、（控訴理由書123頁）当該情報が国の安全等の確保に関するもの（法5条3号）に該当すると主張するが、上記1の

(3) の通り、前記分類による情報は、あくまで、情報の種類を列挙したものであり、単なる講学上の分類に過ぎないから、これに外形的にあてはまるからと言って、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（法5条3号）に該当するとは言えない。

(エ) 国側は、本件不開示情報は、韓国に引き渡していない文化財の具体的な品目を含む情報であり、韓国に寄贈した文化財と寄贈しなかった文化財との照合を行えば、文化財の選別基準を推測することが可能であるから、原判決も不開示を適法とする選別基準（当該書籍等の評価額を含む）等をうかがい知ることが可能になると言うが、そもそも、本件不開示情報は、日本に所在する韓国文化財及び書籍等に関する客観的事実をも含んでいる点が不当であり、また、日韓国交正常化交渉において議論されることが予想される文化財問題の具体的な問題点及びその解決策について政府部内で検討した内容、経過等を秘匿することについて、何ら外交上の正当性がないばかりでなく、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違や、40年以上の時の経過を考えれば、その選別基準等を公開しても、もはや、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ない。

(オ) また、国側は、不開示部分②に関しては米澤文庫が、不開示部分④に関しては蓬左文庫が、それぞれ所蔵する書籍であるが、これらについて北朝鮮や韓国が返還を要求すると、日本政府だけの判断では対処できず、日本政府が対応に窮することとなる点を不開示の理由とするが、そのような事情が、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性があるとは到底考えられない。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（法5条3号）に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

(9) 通し番号 1-81 (乙A第238号証) (原判決699頁以下, 控訴理由書124頁以下)

ア、不開示部分の内容

1-81の文書(文書584)の不開示情報は、には、判決の認定によ

れば「いずれも大学図書館その他の日本国内に所在する韓国文化財及び書籍等の「品目」「数量」及び「所蔵場所」等」に関する情報とされるが、これに対し、国側は、より具体的には、外務省からの調査依頼に応じて図書館等が、朝鮮半島由来の所蔵図書について具体的な書名や冊数を記録して提出した目録等であり、京都大学(不開示部分①)、蓬左文庫(不開示部分②)及び宮内庁図書寮(不開示部分③)から回答された、それぞれが所蔵する韓国文化財及び書籍等の目録であって、品名、数量及び所蔵場所、入手年月日、入手方法等(なお、不開示部分②については経済的評価に関する情報を含む)が記載されていると補足主張する。

イ、処分の違法性

- (ア) 以上を不開示とすることについて、原判決は、不開示部分②の経済的評価に関する情報を除き、そもそも不開示情報は、日韓会談当時における日本側の調査結果としての日本国内に所在する韓国文化財及び書籍等に関する客観的事実にすぎないから、結局、これを公にしたとしても、現在において日朝国交正常化で文化財問題として協議の対象となり得るとしても、当該文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等を考慮すると、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容を事前に把握し又は推測する材料となりうるものとはいえず、北朝鮮との交渉上不利益を生ずるおそれがないことから、法5条3号の不開示情報に該当するとは認められないと判示する(原判決701頁)。
- (イ) これに対し、国側は、この不開示情報について、これが開示されれば、上記1の(2)で述べたように、北朝鮮及び韓国との間で、将来の外交交渉における不利益を生ずるおそれがあると主張するが(控訴理由書126頁)、上記1の(2)の通り、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違や、日韓交渉時と現在での前提状況の相違、加えて、40年以上の時の経過を考えれば、文化財に関する客観的情報やその評価に関する情報が開示されたとしても、もはや、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ない。
- (ウ) また、国側は、本件不開示情報は、上記1の(3)で述べたように、「過去又は現在の交渉・・・に関する政府部内の検討に係る情報」(高橋・条解)に該当・準ずる情報であるから、(控訴理由書90・91頁)当該情報が国

の安全等の確保に関するもの（法5条3号）に該当すると主張するが、上記1の（3）の通り、前記分類による情報は、あくまで、情報の種類を列挙したものであり、単なる講学上の分類に過ぎないから、これに外形的にあてはまるからと言って、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（法5条3号）に該当するとは言えない。

(エ) 国側は、本件不開示情報は、経済的評価に関する情報を含む朝鮮半島由来の韓国文化財及び書籍等に関する、品名、数量及び所蔵場所、入手年月日、入手方法等であるが、これらの情報が公になれば、文化財の選別基準を推測することが可能であるから、原判決も不開示を適法とする選別基準（当該書籍等の評価額を含む）等をうかがい知ることが可能になると言うが、本件不開示情報は、日本に所在する韓国文化財及び書籍等に関する客観的事実をも含んでいる点において不当であり、そもそも、文化財の選別基準を秘匿することについて、何ら外交上の正当性がないばかりでなく、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違や、40年以上の時の経過を考えれば、その選別基準等を公開しても、もはや、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ない。

(オ) また、国側は、図書館等が所蔵するものであるが、これについて北朝鮮や韓国が返還を要求すると、日本政府だけの判断では対処できず、日本政府が対応に窮することとなる点を不開示の理由とするが、そのような事情が、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性があるとは到底考えられない。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（法5条3号）に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

(10) 通し番号 1-82 (乙A第239号証) (原判決703頁以下,
控訴理由書130頁以下)

ア、不開示部分の内容

1-82の文書(文書586)における不開示情報は、原判決の認定によれば「日韓会談当時における日本側の調査結果としての日本国内に所在

する韓国文化財及び書籍等に関する客観的事実」とされるが、これに対し、国側は、控訴審において争う部分をより具体的に言うと、外務省からの調査依頼に応じて、尊経閣文庫が、朝鮮半島由来の所蔵図書について具体的な書名や冊数を記録して提出した目録等であり、韓国側に引き渡されなかった文書も含めて、品目・数量等が詳細に記載されているものであると補足主張する。

イ、処分の違法性

- (ア) 以上を不開示とすることについて、原判決は、そもそも不開示情報は、日韓会談当時における日本側の調査結果としての日本国内に所在する韓国文化財及び書籍等に関する客観的事実にすぎないから、結局、これを公にしたとしても、現在において日朝国交正常化で文化財問題として協議の対象となり得るとしても、当該文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等を考慮すると、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容を事前に把握し又は推測する材料となりうるものとはいえず、北朝鮮との交渉上不利益を生ずるおそれがないことから、法5条3号の不開示情報に該当するとは認められないと判示する（原判決704頁）。
- (イ) これに対し、国側は、この不開示情報について、これが開示されれば、上記1の(2)で述べたように、北朝鮮及び韓国との間で、将来の外交交渉における不利益を生ずるおそれがあると主張するが（控訴理由書131頁）、上記1の(2)の通り、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違や、日韓交渉時と現在での前提状況の相違、加えて、40年以上の時の経過を考えれば、文化財に関する客観的情報やその評価に関する情報が開示されたとしても、もはや、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ない。
- (ウ) また、国側は、本件不開示情報は、上記1の(3)で述べたように、「過去又は現在の交渉・・・に関する政府部内の検討に係る情報」（高橋・条解）に該当・準ずる情報であるから、（控訴理由書133頁）当該情報が国の安全等の確保に関するもの（法5条3号）に該当すると主張するが、上記1の(3)の通り、前記分類による情報は、あくまで、情報の種類を列挙したものであり、単なる講学上の分類に過ぎないから、これに外形的にあてはまるからと言って、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（法5条3号）に

該当するとは言えない。

(エ) 国側は、本件不開示情報は、朝鮮半島由来の所蔵図書（韓国に引き渡されなかったものも含む）等に関する、品名、数量等であるが、これらの情報が公になれば、韓国に寄贈した文化財と寄贈しなかった文化財との照合を行えば、文化財の選別基準を推測することが可能であるから、原判決も不開示を適法とする選別基準等をうかがい知ることが可能になると言うが、そもそも、文化財の選別基準を秘匿することについて、何ら外交上の正当性がないばかりでなく、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違や、40年以上の時の経過を考えれば、その選別基準等を公開しても、もはや、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ない。

(オ) むしろ、本件の不開示情報は、朝鮮半島由来の韓国文化財及び書籍等に関する、品名、数量及び所蔵場所、入手年月日、入手方法等であるから、それだけでも学術的な価値を有する情報であると言えるのであって、そのような文化財に関する情報については、後世における研究に資するため、その評価も含めて積極的にこれを開示すべきであって、これを不開示にすべき理由は全くない。

(カ) また、国側は、本件の不開示となっている尊経閣文庫所在の書籍類は、一般の財団法人が運営する図書館が所蔵するものであるが、これについて北朝鮮や韓国が返還を要求すると、日本政府だけの判断では対処できず、日本政府が対応に窮することとなる点を不開示の理由とするが、そのような事情が、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性があるとは到底考えられない。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（法5条3号）に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

(11) 通し番号 1-83 (乙A第240号証) (原判決706頁以下,
控訴理由書134頁以下)

ア、不開示部分の内容

1-83の文書（文書587）における不開示情報は、77頁にも及ぶ不開示情報であって、原判決の認定によれば「東洋文庫に所蔵されていた韓国書籍等の「品目」「数量」及び「所蔵場所」等」に関する情報とされるが、これに対し、国側は、控訴審において争う部分をより具体的に言うと、外務省からの調査依頼に応じて当時の東洋文庫の田川博士が、朝鮮半島由来の所蔵図書について具体的な書名や冊数を記録して提出した目録等であり、河合文庫（京大図書館）、米沢文庫の上杉家本邸、南葵文庫（東大図書館）及び米沢図書館にそれぞれ所蔵されていた朝鮮半島由来の書籍等の品目・数量等が詳細に記載されているものであると補足主張する。

イ、処分の違法性

- (ア) 以上を不開示とすることについて、原判決は、そもそも不開示情報は、日韓会談当時における日本側の調査結果としての日本国内に所在する韓国書籍等に関する客観的事実にすぎないから、結局、これを公にしたとしても、現在において日朝国交正常化で文化財問題として協議の対象となり得るとしても、当該文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等を考慮すると、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容を事前に把握し又は推測する材料となりうるものとはいえず、北朝鮮との交渉上不利益を生ずるおそれがないことから、法5条3号の不開示情報に該当するとは認められないと判示する。
- (イ) これに対し、国側は、この不開示情報について、これが開示されれば、上記1の(2)で述べたように、北朝鮮及び韓国との間で、将来の外交交渉における不利益を生ずるおそれがあると主張するが（控訴理由書136頁）、上記1の(2)の通り、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違や、日韓交渉時と現在での前提状況の相違、加えて、40年以上の時の経過を考えれば、文化財に関する客観的情報やその評価に関する情報が開示されたとしても、もはや、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ない。
- (ウ) また、国側は、本件不開示情報は、上記1の(3)で述べたように、「将来予想される交渉に関する我が国の立場を示す対処方針等の情報」や「過去又は現在の交渉・・・に関する政府部内の検討に係る情報」（高橋・条解）に該当・準ずる情報であるから、当該情報が国の安全等の確保に関するもの

(法5条3号)に該当すると主張するが、上記1の(3)の通り、前記分類による情報は、あくまで、情報の種類を列挙したものであり、単なる講学上の分類に過ぎないから、これに外形的にあてはまるからと言って、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(法5条3号)に該当するとは言えない。

(エ) 国側は、本件不開示情報は、朝鮮半島由来の韓国書籍(韓国に引き渡されなかったものも含む)等に関する、品名、数量等であるが、これらの情報が公になれば、韓国に寄贈した文化財と寄贈しなかった文化財との照合を行えば、文化財の選別基準を推測することが可能であるから、原判決も不開示を適法とする選別基準(当該書籍等の評価額を含む)等をうかがい知ることが可能になると言うが、そもそも、本件不開示情報は、日本に所在する韓国文化財及び書籍等に関する客観的事実をも含んでいる点が不当であり(特に、河合文庫について言えば、通し番号1-13文書で述べたとおり、既に、明らかとなっている韓国書籍の品名、数量等もある)、また、原判決も不開示を適法とする選別基準等をうかがい知ることが可能になると言うが、そもそも、文化財の選別基準を秘匿することについて、何ら外交上の正当性がないばかりでなく、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違や、40年以上の時の経過を考えれば、その選別基準等を公開しても、もはや、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ない。

(オ) また、国側は、図書館等が所蔵するものであるが、これについて北朝鮮や韓国が返還を要求すると、日本政府だけの判断では対処できず、日本政府が対応に窮することとなる点を不開示の理由とするが、そのような事情が、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性があるとは到底考えられない。

(カ) むしろ、本件の不開示情報は、当時の東洋文庫の田川博士が作成した、朝鮮半島由来の韓国書籍等に関する、河合文庫(京大図書館)、米沢文庫の上杉家本邸、南葵文庫(東大図書館)及び米沢図書館にそれぞれ所蔵されていた朝鮮半島由来の書籍等の品目・数量等の一覧であるから、それだけでも学術的な価値を有する情報であると言えるのであって、そのような文化財に関する情報については、後世における研究に資するため、その評価も含めて積極的にこれを開示すべきであって、これを不開示にすべき理由は全くない。

ウ、 以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(法5条3号)に当る

ことを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

(12) 通し番号 1-84 (乙A第241号証) (原判決709頁以下, 控訴理由書139頁以下)

ア、不開示部分の内容

1-84の文書(文書588)における不開示情報は、原判決の認定によれば「日韓会談当時の東京国立博物館に所蔵されていた韓国文化財及び書籍等の品目」「数量」及び「所蔵場所」等に関する情報とされるが、これに対し、国側は、控訴審において争う部分をより具体的に言うと、不服部分①には、韓国側が日本側に調査を依頼した東京国立博物館所蔵の468点について、所蔵するに至った年月日、入手方法、その他の特記事項について日本側が個別に調査、検討した結果であり、韓国に寄贈していない品目も含まれる情報が記載されており、不服部分②には、韓国の依頼に基づかない独自調査によって朝鮮半島由来の文化財であると確認した物品の種類、入手時期、入手先等であって、韓国側に対しても明らかにされていない情報が記載されており、不服部分③及び④は、不服部分①及び②と同じ情報が記載されていると補足主張する。

イ、処分の違法性

(ア) 以上を不開示とすることについて、原判決は、本件不開示情報は、日韓会談当時における日本側の調査結果としての当時の東京国立博物館に所蔵されていた韓国文化財及び書籍等に関する客観的事実にすぎないから、結局、これを公にしたとしても、現在において日朝国交正常化で文化財問題として協議の対象となり得るとしても、当該文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等を考慮すると、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容を事前に把握し又は推測する材料となりうるものとはいえず、北朝鮮との交渉上不利益を生ずるおそれがないことから、法5条3号の不開示情報に該当するとは認められないと判示する。

(イ) これに対し、国側は、これらの不開示情報について、これが開示されれば、上記1の(2)で述べたように、北朝鮮及び韓国との間で、将来の外交

交渉における不利益を生ずるおそれがあると主張するが（控訴理由書141頁）、上記1の（2）の通り、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違や、日韓交渉時と現在での前提状況の相違、加えて、40年以上の時の経過を考えれば、文化財に関する客観的情報やその評価に関する情報が開示されたとしても、もはや、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ない。

（ウ） また、国側は、これらの不開示情報は、上記1の（3）で述べたように、「過去又は現在の交渉・・・に関する政府部内の検討に係る情報」（高橋・条解）に該当・準ずる情報であるから、（控訴理由書143頁）当該情報が国の安全等の確保に関するもの（法5条3号）に該当すると主張するが、上記1の（3）の通り、前記分類による情報は、あくまで、情報の種類を列挙したものであり、単なる講学上の分類に過ぎないから、これに外形的にあてはまるからと言って、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（法5条3号）に該当するとは言えない。

（エ） 更に、国側は、本件不開示情報は、北朝鮮や韓国に開示されていない独自の調査結果であって、韓国に寄贈されていない文化財についての情報も含まれていることからすれば、これが公になれば、北朝鮮との国交正常化交渉における文化財問題の交渉において、北朝鮮や韓国が、その情報を有利に利用してくることが予想されるだけでなく、韓国に寄贈した文化財と寄贈しなかった文化財との照合を行えば、文化財の選別基準を推測することが可能であるから、原判決も不開示を適法とする選別基準等をうかがい知ることも可能と言うが、そもそも、文化財の選別基準を秘匿することについて、何ら外交上の正当性がないばかりでなく、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違や、40年以上の時の経過を考えれば、その選別基準等を公開しても、もはや、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ない。

（オ） むしろ、本件の不開示情報は、東京国立博物館所蔵の468点について、所蔵するに至った年月日、入手方法等に関する情報であるから、それだけでも学術的な価値を有する情報であると言えるのであって、そのような文化財に関する情報については、後世における研究に資するため、その評価も含めて積極的にこれを開示すべきであって、これを不開示にすべき理由は全くない。

（カ） また、国側は、本件不開示情報に該当する文化財等は東京国立博物館が

所蔵するものであるが、これについて北朝鮮や韓国が返還を要求すると、日本政府だけの判断では対処できず、日本政府が対応に窮することとなる点を不開示の理由とするが、そのような事情が、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性があるとは到底考えられない。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（法5条3号）に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

(13) 通し番号 1-85 (乙なし) (原判決712頁以下, 控訴理由書145頁以下)

ア、不開示部分の内容

1-85の文書(文書589)における不開示情報は、「韓国関係重要文化財一覧」と題された文化財に関する一覧表(総数9ページ)であり、国側の説明によれば、文化財保護法等の指定・認定を受けた重要美術品のうち、外務省が朝鮮半島由来のものであることを確認し、それらについての指定年月日・品目・数量等の調査結果を目録形式でまとめたものであると補足主張する。

イ、処分の違法性

(ア) 以上を不開示とすることについて、原判決は、不開示情報は、日韓会談当時における日本側の調査結果としての当時日本に所在した韓国文化財及び書籍等に関する客観的事実にすぎないから、結局、これを公にしたとしても、現在において日朝国交正常化で文化財問題として協議の対象となり得るとしても、当該文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等を考慮すると、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容を事前に把握し又は推測する材料となりうるものとはいえず、北朝鮮との交渉上不利益を生ずるおそれがないことから、法5条3号の不開示情報に該当するとは認められないと判示する(原判決713頁)。

(イ) これに対し、国側は、この不開示情報について、これが開示されれば、

上記1の(2)で述べたように、北朝鮮及び韓国との間で、将来の外交交渉における不利益を生ずるおそれがあると主張するが(控訴理由書146頁)、上記1の(2)の通り、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違や、日韓交渉時と現在での前提状況の相違、加えて、40年以上の時の経過を考えれば、文化財に関する客観的情報やその評価に関する情報が開示されたとしても、もはや、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ない。

(ウ) また、国側は、本件不開示情報は、上記1の(3)で述べたように、「過去又は現在の交渉・・・に関する政府部内の検討に係る情報」(高橋・条解)に該当・準ずる情報であるから、(控訴理由書頁)当該情報が国の安全等の確保に関するもの(法5条3号)に該当すると主張するが、上記1の(3)の通り、前記分類による情報は、あくまで、情報の種類を列挙したものであり、単なる講学上の分類に過ぎないから、これに外形的にあてはまるからと言って、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(法5条3号)に該当するとは言えない。

(エ) 更に、国側は、本件不開示情報は、北朝鮮や韓国に開示されていない独自の調査結果であって、韓国に寄贈されていない文化財についての情報も含まれていることからすれば、これが公になれば、北朝鮮との国交正常化交渉における文化財問題の交渉において、北朝鮮や韓国が、その情報を有利に利用してくることが予想されるだけでなく、韓国に寄贈した文化財と寄贈しなかった文化財との照合を行えば、文化財の選別基準を推測することが可能であるから、原判決も不開示を適法とする選別基準等をうかがい知ることが可能になると言うが、そもそも、文化財の選別基準を秘匿することについて、何ら外交上の正当性がないばかりでなく、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違や、40年以上の時の経過を考えれば、その選別基準等を公開しても、もはや、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ない。

(オ) むしろ、本件の不開示情報は、東京国立博物館所蔵の468点について、所蔵するに至った年月日、入手方法等に関する情報であるから、それだけでも学術的な価値を有する情報であると言えるのであって、そのような文化財に関する情報については、後世における研究に資するため、その評価も含めて積極的にこれを開示すべきであって、これを不開示にすべき理由は全くな

い。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（法5条3号）に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

(14) 通し番号 1-86 (乙A第242号証) (原判決715頁以下, 控訴理由書149頁以下)

ア、不開示部分の内容

1-86の文書(文書591)における不開示情報は、原判決の認定によれば、日韓会談の当時、「日本国内所在した韓国文化財等の品名、数量及び所蔵場所等」に関する情報とされるが、これに対し、国側は、より具体的に言うと、北朝鮮に関係すると予想される文化財等に関する情報であって、不開示部分①及び②には、文化財等の品目ないし種別や所有者等に関する情報が記載され、不開示部分③には、その帰属に関する日本政府の判断基準がうかがわれる情報が記載され、不開示部分④には、通し番号1-75文書と同じ、国有文化財の現状にとどまらず、日本側の基本的な解決方針や具体的な提案の内容、それに対する韓国側の予想される認識、対応等が記載されていると補足主張する。

イ、処分の違法性

(ア) 以上を不開示とすることについて、原判決は、不開示情報は、日韓会談当時における日本側の調査結果としての当時日本に所在した韓国文化財及び書籍等に関する客観的事実にすぎないから、結局、これを公にしたとしても、現在において日朝国交正常化で文化財問題として協議の対象となり得るとしても、当該文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等を考慮すると、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容を事前に把握し又は推測する材料となりうるものとはいえず、北朝鮮との交渉上不利益を生ずるおそれがないことから、法5条3号の不開示情報に該当するとは認められないと判示する。

(イ) これに対し、国側は、この不開示情報について、これが開示されれば、上記1の(2)で述べたように、北朝鮮及び韓国との間で、将来の外交交渉における不利益を生ずるおそれがあると主張するが(控訴理由書151頁)、上記1の(2)の通り、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違や、日韓交渉時と現在での前提状況の相違、加えて、40年以上の時の経過を考えれば、文化財に関する客観的情報やその評価に関する情報が開示されたとしても、もはや、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ない。

(ウ) また、国側は、本件不開示情報は、上記1の(3)で述べたように、「過去又は現在の交渉・・・に関する政府部内の検討に係る情報」(高橋・条解)に該当・準ずる情報であるから、(控訴理由書152頁)当該情報が国の安全等の確保に関するもの(法5条3号)に該当すると主張するが、上記1の(3)の通り、前記分類による情報は、あくまで、情報の種類を列挙したものであり、単なる講学上の分類に過ぎないから、これに外形的にあてはまるからと言って、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(法5条3号)に該当するとは言えない。

(エ) 国側は、本件不開示情報は、北朝鮮との国交正常化交渉での文化財返還問題において、弱点とも捉えられかねない意味合いの内容を含んでいるから、北朝鮮や韓国が、その情報を有利に利用してくることが予想されるから、原判決も不開示を適法とする選別基準等をうかがい知ることが可能と言うが、そもそも、日韓国交正常化交渉において議論されることが予想される文化財問題の具体的な問題点及びその解決策について政府部内で検討した内容、経過等を秘匿することについて、何ら外交上の正当性がないばかりでなく、本件不開示情報はについて北朝鮮や韓国が知るところとなっても、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違や、40年以上の時の経過を考えれば、その選別基準等を公開しても、もはや、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ない。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(法5条3号)に当たることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

(15) 通し番号 1-87 (乙A第243号証) (原判決718頁以下,
控訴理由書154頁以下)

ア、不開示部分の内容

1-87の文書(文書592)における不開示情報は、原判決の認定によれば「宮内庁図書寮所蔵の韓国典籍に関する田川博士の個人的見解」とされるが、これに対し、国側は、より具体的には、田川博士が保有する資料に記載された宮内庁図書寮における朝鮮半島由来の書籍の蔵書量と、別途、宮内庁から外務省に交付された宮内庁図書寮における朝鮮半島由来の書籍の蔵書量とを比較した結果が記載されていると補足主張する。

イ、処分の違法性

- (ア) 以上を不開示とすることについて、原判決は、不開示情報は、宮内庁図書寮所蔵の韓国典籍に関する田川博士の個人的な見解にすぎないから、結局、これを公にしたとしても、現在において日朝国交正常化で文化財問題として協議の対象となり得るとしても、当該文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等を考慮すると、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容を事前に把握し又は推測する材料となりうるものとはいえず、北朝鮮との交渉上不利益を生ずるおそれがないことから、法5条3号の不開示情報に該当するとは認められないと判示する。
- (イ) これに対し、国側は、この不開示情報について、これが開示されれば、上記1の(2)で述べたように、北朝鮮及び韓国との間で、将来の外交交渉における不利益を生ずるおそれがあると主張するが(控訴理由書155頁)、上記1の(2)の通り、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違や、日韓交渉時と現在での前提状況の相違、加えて、40年以上の時の経過を考えれば、文化財に関する客観的情報やその評価に関する情報が開示されたとしても、もはや、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ない。
- (ウ) また、国側は、本件不開示情報は、上記1の(3)で述べたように、「過去又は現在の交渉・・・に関する政府部内の検討に係る情報」(高橋・条解)に該当・準ずる情報であるから、(控訴理由書157頁)当該情報が国の安

全等の確保に関するもの（法5条3号）に該当すると主張するが、上記1の（3）の通り、前記分類による情報は、あくまで、情報の種類を列挙したものであり、単なる講学上の分類に過ぎないから、これに外形的にあてはまるからと言って、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（法5条3号）に該当するとは言えない。

(エ) 更に、国側は、本件不開示情報には、宮内庁図書寮所蔵の韓国典籍に関する田川博士の調査結果と異なる蔵書量に関する記述の違いがあり、これが公になれば、北朝鮮との国交正常化交渉における文化財問題の交渉において、北朝鮮や韓国が、その情報を有利に利用してくることが予想されるだけでなく、北朝鮮や韓国が、宮内庁書陵部の目録と宮内庁図書寮所蔵の韓国典籍に関する田川博士の見解との照合を行うことで、当該検討をもとに、一方的な引き渡し要求や代償要求などを行うことが予想され、不利益を受ける蓋然性があると言うが、本件不開示情報は、たった数行の情報であり、しかも、蔵書量に関する数量の違いが分かるだけのいわば客観的データにすぎないのであるから、本件不開示情報について北朝鮮や韓国が知るところとなっても、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違や、40年以上の時の経過を考えれば、国側が主張する前記不利益はあまりにも抽象的すぎるものであり、もはや、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ない。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（法5条3号）に当たることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

(16) 通し番号 1-88 (乙A第244号証) (原判決724頁以下, 控訴理由書158頁以下)

ア、不開示部分の内容

1-88の文書(文書595)における不開示情報は、原判決の認定によれば「韓国側に引き渡すこととされた文化財のうち東京博物館所蔵のもの」とこれについての東京博物館台帳の記載内容との関係についての文化財保護委員会におけるやり取り及びこの点に対して取り得る可能性がある対

応に関する情報」であるとされるが、これに対し、国側は、より具体的には、韓国側に引き渡すこととされた朝鮮半島由来の文化財の品名及び数量に関する情報と、その出土場所をはじめとする具体的な由来に関する文化財保護委員会でのやり取り、ないし、文化協力協定の批准国会における対応等に関する情報であり、特定の文化財と北朝鮮との由来の関係に関する記載も含まれるものであると補足主張する。

イ、処分の違法性

- (ア) 以上を不開示とすることについて、原判決は、そもそも不開示情報は、その対象とされている文化財は、その当時、韓国との間で引き渡すことが事実上合意されていたものであって、現時点においては、日韓両政府間で調印された文化協力協定に基づいて韓国側に既に引き渡されたものであり、しかも、内容的にも専ら文化協力協定の批准国会における国会対策として検討されたものにすぎないから、結局、これを公にしたとしても、現在において日朝国交正常化で文化財問題として協議の対象となり得るとしても、当該文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等を考慮すると、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容を事前に把握し又は推測する材料となりうるものとはいえず、北朝鮮との交渉上不利益を生ずるおそれがないことから、法5条3号の不開示情報に該当するとは認められないと判示する。
- (イ) これに対し、国側は、この不開示情報について、これが開示されれば、上記1の(2)で述べたように、北朝鮮及び韓国との間で、将来の外交交渉における不利益を生ずるおそれがあると主張するが(控訴理由書160頁)、上記1の(2)の通り、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違や、日韓交渉時と現在での前提状況の相違、加えて、40年以上の時の経過を考えれば、文化財に関する客観的情報やその評価に関する情報が開示されたとしても、もはや、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ない。
- (ウ) また、国側は、本件不開示情報は、上記1の(3)で述べたように、「過去又は現在の交渉・・・に関する政府部内の検討に係る情報」(高橋・条解)に該当・準ずる情報であるから、(控訴理由書160頁)当該情報が国の安全等の確保に関するもの(法5条3号)に該当すると主張するが、上記1の(3)の通り、前記分類による情報は、あくまで、情報の種類を列挙したも

のであり、単なる講学上の分類に過ぎないから、これに外形的にあてはまるからと言って、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（法5条3号）に該当するとは言えない。

(エ) 国側は、本件不開示情報は、特定の文化財と北朝鮮との由来に関する記載も含まれることから、北朝鮮との国交正常化交渉での文化財返還問題において、当該情報をもとに、一方的な引き渡し要求や代償要求などを行うことが予想され、不利益を受ける蓋然性があり、また、北朝鮮や韓国が、その情報を有利に利用してくることが予想されるとも言うが、本件不開示情報について北朝鮮や韓国が知るところとなっても、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違や、40年以上の時の経過を考えれば、もはや、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ない。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（法5条3号）に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

(17) 通し番号 1-101 (乙A第111号証) (原判決812頁以下,
控訴理由書166頁以下)

ア、不開示部分の内容

1-101の文書(文書1116)に関する不開示情報は、原判決の認定によれば「寺内正毅朝鮮総督が山口県図書館に寄贈した書籍である寺内文庫についての概要等が記録されており、「日本国内の大学等に所在する韓国書籍について「書名」,「冊数」,「所蔵場所等」が一覧表又は目録形式で記録されている」ものであるとされるが、これに対し、控訴人が控訴審において争う不開示情報について、国側は、より具体的には、不開示部分①は、いわゆる七書大全と呼ばれる7種類の文書の具体的な名称及び数量が記載されており、不服部分③(不開示部分③のうち、同文書17、24及び25ページを除く部分)には、寺内文庫から山口県立女子短期大学図書館に寄贈されたもので、寺内正毅朝鮮総督が朝鮮半島から持ち帰った朝鮮半島由来の書籍の具体的な書名、冊数が記載されており、不開示部分⑥

及び不服部分⑩（不開示部分⑩のうち同文書の169ないし175ページを除く部分）には、寺内文庫から山口県図書館及び山口県立女子短期大学図書館に寄贈された朝鮮半島由来の書籍等のうち、昭和40年当時の現存物について調査した結果が記載されていると補足主張する。

イ、処分の違法性

(ア) 以上を不開示とすることについて、原判決は、そもそも不開示情報は、「日韓会談当時における日本側調査結果としての日本国内の大学等に所在する寺内文庫に係る韓国書籍等に関する客観的事実」にすぎないから、結局、これを公にしたとしても、現在において日朝国交正常化で文化財問題として協議の対象となり得るとしても、当該文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等を考慮すると、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容を事前に把握し又は推測する材料となりうるものとはいえず、北朝鮮との交渉上不利益を生ずるおそれがないことから、法5条3号の不開示情報に該当するとは認められないと判示する。

(イ) これに対し、国側は、この不開示情報について、これが開示されれば、上記1の(2)で述べたように、北朝鮮及び韓国との間で、将来の外交交渉における不利益を生ずるおそれがあると主張するが、上記1の(2)の通り、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違や、日韓交渉時と現在での前提状況の相違、加えて、40年以上の時の経過を考えれば、文化財に関する客観的情報やその評価に関する情報が開示されたとしても、もはや、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ない。

(ウ) 国側は、本件不開示情報は、外務省の依頼によって田川博士や山口県が調査して作成した目録等であり、韓国側にも開示されたことのない内部文書であると主張するが、そもそも、不服部分⑩に相当する田川博士が作成した「櫻圃寺内文庫朝鮮本調査記録」自体は一般に公開されている文献であるから、韓国側にも開示されたことのない内部文書であると言えないことは明らかである。また、不服部分①の「七書大全」と呼ばれる7種類の文書の具体的な名称及び数量が「誌伝10冊・周易14冊・書伝10冊・大学1冊・中庸1冊・孟子7冊・論語7冊」（因みに、前記「櫻圃寺内文庫朝鮮本調査記録」における田川博士の評価では全てBランクの准貴重書である）のことであることは広く知られている事実である。国側は、これが公になれば、北朝

鮮との国交正常化交渉における文化財問題の交渉において、北朝鮮や韓国が、その情報を有利に利用してくることが予想されるだけでなく、文化財の選別基準を推測することが可能であるから、原判決も不開示を適法とする選別基準等をうかがい知ることも可能と言うが、すでに、1996年には寺内文庫のうちの135点が韓国の慶南大学に寄贈されるなど、民間での返還運動も成果を上げているなかで、40年以上も前における寺内文庫の内容に関する調査結果が明らかになったからといって、前述の通り、寺内文庫の内容等は既に公になっているのであるから、その内容を秘匿することについて、何ら外交上の正当性がないばかりでなく、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違や、40年以上の時の経過を考えれば、その選別基準等を公開しても、もはや、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ない。むしろ、本件の不開示情報のような文化財に関する情報については、後世における研究に資するため、その評価も含めて積極的にこれを開示すべきであって、これを不開示にすべき理由は全くない。

(エ) また、国側は、本件不開示情報は、上記1の(3)で述べたように、「過去又は現在の交渉・・・に関する政府部内の検討に係る情報」(高橋・条解)に該当・準ずる情報であるから、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(法5条3号)に該当すると主張するが、上記1の(3)の通り、前記分類による情報は、あくまで、情報の種類を列挙したものであり、単なる講学上の分類に過ぎないから、これに外形的にあてはまるからと言って、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(法5条3号)に該当するとは言えない。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(法5条3号)に当たることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

(18) 通し番号 1-103 (乙A第254号証) (原判決820頁以下、
控訴理由書172頁以下)

ア、不開示部分の内容

1-103の文書(文書1118)における不開示情報は、原判決の認

定によれば「韓国出土美術品の品名、数量及び取得時期等である」とされるが、これに対し、控訴人が控訴審において争う不開示情報について、国側は、東京国立博物館が保管する「韓国出土美術品の品名、数量及び取得時期等」ではなく、当該美術品に関する東京国立博物館における「台帳価格」や外務省の試算した「時価」が記載されていると主張する。

イ、処分の違法性

- (ア) 以上を不開示とすることについて、原判決は、そもそも不開示情報は、「日韓会談当時における日本側の調査結果としての韓国出土美術品に関する客観的事実」にすぎないから、結局、これを公にしたとしても、現在において日朝国交正常化で文化財問題として協議の対象となり得るとしても、当該文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等を考慮すると、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容を事前に把握し又は推測する材料となりうるものとはいえず、北朝鮮との交渉上不利益を生ずるおそれがないことから、法5条3号の不開示情報に該当するとは認められないと判示する。
- (イ) これに対し、国側は、この不開示情報について、これが開示されれば、上記1の(2)で述べたように、北朝鮮及び韓国との間で、将来の外交交渉における不利益を生ずるおそれがあると主張するが(控訴理由書86頁)、上記1の(2)の通り、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違や、日韓交渉時と現在での前提状況の相違、加えて、40年以上の時の経過を考えれば、文化財に関する客観的情報やその評価に関する情報が開示されたとしても、もはや、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ない。
- (ウ) 国側は、本件不開示情報は、「韓国出土美術品の品名、数量及び取得時期等」ではなく、当該美術品に関する東京国立博物館における「台帳価格」や外務省の試算した「時価」が記載されており、これが公になれば、北朝鮮との国交正常化交渉における文化財問題の交渉において、北朝鮮や韓国が、その情報を有利に利用してくることが予想されるだけでなく、文化財の選別基準を推測することが可能であるから、原判決も不開示を適法とする選別基準等をうかがい知ることが可能と言うが、そもそも40年以上も前の台帳価格や時価という客観的データを秘匿することについて、何ら外交上の正当性がないばかりでなく、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違や、40年以上の

時の経過を考えれば、40年以上も前の価格や時価等の情報を公開しても、もはや、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ない。むしろ、本件の不開示情報のような文化財に関する情報については、後世における研究に資するため、その評価も含めて積極的にこれを開示すべきであって、これを不開示にすべき理由は全くない。

(エ) また、国側は、本件不開示情報は、上記1の(3)で述べたように、「将来予想される交渉に関する我が国の立場を示す対処方針等の情報」や「過去又は現在の交渉・・・に関する政府部内の検討に係る情報」(高橋・条解)に該当・準ずる情報であるから、(控訴理由書90・91頁)当該情報が国の安全等の確保に関するもの(法5条3号)に該当すると主張するが、上記1の(3)の通り、前記分類による情報は、あくまで、情報の種類を列挙したものであり、単なる講学上の分類に過ぎないから、これに外形的にあてはまるからと言って、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(法5条3号)に該当するとは言えない。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(法5条3号)に当たることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

(19) 通し番号 1-111 (乙A第258号証) (原判決848頁以下、
控訴理由書177頁以下)

ア、不開示部分の内容

1-111の文書(文書1165)において控訴人が控訴審において争う不開示情報は、原判決の認定の通り「当時、日本国内の博物館等に所在した韓国出土美術品及び韓国書籍の品名及び数量等」であるが、これに対し、国側は、より具体的には、1-13の文書と同じ内容の目録であり、韓国側が京都大学附属図書館に所蔵された河合文庫の中に所蔵されていると主張し、日本に対し引き渡しを求めていた書籍の目録であると補足主張する。

イ、処分の違法性

- (ア) 以上を不開示とすることについて、原判決は、そもそも不開示情報は、日韓会談当時における客観的事実であって、時の経過や社会情勢の変化等を考慮すると、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容を事前に把握し又は推測する材料となりうるものとはいえないから、これを公にしたとしても、北朝鮮との交渉上不利益を生ずるおそれがないことから、法5条3号の不開示情報に該当するとは認められないと判示する。
- (イ) これに対し、国側は、この不開示情報について、これが開示されれば、上記1の(2)で述べたように、北朝鮮及び韓国との間で、将来の外交交渉における不利益を生ずるおそれがあると主張するが(控訴理由書86頁)、上記1の(2)の通り、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違や、日韓交渉時と現在での前提状況の相違、加えて、40年以上の時の経過を考えれば、文化財に関する客観的情報やその評価に関する情報が開示されたとしても、もはや、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ない。
- (ウ) また、国側は、上記情報に該当するものは韓国でも公開されていないことから、北朝鮮にとって、過去の交渉材料は、将来の交渉の参考資料となるばかりでなく、他の情報から知りえた韓国との交渉時における日本政府の対応状況に係る情報と併せて、日本政府の対応等をうかがい知ることも可能になると言うが、そもそも、そのように他の情報と併せて、日本政府の対応等をうかがい知ることが可能かどうかについて疑問であるばかりでなく、返還協議対象の文化財の内容を秘匿することについて、何ら外交上の正当性がなければならず、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違や、40年以上の時の経過を考えれば、河合文庫の目録を公開しても、もはや、北朝鮮や韓国との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ない。むしろ、文化財に関する情報については、後世における研究に資するため、その評価も含めて積極的にこれを開示すべきであって、本件のようなたった9ページ程度の目録の類について、これを不開示にすべき理由は全くない。
- (エ) この点、国側は、本件文書の情報は韓国でも公開されていないと主張するようであるが、そもそも、本件情報自体は、韓国で作成された情報であるから、韓国で公開されていないことが不開示の理由にならないことは言うまでもなく、また、上記(1)1-13文書で述べたように、本件の河合文庫

について言えば、「書名」や「数量」等の客観的データについて知ることは容易であるから、これを不開示とする合理的な理由が存在しない。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（法5条3号）に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

3、各文書に関する処分の違法（請求権問題関係文書）

(1) 通し番号1-69（乙A第108号証）（原判決611頁以下，控訴理由書104頁以下）

ア、不開示部分の内容

1-69の文書（文書506）のうち、控訴人が控訴審において争う不開示情報は、原判決の認定によれば、「大蔵省及び外務省が査定した韓国の対日請求額の合計額」とされており、これに対し、国側は、不開示情報の内容の概要は原判決認定の通りであるが、韓国側の個別請求項目ごとの大蔵省・外務省の各査定額や、各査定の具体的根拠、その相違、請求権問題に関する日本政府内部における評価に関する情報であって、既に公開されている情報から容易に推測できるものか、あるいは、既に公開されている情報と同視することができる情報ではないと補足主張する。

イ、処分の違法性

(ア) 以上を不開示とすることについて、原判決は、そもそも不開示情報は、関連文書から大蔵省案が5000万ドル以下で外務省案が最大約1億ドルであると推認されることから、韓国側の個別請求項目ごとの大蔵省・外務省の各査定額等についても、他の文書によって開示されている情報などから容易に推測することが可能であり、仮に、上記情報に関する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となりうるものであっても、時の経過や社会情勢の変化等を考慮すると、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関す

る日本政府の検討内容を事前に把握し又は推測する材料となりうるものとはいえないから、直ちに当該情報が日本政府に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえず、北朝鮮との交渉上不利益を生ずるおそれがないことから、法5条3号の不開示情報に該当するとは認められないと判示する。

(イ) これに対し、国側は、今後の日朝国交正常化交渉においては同様の問題が交渉の対象とされることから、北朝鮮にとっては、過去に日本政府が韓国との交渉に当たり検討していた交渉方針に多大な関心を持つのが当然であり、当該情報は、北朝鮮にとって、日本政府における請求権問題に関する基本的な交渉方針等を推し量る重要な資料となり、また、北朝鮮がそのような交渉方針等を知れば、北朝鮮がそれらの情報を利用することによって、日本政府が交渉上の不利益を被るおそれが生ずることが十分に想定されると主張する。

(ウ) しかし、本件の不開示情報が、韓国側の個別請求項目ごとの大蔵省・外務省の各査定額や、各査定の具体的根拠等であっても、既に開示されている韓国側の対日請求項目やその金額（不開示情報の表の一番左側の項目等）や原判決の指摘する通り、北朝鮮においても、日韓会談におけるその他の文書によって開示されている情報（例えば、今回、新たに開示されることとなった、）などから容易に推測することが可能であり、そもそも、日本政府の請求権問題に関する基本的な交渉方針については、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意があること、40年以上の時の経過を考えれば、本件の不開示情報が開示されたとしても、もはや、北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ず、この点に関する国の主張には根拠がない。

ウ、 以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（法5条3号）に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

(2) 通し番号 1-97 (乙A第110号証) (原判決794頁以下, 控訴理由書163頁以下)

ア、不開示部分の内容

1-97の文書（文書718）のうち、控訴人が控訴審において争う不開示情報は、「日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針」と題された文書のなかで、「5 竹島問題」に続く、同文書の最後の2頁に相当する部分であるが、本件不開示情報は、原判決の認定によれば「他の文書（1-69の文書）によって既に開示されている情報と同じ」であるとされるが、これに対し、国側は、韓国の対日請求金額について外務省が請求項目ごとに査定した具体的な金額及び算定根拠等が記載されており、1-69の文書で不開示が適法と判断された部分と同じ情報であると補足主張する（KS164頁）。

イ、処分の違法性

- (ア) 以上を不開示とすることについて、原判決は、不開示情報は他の文書（1-69の文書）によって既に開示されている情報と同じであり、仮に、上記情報に関する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となりうるものであっても、時の経過や社会情勢の変化等を考慮すると、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容を事前に把握し又は推測する材料となりうるものとはいえないから、直ちに当該情報が日本政府に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえず、北朝鮮との交渉上不利益を生ずるおそれがないことから、法5条3号の不開示情報に該当するとは認められないと判示する。
- (イ) これに対し、国側は、今後の日朝国交正常化交渉においては同様の問題が交渉の対象とされることから、北朝鮮にとっては、過去に日本政府が韓国との交渉に当たり検討していた交渉方針に多大な関心を持つのが当然であり、当該情報は、北朝鮮にとって、日本政府における請求権問題に関する基本的な交渉方針等を推し量る重要な資料となり、また、北朝鮮がそのような交渉方針等を知れば、北朝鮮がそれらの情報を利用することによって、日本政府が交渉上の不利益を被るおそれが生ずることが十分に想定されると主張する。
- (ウ) しかし、本件の不開示情報が、韓国側の個別請求項目ごとの大蔵省・外務省の各査定額や、各査定の具体的根拠等であっても、原判決の指摘する通り、北朝鮮においても他の文書によって開示されている情報などから容易に

推測することが可能であり、そもそも、日本政府の請求権問題に関する基本的な交渉方針については、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意があること、40年以上の時の経過を考えれば、本件の不開示情報が開示されたとしても、もはや、北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ず、この点に関する国の主張には根拠がない。

(エ) また、国側は、本件の不開示情報は通し番号1-69文書で不開示が適法と判断された情報と同じであるから、原判決には事実誤認があると主張するが、上記3の(1)で述べたとおり、通し番号1-69文書における不開示部分においても、韓国側の個別請求項目ごとの大蔵省・外務省の各査定額や、各査定の具体的根拠等について、原判決が指摘する通り、北朝鮮においても他の文書によって開示されている情報などから容易に推測することが可能であり、そもそも、日本政府の請求権問題に関する基本的な交渉方針については、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意があること、40年以上の時の経過を考えれば、本件の不開示情報が開示されたとしても、もはや、北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ないのであるから、通し番号1-69文書で不開示が適法と判断された点が間違いであって、この点に関する国の主張には根拠がない。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(法5条3号)に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

(3) 通し番号 1-165 (乙A第307号証) (原判決1230頁以下、
控訴理由書180頁以下)

ア、不開示部分の内容

1-165文書(1567文書)における不開示情報は、原判決の認定によれば、「財産・請求権問題について、北朝鮮との関係を留意した上で検討された日本側の具体的な対処方針」であるとされるが、これに対し、国

側は、より具体的に言えば、将来の北朝鮮との交渉を直接見越した、財産・請求権問題の処理方法に関する日本側の主張の意図、戦略を要約したものであって、これを踏まえて、北朝鮮との国交正常化を想定した場合の日本政府の財産・請求権問題の処理方法に関する基本的な考え方の検討内容が記載されていると補足主張する。

イ、処分の違法性

- (ア) 以上を不開示とすることについて、原判決は、そもそも不開示情報は、韓国政府と取極めながら北朝鮮政府とも取極めを行うことは矛盾又は不都合を生じなかつたという論点に関して、財産・請求権問題の処理方法について、北朝鮮との関係に留意したうえで検討された日本側の具体的対処方針に関する情報であると推測されるものであって、前記情報は、他の文書（乙A 2 1 6・同 2 1 7、同 3 6 5）においても同様の情報が開示されていることからすれば、これを公にしたとしても、直ちに当該情報が日本政府に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえず、時の経過や社会情勢の変化等を考慮すると、北朝鮮との交渉上不利益を生ずるおそれがないことから、法5条3号の不開示情報に該当するとは認められないと判示する。
- (イ) これに対し、国側は、本件の不開示情報が、他の文書（乙A 2 1 6・同 2 1 7、同 3 6 5）で明らかとなっているような、財産・請求権問題の処理についての相手方に関する見解やその問題点や利害得失が客観的に記載されているのではなく、記載の趣旨・内容が異なるものであって、同様に論ずることはできないと主張するが、国側は、前記説明に終始するだけであって、たった4行程度しかない不開示情報について、財産・請求権問題の処理についての相手方に関する見解やその問題点や利害得失が客観的に記載されている情報とは異なる情報であると推測するに足る補足的な立証は全くなされていない。
- (ウ) また、国側は、今後の日朝国交正常化交渉においては同様の問題が交渉の対象とされることから、北朝鮮にとっては、過去に日本政府が検討していた北朝鮮との国交正常化に関する基本的な考え方には、多大な関心を持つのが当然であり、当該情報は、北朝鮮にとって、日本政府が北朝鮮との国交正常化においていかなる関心事項を有しているかを推し量る重要な資料となり、また、北朝鮮がそのような関心事項を知れば、北朝鮮がそれらの情報を

利用することによって、日本政府が交渉上の不利益を被るおそれが生ずることが十分に想定されると主張する。しかし、仮に、本件の不開示情報が、将来の北朝鮮との交渉を直接見越した、財産・請求権問題の処理方法に関する日本側の主張の意図、戦略を要約したものであって、これを踏まえて、北朝鮮との国交正常化を想定した場合の日本政府の財産・請求権問題の処理方法に関する基本的な考え方の検討内容が記載されているものとしても、そもそも、たった4行程度しかない分量の中で展開される財産・請求権問題の処理方法に関する日本側の主張であるとすれば、よほど、奇抜な考え方でもない限り、他の文書において開示された情報などから、ある程度の推測が可能であるし、40年以上の時の経過を考えれば、北朝鮮との国交正常化を想定した場合の日本政府の財産・請求権問題の処理方法に関する基本的な考え方の検討内容が開示されたとしても、もはや、北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないと言わざるを得ず、この点に関する国の主張には根拠がない。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（法5条3号）に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

(4) 通し番号 1-227 (乙A第358号証) (原判決1605頁以下、
控訴理由書184頁以下)

ア、不開示部分の内容

1-227文書(1779文書)における不開示情報は、原判決の認定によれば、不開示情報①には、「日本が韓国に対して有する焦付き債権の処理方法に関し、無償供与との関連において検討した方式についての日本政府内で検討した詳細な見解及び具体的な交渉戦略」であり、また、不開示情報②には、「日本が韓国に対し延滞利子を請求することが至難かつ不適當であるとの結論に至った事情及び日本政府部内で検討した具体的な見解及び対処方針」であるとされている。

イ、処分の違法性

- (ア) 以上を不開示とすることについて、原判決は、これらの不開示情報は、日本政府内で検討した対韓経済協力に関する具体的見解ではあるが、(本件証拠上、北朝鮮との関係では存在することがうかがわれない) 専ら韓国との間で生じていた焦付き債権の処理に関するものであるから、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が北朝鮮への経済協力に関する日本政府の検討内容を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず、北朝鮮と交渉するにあたり、直ちに当該情報が日本政府に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえず、時の経過や社会情勢の変化等を考慮すると、北朝鮮との交渉上不利益を生ずるおそれがないことから、法5条3号の不開示情報に該当するとは認められないと判示する。
- (イ) これに対し、国側は、日本政府は、歴史的な経緯や日本との関係において韓国に類似している北朝鮮に対しても債権を有しており、韓国との対処に関する方針は、北朝鮮との交渉においても、日本側の基本的方針を推量する資料となりうるのであるから、北朝鮮との経済援助等での問題における交渉でも同じ問題が生ずることが予想される以上、時の変化や社会情勢の変化は、日本が交渉上不利益を被る恐れを絶対的に解消するものではないと主張する。
- (ウ) しかし、原判決が指摘するように、不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分であるばかりか、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間では試算によらない経済協力方式によることの基本的合意があること、加えて、40年以上の時の経過を考えれば、本件不開示情報を公にしたとしても、北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がないと言わざるを得ない。
- ウ、 以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(法5条3号)に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。
- (5) 通し番号 1-245 (乙A第78号証)(原判決1687頁以下, 控訴理由書192頁以下)

ア、不開示部分の内容

1-245文書（1851文書）における不開示情報は、原判決の認定によれば、「日韓間の基本関係に関する合意文書の作成に関して問題となった日韓両国を連結する海底電線の帰属及び処理についての日本政府の具体的な見解」であるとされるが、これに対し、国側は、より具体的に言うところ「日韓両国を連結する海底電線の権利関係に関して北朝鮮との関係でも問題が生じることがうかがわれる内容」のものであると補足主張する。

イ、処分の違法性

- (ア) 以上を不開示とすることについて、原判決は、これらの不開示情報は、専ら日韓の間の海底電線に関する議論であって北朝鮮とは関係がないものであるから、これが現在においても日朝国交正常化交渉において議論の対象となることに疑問があり、また、時の経過や社会情勢の変化等を考慮すると、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が北朝鮮との間で協議の対象となり得る請求権問題に関する日本政府の検討内容を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず、北朝鮮と交渉するにあたり、直ちに当該情報が日本政府に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえず、法5条3号の不開示情報に該当するとは認められないと判示する。
- (イ) これに対し、国側は、日本と北朝鮮との間の権利関係の問題は未だに未解決であり、海底電線の権利関係については、北朝鮮との間でも問題があることがうかがわれる内容であるから、北朝鮮がこれらの情報を交渉の場で有利に利用する可能性があり、時の変化や社会情勢の変化は、日本が交渉上不利益を被る恐れを絶対的に解消するものではないと主張する。
- (ウ) しかし、原判決が指摘するように、日韓両国を連結する海底電線に関する見解は、日朝交渉とは無関係であるから、不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分であるばかりか、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意があること、加えて、40年以上の時の経過を考えれば、本件不開示情報を公にしたとしても、北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がないと言わざるを得ない。

ウ、 以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国に

よって、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（法5条3号）に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

第3、不開示理由2

1、総論

(1) 不開示理由2に関する国側の主張と原判決の判断

国側の主張する不開示理由2は、「他国との信頼関係を損ない、国の事務の適正な遂行に支障をおそれ（法5条3号、6号）」であるところ、国側は、控訴理由書の総論部分（控訴理由書70頁以下）において、他国との信頼関係を損なうとする内容について、①日本政府高官による侮蔑的発言と韓国との信頼関係、②日本政府部内での検討内容と韓国との信頼関係、③第三国政府関係者の発言の開示と第三国との信頼関係の3点の情報について、原判決の判断に対する反論を行っている。

これらの3点の情報について、原判決は、「一般論としては」、一定の状況において他国との信頼関係や交渉上の不利益をもたらすおそれがあること自体は否定していない（原判決110頁）。たとえば、日本政府部内の意思決定が未熟な時点での公開や、意思決定の前提となったものの尚早な公開などが、意思決定への外部的影響、誤解や憶測に基づく混乱、韓国の国民一般の反日感情などの具体的な弊害に結びつく可能性を否定していないのである（同上）。

しかしながら原判決は、前述の3点の情報は、いずれも次のような性格を持っていることを理由に、原則として、「一般的又は典型的に見て」他国との信頼関係や交渉上の不利益に関する「おそれがあるということ」はできない。」と判断した（原判決111頁）。その理由として原判決が指摘するのは、

- ・ それらの情報の「審議等がされてから・・・既に30年以上の期間を経過して」いること。
- ・ 「審議等の対象となった日韓会談自体が・・・日韓基本条約等の締結により所期の目的を達するに至っている」こと。
- ・ 「発言をした者のほとんどが当時の公務員としての地位等を喪失して」いること。

- ・ 韓国の政治体制も大きく変化し、韓国側担当官も当時の地位等を喪失していること。

という国側も否定しようのない事実である。

もちろん原判決は、上記の原則的な判断に対して、例外があり得ることも認めている。現在も「交渉の対象となっている事項についての日本側の対象方針等であるなどの事情がある場合」、あるいは、「現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じうるものであるとき」など例外的な具体的な事情に照らして、他国との信頼関係や交渉上の不利益に関するおそれを生じさせることを認めているのである（原判決 111-112 頁）。

（２）日本政府高官による侮蔑的発言と韓国との信頼関係

日韓会談当時の日本政府高官による侮蔑的発言について、国側は、あたかも現在の我が国の国民的意識につながるものであるかのように誤解される、あるいは、現在の我が国の国民や政府の意識とは断絶したものと見られることは期待しがたい状況にあると強弁する（控訴理由書 71 頁）。日韓会談当時一部の政府関係者の発言が、現在の日本国民全体の意識と捉えられると主張するのであれば、それが飛躍した論理とならないためには、両者を結びつける具体的な根拠が必要なはずである。しかし、そうした強弁の具体的な根拠として主張するのは、1995年に行われた村山首相談話と、韓国国民ないし韓国政府の「極めて敏感な反応」・「激しい非難と批判にさらされる傾向」といった国民性や国情に関する主張でしかない（控訴理由書 71-72 頁）。言いかえれば、原判決が指摘する、日韓会談当時の日本政府高官の侮蔑的発言が、現在の信頼関係や外交交渉に影響を与えるという「例外的な具体的な事情」は、国側によって何ら主張されていない。

なお、村山首相談話は、わずか10数年前に、一国の代表という資格で、公式な発言として韓国併合条約の法的有効性を主張したものであって、これに対しては韓国政府やその与野党としても自らの基本的立場に照らして反論を行わざるを得ない事態である。このことと、国交が正常化されておらず緊張関係にあった日韓会談当時に、すでに現在は存在していない日本政府高官の、政府内部で行った発言の持つ影響力との間に

は、自ずからまったく性格を異にする相違があることはいうまでもない。また、不開示事由の存否という冷静な法的議論の場に、韓国の国民性や国情といった主観や偏見の入り込む余地が少なくない概念を持ち出すことは、およそ誠実な主張とは考えられない。

また、日韓会談当時に日本政府高官や交渉担当者の中に、韓国に対するいわれのない差別意識や植民地支配正当化論を持った者が存在したことは、「久保田発言」（日韓会談での久保田貫一郎首席代表の発言）をはじめ、よく知られたところである。そして、今日の日韓関係の基礎を作った日韓会談を、日本政府高官や交渉担当者がどのような意識のもとに交渉を進めたのかという事実を解明することは、歴史的にも、また過去の外交交渉を検証するという民主主義の観点からも、重要なものである。

国側が、自らの主張の例としてあげている、通し番号 2-11（乙A95）と通し番号 2-89（乙A72）についての主張は、現在の信頼関係や外交交渉に影響を与えるという「例外的な具体的な事情」を何ら提示していないと言う点で、原判決の判断を覆すべき理由とはなっていない。これらの個別文書については、後述の各文書の反論において詳述する。

（3）日本政府部内での検討内容と韓国との信頼関係

日韓会談当時の日本政府部内での検討内容について、国側は、取り分け強硬措置をないようとする者である場合には韓国政府の強い反発を招いて信頼関係が損なわれるおそれがある、日朝国交正常化交渉において類似の問題が協議される場合には日本政府の方針を推測する材料を与え交渉上不利益を被るおそれがある、と主張する（控訴理由書 74 頁）。

しかし、前者の強硬措置等の主張については、原判決も認定するように一定の時代状況のもとで検討された内容にすぎないところ、その検討内容が現在の信頼関係に影響を及ぼすべき「例外的な具体的な事情」は、国側によって何ら主張されていない。後者の日朝国交正常化交渉との関係については、それ自体新たに持ち出された主張であって各論においては何ら具体的な主張がなされていない点は措くとしても、不利益を与えるべき北朝鮮との交渉は、具体的に特定されていない。いずれにしてもこれらの主張は、具体体を欠いた一般論にとどまる内容でしかない。日韓会談の際に生じた強硬措置の検討は、李ラインの存在や本邦漁業者の

釈放問題の存在を前提としたものであり、そのような問題やそれをめぐる外交交渉が存在しない日朝交渉との関連性は認められない。

また、日韓関係が正常化されていない当時の状況のもとで、日本政府が韓国側の本邦漁船操業に対する介入や抑留された本邦漁業者の釈放問題について、フリゲート艦護衛下の強硬出港を閣議決定すべきとする水産庁の提案（乙A64-197 頁）や、韓国代表部の閉鎖などの強硬措置を検討していたこと（通し番号 2-36（乙A114）14～15 頁）は、開示された文書の内容からも明らかとなっている。それらの強硬措置は、緊張が高まった外交交渉の場で用いられることがあり得る方法の一つにすぎない。それらを過去の一定の状況下で検討した事実が、現在の韓国との信頼関係や北朝鮮との個々の交渉内容に影響を与えるおそれがあるとする国側の主張は、あまりに飛躍したためにする主張と言わざるを得ない。

国側が、自らの主張の例としてあげている、通し番号 2-36（乙A114）についての主張は、現在の信頼関係や外交交渉に影響を与えるという「例外的な具体的な事情」を何ら提示していないという点で、原判決の判断を覆すべき理由とはなっていない。これらの個別文書については、後述の各文書の反論において詳述する。

（４）第三国政府関係者の発言の開示と第三国との信頼関係

日韓会談当時の第三国政府関係者の発言について、国側は、第三国から非公式に入手した情報であるときは、その開示が当該第三国との信頼関係を行うおそれがあると主張する（控訴理由書 75 頁）。こうした主張に対して、原判決は、すでに述べた原則に関わる事情に加えて、個々の文書の判断において、それらの情報を「現時点においても非公開とする旨の合意がされたと認めるに足りる的確な証拠がない」ことや「公にすれば米国との信頼関係を損なわれることとなる具体的根拠を明らかにしていない」（例えば、通し番号 2-96（乙B170）に関する判断。原判決 2146 頁）ことを指摘している。そして国側の主張は、そのような秘密約束や信頼関係を損なう具体的な根拠を、何ら提示していない。

国側が、自らの主張の例としてあげている、通し番号 2-10（乙B94）についての主張は、現在の信頼関係や外交交渉に影響を与えるという「例外的な具体的な事情」を何ら提示していないという点で、原判決の判断

を覆すべき理由とはなっていない。これらの個別文書については、後述の各文書の反論において詳述する。

国側はしばしば、「条解行政情報関連三法」に列挙された講学上の「分類」をあげて、その「分類」のひとつである「(イ) 他国との間、または国際機関において、不公表が申し合わされている情報」に該当する情報であれば、直ちに不開示事由該当性が認められると主張する。しかし、この点は、本書面の総論においても詳しく指摘したように、他国との間で「不公表を申し合わせ」たことが直ちに、また未来永劫に不開示事由該当性につながるわけではない。不公表の申し合わせとはいっても、その「不公表」の趣旨には、報道機関へのオフレコから機密情報まで自ずから軽重がある以上、その公開が信頼関係を損なうおそれがあるかどうかは、対象となる情報の性格、情報を提供した者の社会的影響力、申し合わせがなされた状況など具体的な状況に照らして判断することが必要なる。ましてや、その「不公表」の前提となっていた外交交渉の決着、他国における情報の開示、あるいは30年以上の時を経過してその情報源の社会的影響力がなくなっているなど諸事情の変化を前提とする場合には、現在においてもなおその公開が信頼関係を損なうおそれをはらむものなのかどうかを、具体的に認定する必要がある。その意味では、国側が講学上の「分類」に該当することを以て足りるとするのは、まったく的外れの主張と言わざるを得ない。

併せて、国側がそこで行っている主張が持つ奇妙さについても指摘せざるを得ない。まず、この文書の不開示部分を開示するについて国側が指摘する問題点は、「韓国側が米国に対して不信感を抱くなど、韓国との関係における米国の立場に影響が及ぶこと」である（控訴理由書76頁）。これは、米国と韓国との間の信頼関係に関わる主張であって、何ら情報公開法に列挙された日本政府にとっての不開示事由に関わるものではない。国側は、日本政府にとって直接関係のない事情をも、不開示事由として援用している。

また、「他国からも、相手国の立場をわきまえずに機微にわたる国家間のやり取りを漫然と公にする国とみなされて、国際的な信用が失墜するおそれがある」（控訴理由書77頁）とする主張もまた、情報公開法の下では奇妙なものである。このような理屈が通用するのは、外交が国民に

よる民主主義的な統制を受けることをおよそ想定しない、前時代の「外交クラブ」においてのみであろう。この主張は、その本質において外交上の付き合いを、国民による民主的統制に優先させる考え方であって、情報公開法の趣旨・目的とはおよそ相容れない主張である。そして、「外交関係の機微」を理由に行政情報が秘匿されることが許されるならば、外交関係は民主的統制の及ばない治外法権となってしまう。そして、情報公開制度という民主的制度のもとで外交情報が公開される国を、信用に値しないと評価する国が存在するとすれば、それは民主主義と情報公開制度を敵視しているか、まったく理解していない国家である。米国や韓国は、決してそのような国家ではない。

(5) 信頼関係と国の事務の適正な遂行に及ぼす支障（法5条6号）

国の事務の適正な遂行に及ぼす支障について原判決は、①当該情報の国の事務・事業との関連性に加えて、②それを公にすることによる事務・事業遂行への実質的支障を及ぼす蓋然性を認めるに足りる事情があることを要求している（原判決114頁）。ところが、国側が不開示理由において「外交事務への支障」として主張するのは、他国との「信頼関係を損ない、国際的な信用が失墜することになれば」外交事務に支障を来すおそれがある、という内容にすぎない（控訴理由書77頁）。すなわち、国側の法5条6号に関する主張は、信頼関係を損なうこと以外の支障は、何ら主張していない点で、そもそも「実質的支障を及ぼす蓋然性」を具体的に提示していない。そして信頼関係に付いて述べる点は、すでに詳しく述べたように信頼関係を損なうという前提の主張に理由はなく、また、信頼関係と外交事務とを結びつける点も机上の可能性を述べるにすぎないもので、到底、「実質的支障を及ぼす蓋然性」と評価できる内容ではない。

2、各文書に関する処分の違法性

(1) 通し番号2-10（乙B第94号証）

ア、不開示部分の内容

不開示部分の内容が昭和28年当時の請求権問題について「日韓両国に影響力を有する米国にいわゆる仲介の形で協力を求めた際の米国政府の対応

状況の概要である」(原判決 1843 頁)とする原判決の認定に対し、国側は「正確ではない」とし、「日米間の連携の有り様の詳細が記載されている」など補足主張するが、「米国政府の対応状況が記録されている」ことは争っていない(控訴理由書 195-196 頁)。実際にこの不開示部分は、米国外務省のステートメントを説明する文脈に置かれた、わずか2行の記載である。

イ、処分の違法性

① 5条3号該当性

以上を不開示とすることについて、原判決は、「米国政府の見解等にかかるものであり、しかも昭和28年当時のものにすぎないところ」、時の経過や社会情勢の著しい変化が存在すること、他国の政府関係者等からの聴取内容は開示部分に含まれていること、米国では原則として自動的な秘密指定解除の仕組みが採用されていること、などから「おそれ」が法的保護に値する蓋然性を否定している(原判決 1843 頁)。

これに対し国側は、この不開示部分について、公開を予定しなかったことや、「水面下の外交交渉の経過や両国による連携の在り方を明らかにする」などとして、米国政府との信頼関係を損なうのみならず、韓国政府との信頼関係をも損なうと主張するが、それを支える追加的事実の主張はない(控訴理由書 196-197 頁)。

総論でも述べたように、交渉当時に公開を予定していなかったことは、そのことのみで、40年以上経過し、前提状況が著しく変化した現在の信頼感関係に関わるものではないことは、原判決の指摘するとおりである。それに対して、特別の将来に向けた秘密約束など、それを覆す具体的事情が何ら存在しないもとでは、それを開示することが米国政府との信頼関係を損ない、今後の連携が困難になるという主張には、なんら根拠を見いだすことはできない。

さらに日米両国政府の連携が明らかになることが、韓国政府との信頼関係を損なうという国側の主張は、強弁の域を出ないものである。当時において日韓両国政府双方が、影響力を持つ米国政府の助力を得ようとしていたことは、公知の事実であって、不開示部分の直前の発言の記載からも明らかである。そうであれば、日米連携の事実は、当時においても韓国政府にとって認識可能なものであり、それが請求権問題について交渉が決着して40年以上

を経過した現在において、韓国政府に背信等の印象を与えるとはどうてい考えられない。

② 5条6号該当性

国側は、以上に検討した事情以外に何ら、現在の外交事務の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」を示す、具体的な事実や事情を主張していない。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が「他国との信頼関係を損ない、国の事務の適正な遂行に支障をおそれ（法5条3号、6号）」に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

(2) 通し番号2-11 (乙A第95号証)

ア、不開示部分の内容

不開示部分の内容が、「いずれも昭和28年当時の状況を前提とする在日韓国人の国籍等の取扱いに係る日本製部内の具体的見解である」（原判決1849頁）とする原判決の認定に対し、国側は「正確ではない」とし、「今日においても韓国国民一般に対する否定的評価と受け止められるおそれのある・・・意見が含まれている」など補足主張するが、在日韓国人の国籍処遇問題の意見であることは争っていない（控訴理由書201頁）。しかし、国側の主張からは、不開示部分のすべてが「否定的評価」を述べた部分であるとは理解できないところ、「否定的評価」を述べた部分とそれ以外の部分の識別はなされていない。

イ、処分の違法性

① 5条3号該当性

以上を不開示とすることについて、原判決は、「当該見解と現在における在日韓国人の国籍等の取扱いとの関係は一切明らかにされて」いないこと、そして時の経過や社会情勢の変化を指摘して、「おそれ」が法的保護に値する蓋然性を否定している（原判決1849頁）。

これに対し国側は、「現在の日本政府もまた、韓国国民一般に対して同様の否定的評価を有しているとの誤解」を生じさせかねないなどと主張するが（控訴理由書201頁）、その具体的根拠は提示していない。

まず、在日韓国人の国籍処遇問題の意見であるという点については、在日朝鮮人・韓国人の法的地位についてはその後に法的整備がなされ、昭和28年当時の状況を前提にした意見と現在の国籍等の取扱いとの関係が一切明らかにされていないという原判決の認定（原判決1849頁）を覆すような主張は、何ら国側からなされていない。

また、仮にそれらの意見に「韓国国民一般に対する否定的評価」が含まれるとしても、それらは昭和28年当時の日韓関係を前提とした日本政府内の各高官の意見にすぎず、「現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され、又は日本国民によりその自尊心を害されたなどと感じ得るもの」（原判決）と認めることができるような根拠も、何ら国側から示されていない。

② 5条6号該当性

国側は、以上に検討した事情以外に何ら、現在の外交事務の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」を示す、具体的な事実や事情を主張していない。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が「他国との信頼関係を損ない、国の事務の適正な遂行に支障をおそれ（法5条3号、6号）」に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

（3）通し番号2-19（乙A第102号証）

ア、不開示部分の内容

控訴の対象となっている不開示部分（②）の内容が、「30年以上前の時点における『平和条約の特別取極その他国際間の条約、協定によって国が在外市有財産についてその所在国の処分権を認め又は在外私有財産を放棄するがごとき場合にも憲法29条に定める補償を要しない』との大蔵省の見解に対する反論を外務省が評価した率直な見解」である（原判決1892頁）とする原判決の認定を、国側はおおむね認めながらも、「非公式な見解」、「公にしない前提」などの説明を加えている（控訴理由書205頁）。

イ、処分の違法性

① 5条3号該当性

以上を不開示とすることについて、原判決は、「いずれも専ら法理論上の見解やその法的根拠について理論的に検討された際のものであり、30年以上前のものにすぎない」ことや、そして時の経過や社会情勢の変化を指摘して、「おそれ」が法的保護に値する蓋然性を否定している（原判決1892頁）。控訴の対象とされなかった不開示部分（①）は、実際に「大蔵省は本店所在地主義ない至支配主義の間を動揺しているように思われる。」といった記載にすぎず、このことも原判決の判断を裏付けている。

これに対し国側が新たに主張するのは、まず、戦後補償関係訴訟の誘発と言った事情であり、その例として外資産の喪失に対する憲法29条の損失補償に関する判例に言及する。しかし、この問題は、まず処分庁である外務省が所掌する事務の範囲外の事項である。また、平和条約等により在外資産を喪失した場合に憲法29条の損失補償を求めることができないとするのは、その当否はともかく、国側も引用する最高裁大法廷判決（昭和43年11月27日）以来、長く確立した判例法理である。それと同じ結論を言う大蔵省の見解に対し、外務省が30年以上前にどのような「評価した率直な見解」を述べていようと、それが最高裁の結論に影響を与えることはまったく想定できない。

また国側がここで指摘する戦後補償関係訴訟とは、日本側の国内的補償の可否をめぐる問題に関するものである。それは、日本国内の問題にすぎず、韓国政府との外交関係や韓国側の日本に対する請求権の問題ではない以上、韓国政府との信頼関係には無関係な内容である。それにもかかわらず国側は、「請求権処理の問題を日本側が蒸し返そうとしているかのごとき誤解」を与えると強弁するが（控訴理由書205頁）、日本政府は韓国に対し日韓請求権協定によってすべて解決済みとの立場を一貫して取ってきているのであって、30年以上前の国内問題の処理に関する議論がそれを覆すような誤解を与えるというのは、あまりに非現実的な主張である。

さらに国側は、不開示部分に記載された日本国内の処理の問題を、韓国国内における「請求権協定に不満を持つ勢力」に結びつけ、その不満を一層高めるなどの主張をするが（控訴理由書205頁）、両者はまったく別の次元の問題であって無関係である。それにもかかわらず、国側は、最近韓国国内に存在する訴訟や補償請求の動向を主張するのであるが、不開示部分で議論されているのは、日系法人の在外財産を日本政府が放棄等する場合の

損失補償の要否であって、韓国内の動向、ましてや日韓政府間や北朝鮮との外交交渉とは何ら関わりを持たないことは国側の主張自体からも明らかである。

② 5条6号該当性

この点で国側が述べる韓国や北朝鮮との交渉上の不利益については、上記に述べたように不開示部分の内容とは、無関係である。

さらに国側は、平和条約等により在外資産の喪失に対する憲法29条の損失補償に関する判例を列挙して、日本政府の「手の内情報が明らかになってしま」う、「当事者間の公平を害する」などと、ある意味で荒唐無稽な主張をしている（控訴理由書209頁）。しかし、すでに指摘したようにこの問題は、まず処分庁である外務省が所掌する事務の範囲外の事項であり、また、国側も引用する最高裁大法廷判決を考えれば、30年以上前の外務省の見解が最高裁の結論や今日の訴訟事務に影響を与えることはまったく想定できない。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が「他国との信頼関係を損ない、国の事務の適正な遂行に支障をおそれ（法5条3号、6号）」に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

（4）通し番号2-20（乙A第103号証）

ア、不開示部分の内容

不開示部分の内容が、前述の通し番号2-19（乙A102）と同様に、日本国民の在外財産を日本国が放棄した場合にも憲法29条の補償を要するかという問題について、30年以上前の時点における「外務省内部で検討され結果としての具体的見解であり、主として一定の見解に対する理論的な評価等がなされたもの」（原判決1899頁）とする原判決の認定に対し、国側はおおむね認めながらも、「非公式な見解」、「公にしない前提」などの説明を加えている（控訴理由書211頁）。

イ、処分の違法性

① 5条3号該当性

以上を不開示とすることについて、原判決は、「主として一定の見解に対する理論的評価がなされたものであり、しかも30年以上前のものにすぎないことや、そして時の経過や社会情勢の変化を指摘して、「おそれ」が法的保護に値する蓋然性を否定しているが（原判決 1899 頁）、これに対し国側は、何ら新しい事実を主張していない。

国側が新たに主張する戦後補償関係訴訟の誘発と言った事情（控訴理由書 211 頁）については、前述の通し番号 2-19（乙 A102）で述べたのと同様に、処分庁である外務省が所掌する事務の範囲外の事項であり、また、国側も引用する最高裁大法廷判決を考えれば、30 年以上前の外務省の見解が最高裁の結論や今日の訴訟事務に影響を与えることはまったく想定できない。

また、韓国政府との信頼関係についての主張（控訴理由書 211 頁）は、前述の通し番号 2-19（乙 A102）で述べたのと同様に、不開示部分が日本側の国内的補償の要否をめぐる問題に関するものであることや、日本が日韓請求権協定に対して取ってきた立場を考えれば、日本側の「蒸し返し」に関する誤解を与えるなどとの主張は、あまりに非現実的なものである。

韓国内における「請求権協定に不満を持つ勢力」の不満を一層高めるなどの主張（控訴理由書 211 頁）についても、前述の通し番号 2-19（乙 A102）で述べたのと同様に、それはまったく別の次元の問題であって、韓国内の動向、ましてや日韓政府間や北朝鮮との外交交渉とは何ら関わりを持たない。

2-19 で述べたのと同様に、対韓請求権放棄に伴う、日本側の国内的補償の要否をめぐる問題に関するものである。日本国内の請求であれば、個人から訴訟を提起されるかも知れないという懸念は、懸念は不開示事由に該当しない。

② 5 条 6 号 該当性

この点で国側が述べる韓国や北朝鮮との交渉上の不利益については、上記に述べたように不開示部分の内容とは、無関係である。

さらに国側の「手の内情報が明らかになってしま」う、「当事者間の公平を害する」などの荒唐無稽な主張（控訴理由書 2215 頁）についても、前述の通し番号 2-19（乙 A102）で述べたのと同様に、まず処分庁である外務省

が所掌する事務の範囲外の事項であり、また、国側も引用する最高裁大法廷判決を考えれば、30年以上前の外務省の見解が最高裁の結論や今日の訴訟事務に影響を与えることはまったく想定できない。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が「他国との信頼関係を損ない、国の事務の適正な遂行に支障をおそれ（法5条3号、6号）」に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

(5) 通し番号2-27（乙A第107号証）

ア、不開示部分の内容

不開示部分の内容が、「昭和39年当時における宮内庁図書の韓国への寄贈についての宮内庁担当者の具体的意見等である」（原判決1929頁）とする原判決の認定に対し、国側はその内容を争っていない。その上で国側は、不開示部分①は、寄贈選別の観点や基準、具体的な調査等の方針などに関するものであること、不開示部分②は、調査委を担当した朝鮮史等の専門家から調査結果の報告やそれを踏まえてどのような書籍を韓国に寄贈すべきか、予想される韓国側の動向、日本側に不都合な問題と対策等について出席者から出された意見であること、さらには引渡し予定の書籍に対する日本側の評価が低かったこと、が記載されていると説明している（控訴理由書217-218頁）。

イ、処分の違法性

① 5条3号該当性

以上を不開示とすることについて、原判決は、国側が「当該情報の内容との関係でこれを公にすれば韓国との信頼関係を損なうことになる具体的な根拠を何ら明らかにしていない」ことに加えて、40年以上の経過、文化協力協定の締結、宮内庁図書中の内容や取扱いに関する宮内庁の意向等が明らかにされているといった事情を指摘して、「おそれ」が法的保護に値する蓋然性を否定している（原判決1929頁）。実際に不開示部分②のうち控訴の対象とされなかった部分に記載されていたのは、外務省の会合に宮内庁の書陵部長が出席するかどうかのやり取りにすぎず、韓国との信頼関係に

は何ら関係のない内容であった。

これに対して国側は、韓国との信頼関係を損なうおそれについて、具体的な事情や根拠は何ら加えないまま、「日本側が不当に引渡しに応じていないという見方を惹起し」、「我が国に足して不信感を抱き」、「批判的な見方を我が国に向け」といった主張を繰り返している（控訴理由書 219 頁）。国側は、原判決がそれ以上の具体的な根拠を要求することは、「発言の具体的な内容」を要求するものだと原判決を批判する（控訴理由書 219 頁）。しかし、国側の主張のいずれを見ても、どのようにして前述のような韓国側の現在の信頼関係につながる見方を招来するのかについて、それが理解可能となるような説明を加えていない。

そもそも不開示部分に存在するとされる意見は、宮内庁の担当者や民間の文学博士の韓国文化財の返還に関する意見であり、それが述べられてから 40 年以上の時間が経過していることを考えれば、「現在においてもなお一般的に」韓国国民の感情を害するという基準を満たす事情は存在しない。韓国政府が文化財問題に現在も強い関心を抱いているとしても、それは文化財の存在と返還の可能性に関するものであり、信頼関係とは異なる次元の問題である。不開示部分に「朝鮮半島由来の文化財に対する低い評価」が存在するという点も、それらが日本政府の正式の見解ではない個人の主観的な評価にとどまることを考えれば、その開示が韓国との信頼関係損なうとするのは、あまりに誇張された主張であると言わざるを得ない。

なお、一部の内容が控訴の対象とされなかった不開示部分（②）の 3 頁目には、「宮内庁書陵部の統監本會禰本の調査結果」と題する表があるが、そこで黒塗りされているのは本の部数や冊数の数値であることが容易に推認できる。しかも、その総数に関わる数字は開示されている。そのような情報の開示がどのように韓国との信頼関係に影響しうるのか、まったく不明なままである。

② 5 条 6 号該当性

この点で国側が述べる韓国との信頼関係の問題については、上記に述べたようにそれを示すような根拠を国側は示していない。

また、会議の議事内容の公開が、一般的に率直かつ忌憚のない意見交換を阻害するという論理は、現在の行政文書についても通用しない主張であ

る。ましてや40年以上も前の会議に通用しないことは明らかである。国側はそれ以上に、不開示部分の開示が現在の外交交渉事務に支障を与えると
する具体的な根拠を示していない。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によ
って、当該情報が「他国との信頼関係を損ない、国の事務の適正な遂行に
支障をおそれ（法5条3号、6号）」に当ることを推認するに足りる具体的
な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

（6）通し番号2-30（乙A第110号証）

ア、不開示部分の内容

不開示部分の内容が、「昭和37年当時の日韓会談の議題であった国籍確
認問題や日韓会談における韓国側の対応に関する率直な見解である」（原判
決1946頁）とする原判決の認定に対し、国側はおおむねそのとおりとしな
がら、「韓国側の対応についての否定的評価を含む率直な意見」であると補
足主張する（控訴理由書224頁）。

イ、処分の違法性

① 5条3号該当性

以上を不開示とすることについて、原判決は、「現在における在日韓国人
の国籍確認との取扱いとの関係は一切明らかにされて」いないこと、小坂
外務大臣の見解についても（②）「当時の韓国側の対応についてのもの」で
あって現在の日韓間の交渉対象事項における日本側の対処方針に関するも
のであるとの証拠がないことや、「現在においてもなお一般的に」韓国国民
の感情を害することを示す根拠が示されていないこと、そして時の経過や
社会情勢の変化を指摘して、「おそれ」が法的保護に値する蓋然性を否定し
ている（原判決1946頁）。

これに対して国側は、韓国との信頼関係、現在の交渉事項との関連性
について、「否定的評価を含む率直な意見」であるなどの主張を繰り返すのみ
で、何ら具体的な事情や根拠の説明を加えていない（控訴理由書225-226
頁）。国側は、原判決がそれ以上の具体的な根拠を要求することは、「発言
の具体的な内容」を要求するものだと原判決を批判する（控訴理由書226

頁)。しかし、国側の主張のいずれを見ても、どのようにして前述のような韓国側の現在の信頼関係につながる見方を招来するののかについて、それが理解可能となるような説明を加えていない。

② 5条6号該当性

この点で国側が述べる韓国との信頼関係の問題については、上記に述べたようにそれを示すような根拠を国側は示していない。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が「他国との信頼関係を損ない、国の事務の適正な遂行に支障をおそれ（法5条3号、6号）」に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

(7) 通し番号2-32 (乙A第111号証)

ア、不開示部分の内容

不開示部分の内容が、昭和40年当時の、「寺内総督が朝鮮総督在任中に朝鮮半島から書籍を持ち帰った経緯として田川孝三博士の見解等が具体的に明らかにされたもの」（原判決1954頁）とする原判決の認定に対し、国側はその内容を争っていない（控訴理由書229頁）。

イ、処分の違法性

① 5条3号該当性

以上を不開示とすることについて、原判決は、その内容が過去の事実の調査報告に関するものにすぎないこと、現在の日韓間の交渉対象事項における日本側の対処方針に関するものであるとの証拠がないことや、時の経過や社会情勢の変化を指摘して、「おそれ」が法的保護に値する蓋然性を否定している（原判決1954-1955頁）。

これに対し国側は、韓国側の強固な被害意識や文化財問題への韓国側の監視の強さを繰り返すのみで、民間の一研究者による過去の事実の調査報告が、現在の交渉事項や信頼関係に影響を与える具体的な事情を引き続き示していない。

② 5条6号該当性

この点で国側が述べる韓国との信頼関係の問題については、上記に述べたようにそれを示すような根拠を国側は示していない。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が「他国との信頼関係を損ない、国の事務の適正な遂行に支障をおそれ（法5条3号、6号）」に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

(8) 通し番号2-36 (乙A第114号証)

ア、不開示部分の内容

不開示部分の内容が、「昭和35年当時、日韓国交正常化に向けた日韓交渉が決裂した場合に取り得る『対韓強硬措置』の一環として検討された在日代表部に対する措置の具体的方法である」（原判決1973頁）とする原判決の認定に対し、国側はそのことをおおむね認め、さらに当該強硬措置が執られた場合の韓国側の「受け止め方についての推測的見解」や「我が国が被ることとなる種々の影響等」の検討を含むと説明する（控訴理由書234頁）。

イ、処分の違法性

① 5条3号該当性

以上を不開示とすることについて、原判決は、現在の日韓間の交渉対象事項における日本側の対処方針に関するものであるとの証拠がないことや、時の経過や社会情勢の変化を指摘して、「おそれ」が法的保護に値する蓋然性を否定している（原判決1973-1974頁）。

これに対し国側は、「強硬措置の具体的方策やその選択肢の幅、それを採用した場合の彼我における効果やその利害得失等に関する生々しい検討結果」などとさまざまな修辞を繰り返すが、結局のところ、現在の日韓間の交渉対象事項や対処方針にどのように具体的に関係するのか、なんらの追加的事実を主張していない（控訴理由書235-236頁）。

なお、不開示部分①（13頁）は、その直後の検討内容（14～15頁）や52頁の記載を見れば、「対韓強硬措置」の一環としての「代表部の閉鎖」や「代表機関の閉鎖」に関するものであることが自ずから明らかである。在日韓

国代表部や在日韓国人に対する待遇の全面的停止という措置も、同時期に作成された 2-37 (乙A115) 10~11 頁で記載されている内容である。他にも在日韓国代表部職員の総引き揚げ要求や再入国拒否など、閉鎖に準じる措置も 2-38 (乙A116) の開示部分 (2 頁) に記載されている。さらに不開示部分②③ (45 頁、54 頁) も、在日韓国代表部に対する措置に関するものであり、最も強硬な措置 (「実質的打撃からも、一番痛い点」57 頁) として在日韓国代表部の閉鎖措置が記載されていることが推測できる。

結局のところ、日韓の国交が正常化される以前の昭和 35 年当時の緊張した状況において、当時の日本政府がいかなる「対韓強硬措置」やそれが在日韓国人に与える影響を検討していたとしても、それはあくまで当時の具体的な日韓関係を前提としたものであって、現在の日韓の信頼関係や外交関係に影響を及ぼすものではない。

② 5 条 6 号該当性

この点で国側が述べる韓国との外交交渉や交渉事務の問題については、上記に述べたようにそれを示すような根拠を国側は示していない。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が「他国との信頼関係を損ない、国の事務の適正な遂行に支障をおそれ (法 5 条 3 号、6 号)」に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

(9) 通し番号 2-37 (乙A第115号証)

ア、不開示部分の内容

不開示部分の内容が、「昭和 35 年当時、日韓国交正常化に向けた日韓交渉が決裂した場合に取り得る『対韓強硬措置』の一環として検討された在日韓国代表部に対する措置の具体的方法である」(原判決 1979 頁) とする原判決の認定に対し、国側はそのことを認め、さらに「その内容は我が国の現在の外交交渉上の戦略にも通じうる」と説明する (控訴理由書 238-239 頁)。

イ、処分の違法性

① 5条3号該当性

以上を不開示とすることについて、原判決は、現在の日韓間の交渉対象事項における日本側の対処方針に関するものであるとの証拠がないことや、時の経過や社会情勢の変化を指摘して、「おそれ」が法的保護に値する蓋然性を否定している（原判決1980頁）。

これに対し国側は、通し番号2-36（乙A114）と同様に「強硬措置の具体的方策やその選択肢の幅がいかなるものであったのかということや、当該方策を執った場合における種々の影響等についての検討の視点や関心の対象等」などとさまざまな修辭を繰り返すが、結局のところ、現在の日韓間の交渉対象事項や対処方針にどのように具体的に関係するのか、なんらの追加的事実を主張していない（控訴理由書239頁）。

なお、不開示部分①（2頁「1、在日韓国代表部に対する措置」）は、同代表部の閉鎖、準領事官待遇の停止、政府の交渉相手として認めないとの決定・通報などであることが、同時期に作成された通し番号2-36（乙A114）の13～14頁から判明している。さらに不開示部分②（11頁）も、2頁に記載された項目の順序、その直後に韓国人に対する各種措置が記載されていることから、前述の在日韓国代表部に対するその閉鎖を含む措置が記載されていることは容易に推測できる。

結局のところ、日韓の国交が正常化される以前の昭和35年当時の緊張した状況において、当時の日本政府がいかなる「対韓強硬措置」やそれが在日韓国人に与える影響を検討していたとしても、それはあくまで当時の具体的な日韓関係を前提としたものであって、現在の日韓の信頼関係や外交関係に影響を及ぼすものではない。

② 5条6号該当性

この点で国側が述べる韓国との外交交渉や交渉事務の問題については、上記に述べたようにそれを示すような根拠を国側は示していない。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が「他国との信頼関係を損ない、国の事務の適正な遂行に支障をおそれ（法5条3号、6号）」に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

(10) 通し番号2-38 (乙A第116号証)

ア、不開示部分の内容

不開示部分の内容が、「昭和37年当時、李ライン水域において日本の漁船を拿捕していた韓国政府に対する牽制として取り得る『対韓強硬措置』の一環として検討された在日韓国代表部に対する措置の具体的方法である」(原判決1984頁)とする原判決の認定に対し、国側はそのことおおむねを認め、さらに「それぞれの方策を執るべきか否かについての日本政府部内の検討経過も記載されて」と説明する(控訴理由書243頁)。

イ、処分の違法性

① 5条3号該当性

以上を不開示とすることについて、原判決は、現在の日韓間の交渉対象事項における日本側の対処方針に関するものであるとの証拠がないことや、時の経過や社会情勢の変化を指摘して、「おそれ」が法的保護に値する蓋然性を否定している(原判決1984頁)。

これに対し国側は、通し番号2-36(乙A114)や通し番号2-37(乙A115)と同様に「対韓強硬措置の具体的方策」、「日本政府部内の検討の視点や関心の対象等」などが公開されることによって信頼関係や外交交渉に与える不利益に関するさまざまな修辭を繰り返すが、結局のところ、現在の日韓間の交渉対象事項や対処方針にどのように具体的に関係するのか、なんらの追加的事実を主張していない(控訴理由書243-244頁)。

なお、不開示部分には「対韓強硬措置」の一環として検討された在日韓国代表部に対する措置が記載されていることには争いのないところ、その内容が最も強硬な措置である同代表部の閉鎖に関する検討であろうことは、前後の文脈と通し番号2-36(乙A114)や通し番号2-37(乙A115)の不開示部分との類似性から推測することができる。

結局のところ、日韓の国交が正常化される以前の昭和37年当時の緊張した状況において、当時の日本政府がいかなる「対韓強硬措置」やそれが在日韓国人に与える影響を検討していたとしても、それはあくまで当時の具体的な日韓関係を前提としたものであって、現在の日韓の信頼関係や外交関係に影響を及ぼすものではない。

② 5条6号該当性

この点で国側が述べる韓国との外交交渉や交渉事務の問題については、上記に述べたようにそれを示すような根拠を国側は示していない。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が「他国との信頼関係を損ない、国の事務の適正な遂行に支障をおそれ（法5条3号、6号）」に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

(11) 通し番号2-49（乙A第42号証）

ア、不開示部分の内容

不開示部分の内容が、昭和35年当時の「在日韓国代表部に対する措置（対韓強硬措置）の基本的態度の内容」や「李ラインの警備強化及び漁船保護措置ほか1件の具体的内容」であり、後者は通し番号2-37（乙A115）で開示されている部分と「同一又は同旨」であるとする（原判決2035頁）とする原判決の認定に対し、国側は特にその内容を争っていない（控訴理由書247頁）。他方で、控訴の対象となっているのがそのうちいずれの内容についてなのかについて、国側は「対韓強硬措置として検討された具体的方策」（控訴理由書247頁）などと述べるのみで、その具体的内容を明らかにしていない。

イ、処分の違法性

① 5条3号該当性

以上を不開示とすることについて、原判決は、既に公にされているものと同一または同旨のものがあることに加えて、強硬措置といっても、日韓会談が決裂した場合という想定下のもの」であり、現在の日韓間の交渉対象事項における日本側の対処方針に関するものであるとの証拠がないことや、日韓基本条約の締結等時の経過や社会情勢の変化を指摘して、「おそれ」が法的保護に値する蓋然性を否定している（原判決2036頁）。実際に不開示部分①②のうち控訴の対象とされなかった部分に記載されていたのは、「また戦略的にはなるべく李承晩政権と柳大使以下の在日代表部とに攻撃

を集中することが得策と考えられる。」(不開示部分①)、あるいは海上保安庁巡視船による実力行使や防衛庁自衛艦及び自衛機の「警備出動」といった措置(不開示部分②)に関する記録にすぎず、それらが当時の緊張した日韓関係を超えて、国交が正常化されて久しい現在の日韓関係には何ら通用性のないものであることが明らかとなった。

これに対し国側は、原審の時と同様に、今日の「検討の視点や関心の対象等が明らかとなる」、「我が国の外交交渉上の戦略にも通ずる」など一般論を繰り返すのみで、原判決が求めた具体的な事情に関する主張は、何ら行っていない。

さらに、不開示部分の内容は、「在日韓国代表部に対する措置」に関するものは、在日韓国代表部の閉鎖措置であることは、同時期の検討文書 2-36(乙A114)、通し番号 2-37(乙A115)及び通し番号 2-38(乙A116)において推認できること、そしてそれらが現在の日韓の信頼関係や外交関係に影響を及ぼすものではないことは、これまでに述べてきたとおりである。

② 5条6号該当性

この点で国側が述べる韓国との外交交渉や交渉事務の問題については、上記に述べたようにそれを示すような根拠を国側は示していない。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が「他国との信頼関係を損ない、国の事務の適正な遂行に支障をおそれ(法5条3号、6号)」に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

(12) 通し番号 2-55(乙A第132号証)

ア、不開示部分の内容

不開示部分の内容が、昭和31年当時、「北方領土問題との対比において述べられた小笠原帰属問題についての米国政府の対応ぶりを検討予想したものであり、北方領土問題の位置づけに言及した内容」であること(原判決2051頁)とする原判決の認定に対し、国側は「正確ではない」として種々述べるが、その要点は結局のところ「昭和31年当時における北方領土問題に関する日本の外交交渉と密接に関連すると解し得る内容も記載されて

いる」(控訴理由書 252 頁) というところにあるようである。しかし、国側の主張によっても、その情報は、「北方領土問題に関する日本の外交交渉」そのものや関連するものではなくて、「密接に関連すると解し得る」というにすぎず、それも昭和 31 年当時の外交交渉に関するものにすぎない。

イ、処分の違法性

① 5 条 3 号該当性

以上を不開示とすることについて、原判決は、交渉上の不利益については、「北方領土交渉において日本政府に不利益を被らせることになる具体的根拠を何ら明らかにしていない」、また米国との信頼関係については、「米国との信頼関係を損なうことになる具体的根拠を何ら明らかにしておらず」と認定し、時の経過や社会情勢の変化を指摘して、「おそれ」が法的保護に値する蓋然性を否定している(原判決 2051-2052 頁)。

これに対し国側は、まず、ロシアとの交渉上の不利益について反論するが、米国との信頼関係についてはもはやなんらの主張もしていない。

また、ロシアとの交渉上の不利益についても、国側は、現在の北方領土交渉に不利益をもたらす根拠を何ら具体的に主張していない。この点について国側が主張するのは、定型的に繰り返される修辭を除けば、「現在の交渉の論点の重要な部分に関する内容も含まれている。」ということである

(控訴理由書 252 頁)。しかし、「論点の重要な部分」が何であるのか、それとどのように「関する」のか、そもそも昭和 31 年当時の外交交渉に「密接に関連すると解し得る」にすぎない情報が、どのようにそれらに影響を与えるのかについて、国側は何らの説明を行っていない。

しかも、不開示部分は当時の駐米大使の「予測的な認識」を記載したにすぎない。北方領土問題については、その後もさまざまな政府関係者がさまざまな意見を公表してきている状況の下で、50 年以上も前の、正式な日本政府の解決方針でもない外務省の在外一高官の、本来の主題とは異なる、わずか全体で 2 行分の予測的な認識が、現在の交渉に不利益を与える蓋然性はおよそ想定できない。

② 5 条 6 号該当性

この点で国側が述べる韓国との外交交渉や交渉事務の問題については、

上記に述べたようにそれを示すような根拠を国側は示していない。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が「他国との信頼関係を損ない、国の事務の適正な遂行に支障をおそれ（法5条3号、6号）」に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

(13) 通し番号2-61 (乙A第138号証)

ア、不開示部分の内容

不開示部分の内容が、昭和34年当時、①ポルトガル政府による主張が予想される「対日請求権」に関する経緯、内容及び金額、②第2次世界大戦中にポルトガルが受けた被害とその対応（原判決2070頁）とする原判決の認定に対し、国側はおおむね認めながら、「より具体的に言うと、ポルトガルからの賠償請求権に対して回収財源となり得べき財産で日本政府が当時ポルトガルに有していた在外資産の額、ポルトガル政府との交渉状況、日本政府が想定していた具体的な損害賠償額等が記載されている」と補足主張する（控訴理由書255-256頁）。

イ、処分の違法性

① 5条3号該当性

以上を不開示とすることについて、原判決は、「昭和34年当時のものによらず、本件全証拠によっても、日本とポルトガルとの間でこの点に関する交渉が現に行われていることを認めるに足りる的確な証拠がない」ことや、時の経過や社会情勢の変化を指摘して、「おそれ」が法的保護に値する蓋然性を否定している（原判決2071頁）。

これに対し国側は、「想定していた損害賠償額が直接的に明らかになってしまう」、「ポルトガルの対日請求権問題に対する我が国の考え方や対処方針が明らかになってしまう」、「我が国とポルトガルの旧植民地であった地域の政府との間で請求権問題が発生しかねない、などの事情を指摘する（控訴理由書256-257頁）。

しかし、ポルトガル政府との間では、1953年に国交が回復した後、原判決が指摘するように、国側は、現在に至るまで同国政府から賠償請求が行

われた、あるいは外交交渉が行われているなどの主張や証拠を提出していない。「旧植民地であった地域の政府」とされる現東チモール政府についても同様である。

また、本件不開示部分の記載は、前後のオーストリア政府やイタリア政府に関する記載を見れば明らかなように、相手国から主張されている対日クレームの内容を記載したものであって、その記載が「損害賠償責任を自認していた」とみなされるという根拠もない。

さらにポルトガル政府に与えた損害の見積もりについては、この文書の別の部分で「ポルトガル 九七、〇〇〇 チモール島の損害。約九七二億円と見積もっている。」(6頁)と記載されているのであって、その内容はすでに判明している。また、「ポルトガルの対日請求権問題に対する我が国の考え方や対処方針」についても、その内容は別の部分、「(2)解決方針」(16頁)において開示されている。

加えて、すでに50年以上を経過したことを考えれば、当時の見積もりが貨幣価値においても現在への外交交渉、ましてや信頼関係に影響を及ぼすとはおよそ考えられない。

② 5条6号該当性

この点で国側が述べる韓国との外交交渉や交渉事務の問題については、上記に述べたようにそれを示すような根拠を国側は示していない。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が「他国との信頼関係を損ない、国の事務の適正な遂行に支障をおそれ(法5条3号、6号)」に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

(14) 通し番号2-66(乙A第143号証)

ア、不開示部分の内容

不開示部分の内容が、昭和34年当時、韓国出身者に対する補償金問題について、不開示部分①②ともに「米国大使館諸機関が外務省職員に述べた見解であって、韓国側の態度への否定的評価を含むもの」(原判決2084頁)とする原判決の認定に対し、国側はおおむね認め、特にそれとは異なる内

容を付け加えていない（控訴理由書 260 頁）。

イ、処分の違法性

① 5 条 3 号該当性

以上を不開示とすることについて、原判決は、昭和 34 年当時の米国政府関係者の見解であることや、時の経過や社会情勢の変化を指摘して、「おそれ」が法的保護に値する蓋然性を否定している（原判決 2084 頁）。

これに対し国側は、公にしない慣行や前提や、「各国側の誤解や不信を招きかねない特異な表現が用いられている」などの事情を述べるが（控訴理由書 260 頁）、抽象的な修辭に終始し、なぜ 50 年以上も前の第 3 国の一政府関係者の見解が、現在の韓国及び米国との信頼関係を損なうのかその主張からはまったく判然としない。

また、不開示部分①（179 頁）は日本政府が韓国政府に対し内密に commitment する方法に関する米国書記官の意見であり、不開示部分①（265 頁）は韓国への帰還者への補償金に関する米国による立替え（Adv Ance）を行うための形式上の問題に関する米国書記官の意見であるが、いずれも交渉の実質には関わらない技術的な事項にすぎない。そのような米国政府一書記官の発言が、50 年以上を経過した今日の韓国及び米国との信頼関係に与える影響はおおよそ想定できない。

② 5 条 6 号該当性

この点で国側が述べる韓国との外交交渉や交渉事務の問題については、上記に述べたようにそれを示すような根拠を国側は示していない。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が「他国との信頼関係を損ない、国の事務の適正な遂行に支障をおそれ（法 5 条 3 号、6 号）」に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

（15） 通し番号 2－89（乙 A 第 72 号証）

ア、不開示部分の内容

控訴の対象となっている不開示部分（不開示部分①）の内容が、昭和 40

年当時、「在日韓国人の二重国籍問題の問題点及び解決策につき、佐藤総理大臣が外務事務次官に対して指示した具体的かつ直接的な内容であって、細別的とも受け止められかねないもの」（原判決 2131 頁）とする原判決の認定に対し、国側は「北朝鮮出身者についても明示的に言及した部分もある」などの補足をしながら、その内容を認めている（控訴理由書 266 頁）。

イ、処分の違法性

① 5条3号該当性

以上を不開示とすることについて、原判決は、「当時の時代背景と当該総理大臣の個性に依存するもの」として、「現在においてもなお一般的に」韓国国民の感情を害することを示す証拠がないことや、時の経過や社会情勢の変化を指摘して、「おそれ」が法的保護に値する蓋然性を否定している（原判決 2132 頁）。

これに対し国側は、そのように「割り切ることができるものではなく、今もって韓国国民及び北朝鮮の人々の感情を逆なでしかねない」などと反論するが、それを支える具体的な事情や証拠は引き続き何も提出していない。日韓交渉当時には、日本側交渉団の久保田発言を始め、実際に当時の相手国国民の「感情を逆なでに」した発言の多くが公知のものとなっているも（さらには現在においても政府関係者による韓国に対する侮蔑的発言や北朝鮮に対する敵対的発言は止むことがない）、40年以上前の総理大臣の日本政府内部での差別的発言を開示することが信頼関係を損なう、不信感を強めるといった主張は、あまりに誇張されたものと言わざるを得ない。

② 5条6号該当性

この点で国側が述べる韓国との外交交渉や交渉事務の問題については、上記に述べたようにそれを示すような根拠を国側は示していない。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が「他国との信頼関係を損ない、国の事務の適正な遂行に支障をおそれ（法5条3号、6号）」に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

(16) 通し番号2-96 (乙B第170号証)

ア、不開示部分の内容

不開示部分の内容が、昭和37年当時、「いずれも、ソ連の領土問題及びサンフランシスコ平和条約に係る戦後をめぐる対応の誤りに言及したものであるが、昭和37年当時におけるラスク國務長官、ハリマン國務次官補又は大平外務大臣の見解」(原判決2146頁)とする原判決の認定に対し、国側はそのことを認めている(控訴理由書271頁)。

イ、処分の違法性

① 5条3号該当性

以上を不開示とすることについて、原判決は、現時点においても非公開とする旨の合意がされたと認める証拠がないことや、時の経過や社会情勢の変化を指摘して、「おそれ」が法的保護に値する蓋然性を否定している(原判決2146頁)。

これに対し国側は、北方領土問題についてロシア政府が、過去の日本側の認識を「あたかも日本側の現時点での見解のように扱う」可能性があることや、「米国の過去の認識、見解等をあたかも自国に有利」に利用する可能性があることを外交交渉の不利益として指摘するが、米国との信頼関係については追加的な具体的事情を主張していない(控訴理由書271-272頁)。

しかし、対ロシア政府との外交交渉の不利益については、不開示部分にある会話は、国側も強調するように「昼食時の懇談という非公式の場面において、ざっくばらんな会話の中で発言したもの」にすぎず、実際に、不開示部分の前後の記載にあるように談笑や小話を交えた個人的見解を含むようなやりとりであった。また、この会談の正式の議題に北方領土問題は含まれていない。そうであれば、不開示部分の内容が、日米の政府高官の個人的な雑談であることを超えて、日本政府や米国政府の見解として扱われる可能性はおおよそ想定できない。加えて、それらの見解が、40年以上前の「昼食時の懇談」で交わされた会話であれば、現在の北方領土問題に影響を与えることも想定できない。

また、何十年経とうと非公開の外交交渉の公開は信頼関係を損なうという論理も、繰り返し指摘してきたように、情報公開の制度趣旨、この文書

の大半の会談内容が公開されていることとまったく矛盾する主張である。

② 5条6号該当性

この点で国側が述べる韓国との外交交渉や交渉事務の問題については、上記に述べたようにそれを示すような根拠を国側は示していない。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が「他国との信頼関係を損ない、国の事務の適正な遂行に支障をおそれ（法5条3号、6号）」に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

第4、不開示理由3

1、総論

(1) 不開示理由3に関する国側の主張と原判決の判断

国側の主張する不開示理由3は、「竹島問題等に関する韓国との交渉上不利益になるおそれ（法5条3号）」であるところ、国側は、控訴理由書の総論部分（控訴理由書77頁以下）において、韓国との交渉上不利益になるとする内容について、①日本政府・政府関係者の提案・見解・対処方針等に関する情報、②韓国政府・政府関係者から示された提案見解等に関する情報、③第三国の見解等に関する情報の3点について、原判決の判断に対する反論を行っている。

①の情報について原判決は、(ア)日本側が韓国側に対して文書で示したもの及び(イ)日韓両政府間で現に行われた交渉時に発言されたものについては原則開示すべきものとし、そして(エ)日本政府関係者の個人的見解にかかるものについては一定の場合に開示すべきものと判断した（原判決118～121頁）。その理由とするところは、竹島問題をめぐっての日韓両政府の主張の固定化、日韓両政府の主張や交渉経緯の概要が高知であること、韓国側が保有する文書を全面公開していること、30年原則など一定期間経過後の外交文書開示の国際的承認、各種事情の変化（原判決117～118頁）、韓国側に既知の情報であること、日韓会談に影響を与える地位にない者の発言や韓国側に有利とはいえない情報（原判決119～120、121頁）といった事情である。

②の情報について原判決は、日本政府の現在の方針を把握・推測する材料となり得ないこと、韓国側が保有する文書を全面公開していること、各種事情の変化を理由に、開示すべきものと判断した。

③の情報について原判決は、前提状況の変化と第三国の見解の変化の可能性、一般に公開しないことを約束していたなどの事情がないこと理由に、開示すべきものと判断した。

(2) 日本政府・政府関係者の提案・見解・対処方針等に関する情報

日本政府・政府関係者の提案・見解・対処方針等に関する原判決の判断に対し、国側が反論しているのは、「米国との竹島問題の協議に際して日本側が米国側に示したものと等」に関するもののみであり、それらが公開されれば「韓国に誤解や不信感を与える結果となり、韓国との信頼関係が損なわれ、あるいは（中略）韓国側が（中略）我が国に不利な材料として用いるなどして、我が国が韓国との交渉上不利益を被るおそれもある。」というものである（控訴理由書 78-79 頁）。

まず、この国側の反論は、主張として不十分なものである。原判決の判断基準の下で、国側の主張が成立し得るのは、その情報の内容が竹島問題に関する日本政府内部の見解等であって、韓国側に秘密とする約束のもとに米国側に伝えられ、米国側もそれを韓国側に示したことはなく、さらに現在日本政府が竹島問題で執っている見解や方針とは異なるが故に信頼関係や外交交渉に影響を与える情報でなければならない。それらのいずれかが欠ければ、その情報は、韓国政府が米国を通じて知りまたは知りうる情報であり、あるいは不開示事由に該当するような支障はないからである。ところが、国側の主張には、そのような不可欠の事情が含まれていない。

また、国側の反論に該当するような不開示文書は、実際には、不開示理由 3 に係る文書の中では、国側が総論においても各論においても言及する、通し番号 3-27 のみ、しかもその中の不開示部分⑤から⑦でしかない。それらの不開示部分は、後に「(7) 通し番号 3-27」の項で詳しく述べるように、韓国・米国・国連の態度や対応に対する日本側の対応方法に関するものであって、竹島問題の対処方針そのものではない。そして、韓国・米国・国連の態度や対応というのは、あくまでもその文書の作成

当時（50年以上前）におけるものであって、現在のものと同一または類似のものであるとの事実も提示されていない。そうであれば、現在の竹島問題に及ぼす影響は、国側の主張自体から不明なままである。

（3）韓国政府・政府関係者から示された提案見解等に関する情報

韓国政府・政府関係者から示された提案見解等に関する原判決の判断に対し、国側は、「対外的に公表しない前提で韓国側が示した」、「現時点でも公表されていないもの等が含まれている」ことをもって、韓国との信頼関係が損なわれ、あるいは、我が国が韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると反論する（控訴理由書 78 頁）。

しかし、信頼関係を問題にする点については、国側は、その総論においても各文書における主張においても、韓国側との間でその情報を将来にわたって非公開とする約束（非公開約束）があった事実、そして非公開の要求が現在の韓国政府の代わらぬ意思である事実を、何ら提示していない。国側が提示するのは、いくつかの文書において、その協議が「非公式」に行われた事実のみであって、非公開約束の点については「当然の前提」といった修辭以外に具体的な事実を主張していない。

国側が、総論において例にあげ（通し番号 3-34 と通し番号 3-18）、そして各論の中でもしばしば不開示部分として登場するのは、日韓会談当時の日本側の国際司法裁判所提訴案に対して、韓国側が「反対する真の理由」というものである。しかし、国側は、その情報が、非公式に伝えられた、公表しないことが当然の前提である、現時点で韓国政府からも公にされていない、などを繰り返すのみで、実際に非公開約束等が存在したのか、韓国側が公開に反対しているのかといった具体的事実はなんら提示していない。そもそも当時の韓国政府が述べていた「反対する真の理由」が、数度にわたる政治体制の変更を経た現在の韓国政府にとって、何らかの意味を持つとは到底考えられない。

また国側は、日本政府の現在の方針を把握・推測する材料となり得ない、韓国側が保有する文書を全面公開している、各種事情の変化があるといった、前述の原判決の判断理由についても、何ら具体的な事実を以て反論を加えていない。

さらに、国側が交渉上の不利益を持ち出す理由は、「今後外交交渉を行

う可能性のある諸外国からも、我が国は機密保持が期待できない国とみなされる」といった、相手国も外交交渉の内容もまったく特定されていない、抽象的なものにすぎない。このような「機密保持が期待できない国」といった修辭は、不開示理由2において繰り返される「機微にわたる国家間のやり取りを漫然と公にする国」とまったく同様のものである（前述第3の1（4））。そのような修辭を用いて情報公開を拒むことは、外交に対する国民の民主的統制、いかえれば情報公開法の趣旨・目的とはおよそ相容れない主張であることはすでに指摘したとおりである。

（4）第三国の見解等に関する情報

第三国の見解等に関する原判決の判断に対し、国側が反論しているのは、「米国が国際的に大きな影響力を持つ国であることに鑑みれば、国際的に大きな意味を持つことは明らかである」という主張のみである（控訴理由書 79 頁）。あまりにもアバウトなものであり、およそ情報公開法に関わる法的主張とは考えられない内容である。原判決が判断の理由とした、前提状況の変化、第三国の見解の変化の可能性、一般に公開しないことを約束していたなどの事情がないといった諸点に、何ら対応する主張も行っていない。

国側が例としてあげる通し番号 3-27 に関する主張においては、かろうじて、「公表しない前提でやりとりされた」、「米国が公にすることを望まない情報であることが容易に察せられる」といった、原判決の判断に対応するものとなっている。しかし、現在に至るまで「公表しない」という約束等の存在、「米国が公にすることを望まない」ことを示す実際の根拠については、なんらの具体的な主張はなされていない。

なお、第三国の見解等に関する情報においても、国側はしばしば各論において、それを公にすれば日本は「機密保持が期待できない国」とみなされるという議論を繰り返している。このような主張が、民主的統制、情報公開法の趣旨・目的とはおよそ相容れない主張であることはすでに指摘したとおりである。

また、国側は不開示理由3の各論においても、しばしば「信頼関係」などについて、「条解行政情報関連三法」に列挙された講学上の「分類」を持ち出して、不開示部分の情報がその「分類」に該当することをもつ

て、不開示事由該当性を主張する。しかし、この主張は、総論及び不開示理由2の総論（第3の1（4））で詳しく指摘したように誤りである。その公開が信頼関係を損なうおそれがあるかどうかは、対象となる情報の性格、情報を提供した者の社会的影響力、申し合わせがなされた状況など具体的な状況に照らして判断することが必要なることはいうまでもない。

2、各文書に関する処分の違法性

（1）通し番号3-12（乙A第51号証）

ア、不開示部分の内容

控訴の対象となっている不開示部分の内容が、昭和37年12月から昭和38年2月まで開催された日韓予備交渉における、「日本側が述べた竹島問題に関する我が国の対応についての具体的見解」（不開示部分①③）（原判決2253頁）とする原判決の認定に対し、国側はおおむねその通りとしながら、それらには「日本側の評価を含む発言部分が記載されて」と述べる（理由282書頁）。

イ、処分の違法性

以上を不開示とすることについて、原判決は、それを秘密とする約束などの存在を認める証拠がないこと、そして時の経過や社会情勢の変化を指摘して、竹島の領有権問題に関して韓国政府に誤解を生じさせたり、我が国に不利に利用されたりするなどの「おそれ」の存在を否定している（原判決2253-2254頁）。実際に控訴の対象とされなかった不開示部分②、並びに同①③の一部に記載されていたのは、竹島問題について、国際司法裁判所に付託する前にまず1年間は調停機関の調停に付すといった日本側の提案にすぎず、それが現在の日本政府の方針とは違っていたとしても、すでに韓国側に表明された内容にすぎない。

これに対して国側が主張するのは、不開示部分①③のいずれについても当時の交渉促進のために日本政府側が「あえて一步下がった内容の発言をしたものが記載」されているので、韓国政府や韓国国民に誤解を生じさせるというものである（控訴理由書283-285頁）。

しかし、それらが当時の日韓予備交渉において日本側から韓国政府代表

に伝えられた内容であること、非公開の約束がなされていたわけではないこと、交渉の内容は韓国側の文書公開により一般に知られるところとなっていること、といった原判決の認定する前提事実を覆す事実は、なんら主張されていない。そして、そのような前提事実を立てば、日本政府側の発言は、「あえて一步下がった内容」であったとしてもすでに韓国政府や韓国民が知りまたは知りうる内容なのであって、国側がいかに修辞を重ねてもそれが開示されることによって現在の韓国との信頼関係や交渉に影響を与えることはおよそ想定できない。

また、日本政府が竹島問題について韓国政府に対し、現在の主張と異なる「あえて一步下がった内容の発言」をしていたのだとすれば、それはまさに国民主権原則のもとでは国民が当然知るべき内容である。国側の主張は、結局のところ自らの過去の行動を、相手国政府との外交交渉の利益や信頼関係と言ったおよそ筋違いな理由によって、国民から隠そうとしているにすぎない。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が「竹島問題等に関する韓国との交渉上不利益になるおそれ（法5条3号）」に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

(2) 通し番号3-15 (乙A第54号証)

ア、不開示部分の内容

控訴の対象となっている不開示部分の内容が、昭和37年当時の日韓政治折衝で第2回会談において非公式に述べられた小坂外務大臣及び崔外務部長官の詳細かつ具体的な見解である（原判決2264頁）とする原判決の認定に対し、国側は、新たに開示した各冒頭2行分を根拠に「非公式発言であることを両者が確認した」、「踏み込んだ会話の応酬」など補足主張するが、その内容は争っていない（控訴理由書288頁）。

イ、処分の違法性

以上を不開示とすることについて、原判決は、当該会談が秘密裡になされて公開しないことを約束したと認めるに足りる証拠がないこと、仮に「各

代表者が非公式発言にするとの約束の下で交わされた」事実が認められるとしてもそのことから直ちに「一般に公開しないとまで約束された」と認めることはできないこと」、そして韓国側の行政文書公開の事実や時の経過や社会情勢の変化を指摘して、「おそれ」が法的保護に値する蓋然性を否定している（原判決 2264 頁）。

これに対し国側は、不開示部分の冒頭にあった「以下非公式発言ということで、9時35分まで次のような応酬が行われた。」という部分のみを開示することによって、非公開を前提とした発言であることを両者が確認していたと主張する。しかし、原判決は、このやり取りが昭和37年当時日韓両政府の非公式発言としてなされたとしても、それが「一般に公開しないとまで約束された」とは認定できないとしているのに対し、国側はその認定を支える証拠や具体的事情はなんら提示していない。

そして、昭和37年に「非公式発言」とされたやり取りであっても、当時においてのみならず、現在に至るまで公開しない約束が存在したわけではないこと、そして原判決の指摘する韓国側による公開や事情の変化を考えれば、信頼関係を損ない、外交交渉に不利益を与えるといった「おそれ」の存在が認められないとした原判決の判断を変更すべき理由はない。

なお、国側は、韓国など外国政府との信頼関係を理由に会談の内容を不開示とするかどうかについて原判決の示した「当該会談が秘密裏に行われたものであり、かつ、当該会談での発言等を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠」があるかどうかという基準に対し、それに至らなくても信頼関係を損なうおそれのある情報の「具体例」として（ア）から（カ）の6つの場合をあげている（控訴理由書 289 頁）。

しかし、そこで掲げる講学上の「具体例」はあくまで現在に近接する外交交渉について信頼関係に関わる可能性のある例の分類であり、すでに最低でも40年以上経過している外交交渉の記録にそのまま適用されるものではない。例えば、「（ア）他国等との間において不公表が申し合わされている情報」という例についても、実際に進行する交渉において国内世論への配慮から不公表が申し合わされて、その一方的公表が相手国との信頼関係を損なうことがあるとしても、そのことが交渉終了後、さらには40年以上という時を経過してもなお、公開が信頼関係を損なうという結論につながるわけではない。むしろ原則公開という情報公開法の趣旨目的のもと

では、交渉終了後、さらには40年以上という時を経過してもなお実際にあるいは一般的類型的に信頼関係を損なうような情報とはいえない場合、あるいは非公開とすることを約束していたなど特別の事情がない限り、もはや信頼関係を理由に隠し続けることは正当化されないと考えるのが相当である。

また、国側の掲げる「具体例」は、あくまで信頼関係の問題が生じうる場合を分類化したものにすぎず、実際に信頼関係を損なうような情報であるかあるいは特別の事情があるかどうかは、個々に判断されるべきことである。よって、講学上の「具体例」に当てはまるから信頼関係を理由に不開示が正当化されるという短絡した論理は、情報公開法のもとでは成立し得ない。

結局のところ、国側の主張は、日本政府が正式の交渉の場で外国政府に対して発言した内容、言いかえれば国民主権原則のもとでは当然国民が知るべき内容を（それは日本政府の公式な見解と「齟齬や乖離」する内容のようである）、相手国政府との外交交渉の利益や信頼関係と言ったおよそ筋違いな理由で国民から隠そうとしているにすぎない。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が「竹島問題等に関する韓国との交渉上不利益になるおそれ（法5条3号）」に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

（3）通し番号3-16（乙A第40号証）

ア、不開示部分の内容

控訴の対象となっている不開示部分の内容が、昭和40年当時の「竹島問題の解決策として日本政府が提案した国際司法裁判所提訴案に韓国政府が反対する具体的な理由」（②）、昭和29年当時の「竹島問題に対する米国の対応及び見解並びにこれに対する日本側の分析」（③）、昭和38年当時の竹島問題のタブーを語る金大使の発言に関する後宮アジア局長の個人的見解（⑤）、昭和40年当時の韓国大統領が米国大使に述べた「竹島問題についての具体的見解及び外務省内部における竹島問題についての率直な意見、内部的な対応状況」（⑥）、昭和40年当時の日韓条約の案文に関する

る『生ずる』を入れるよりも仲裁から調停までおりる方を選んだ理由」に関する藤崎条約局長の個人的見解（⑦）（原判決 2275-2276 頁）とする原判決の認定に対し、国側はおおむね原判決が認定しているとおりでであるとしながら、不開示部分⑤については、韓国政府の公式見解と一致しない内容の金大使の意見が記載されているとする（控訴理由書 294-295 頁）。

イ、処分の違法性

① 不開示部分②について

不開示部分②について原判決は、それが日本側提案に韓国が応じない理由を推測したものでしかないことや竹島問題が日韓の間で平行線になったままであるなどの事情を指摘して、「おそれ」の存在を否定している（原判決 2276-2277 頁）。これに対して国側は、「韓国側が・・・我が国以外には明らかにしないことを当然の前提として伝えた情報」であるという点を事情として追加するが、それ以上に「おそれ」を支える具体的事情は主張していない（控訴理由書 295-296 頁）。

しかし、不開示部分②は、その直前に「次の 5 点を憶測していた。」と記載があるように、あくまで日本政府側の「憶測」であって、韓国側が伝えてきた情報が含まれていること、ましてやその情報が非公開約束のもとに伝えられたものであることを示すような根拠は何ら存在しない。また、仮にそのような情報を一部含むものであったとしても、原判決も指摘するように竹島問題は日韓の間で引き続き対立構造の中にある問題である以上、昭和 40 年当時の韓国側の考え方を憶測した内容が、今日の信頼関係や外交交渉に何らかの影響を与える事態は、およそ想定できない。

② 不開示部分③について

不開示部分③について原判決は、米国側の対応や見解の部分に対しては、米国政府関係者との間で非公開の約束をしていたとは認められないことや、事情の変化を考慮すれば米国政府菅家者の発言であることのみをもって「おそれ」があるとはいえないと判断している（原判決 2277 頁）。これに対して国側は、「非公式情報」、「非公表・非公式」などの修飾語を繰り返すものの、非公開の約束の存在を支える事情や証拠を、さ

らには「想像に難くない」、「十分に想定できる」といった仮定上の主張以上に「おそれ」を支える具体的な根拠を、何ら主張していない（控訴理由書 296-297 頁）。

③ 不開示部分⑤について

不開示部分⑤について原判決は、竹島問題の紛争解決に関する交換公文を確定に至経緯は他の開示された文書により公にされ、また、アジア局長の個人的見解がどのような観点から韓国との信頼関係や外交交渉に影響を与えるのか明らかでないこと、そして事情の変化を考慮して「おそれ」があるとはいえないと判断している（原判決 2278-2279 頁）。これに対して国側は、この部分にはアジア局長の個人的見解だけでなく、金大使の意見で韓国政府の公式見解と一致しない内容が記載されていると新たな主張を加えるが、アジア局長の個人的見解自体を非公開とする必要する理由についてはなんらの具体的主張も行っていない（控訴理由書 297-298 頁）。

また、韓国側の金大使の意見という点についても、それがアジア局長の回想に含まれていることを示す証拠を示しておらず、仮に含まれていたとしても、金大使の意見について非公開の約束を示す具体的事情や、韓国政府の見解と異なる韓国外交官の意見の開示が、どのような観点から韓国との信頼関係や外交交渉に影響を与えるのかも明らかにされていない。金大使の発言自体は、不開示部分⑤が始まる頁の前ページに竹島問題の二つのタブーを語るものとして記録され、不開示部分⑤が始まる頁の下方には別の韓国政府要人による金大使の発言に対する「無知にもとづく甘いものとの評価、すなわち韓国政府の公式見解と一致しないことも記録されている。そのような状況の下で、金大使の意見が含まれることを理由に、不開示事由があるとする国側の主張は、何らそれを支える根拠を欠いているものである。

④ 不開示部分⑥について

不開示部分⑥について原判決は、竹島問題に関して、(イ) 日本政府内部の意見の不開示は適法としながら、(ア) 韓国大統領が米国大使に述べた見解については、非公開約束に関する証拠の不在や事情の変化を

理由に「おそれ」の存在を否定している原判決 2279 頁)。これに対して国側は、「外交上当然の了解事項」などと強弁するものの非公開約束の不在や事情の変化について、なんら具体的な事実を提示していない(控訴理由書 298-299 頁)。

なお、国側は(ア)の情報の開示を日本と韓国政府との間の信頼関係にも結びつけて主張するが、これは韓国政府と米国政府との間の問題であつて的外れな主張である。

⑤ 不開示部分⑦について

不開示部分⑦について原判決は、その内容である日韓条約の案文に関する『生ずる』を入れるよりも仲裁から調停までおりる方を選んだ理由については、他の部分で公開されている後宮アジア局長の見解や韓国側の発言によって既に公にされていて、その趣旨の推測が可能であることから、「おそれ」の存在を否定した(原判決 2280 頁)。これに対し国側は、不開示部分は、「一般的に我が国の対処方針を推し量ることができる内容のものである」と主張する(控訴理由書 299 頁)。

しかし、原判決も指摘するように、不開示部分に記載された「理由」については、他の開示された部分に、竹島問題が除かれることをはっきりさせない考慮があつたことや韓国側からも要請があつた経緯が明確に記載されているのであつて、「我が国の対処方針を推し量ることができる内容」は既に公にされているのである。実際に、不開示部分⑦の数頁後の「(8) 佐藤総理・李外務部長会談」(15-246)において、「生ずる」という文言を拒んだ日本側のさまざまな理由、ならびに韓国側が一定の要請のもとにその文言を撤回した経緯が詳しく記載されている。このように、政府高官の個人的見解として記載され、また、その内容も他の文書により判明している情報の開示が、現在及び今後の日韓の交渉に不利益を与えることはおよそ想定できない。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が「竹島問題等に関する韓国との交渉上不利益になるおそれ(法5条3号)」に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

(4) 通し番号 3-18 (乙A第56号証)

ア、不開示部分の内容

原判決は、不開示部分の内容が、昭和39年当時の竹島問題に関する、①日本の国際司法裁判所提訴案に対する韓国側の対案、②韓国側が日本案に反対する理由及び③これに対する日本側の解決策であると認定して(原判決 2291 頁)、①及び②については不開示を違法とし、③については適法とした。控訴の対象となっているのは、②の部分であるが、国側は原判決の認定はおおむねその通りだとした上で、具体的には「韓国政府がこれに反対する真の理由として韓国側から非公式に伝えられていた内容を踏まえた日本政府の推測的見解である」とする(控訴理由書 306 頁)。

なお、前記③の不開示を原判決が適法とした点については、通し番号 3-34 (乙A71) においてその部分の不開示も違法であるとした判断と統一が取れず、また「(10) 通し番号 3-34 (乙A71)」で後述するように、不開示を正当化する理由は存在しない。

イ、処分の違法性

前記②の情報を不開示とすることについて、原判決は、韓国側の提示や理由であって、非公開約束等が認められないこと、韓国側の行政文書の公開や事情の変化を根拠に、「おそれ」が法的保護に値する蓋然性を否定している(原判決 2292 頁)。これに対し国側は、韓国側の「真の理由」は「公表しないことを当然の前提として伝えた」ものであると主張して、韓国との信頼関係や外交交渉に与える支障の存在を主張する。

しかし、韓国側の「真の理由」が秘密裡に示されたものであることや非公開とする約束が存在しことについて、国側は引き続きなんらの具体的な主張も証拠も提示していない。そもそも不開示の部分が本当に「真の理由」であるのか、韓国側が現在において公開に反対しているのかについてもなんらの情報も存在しない。また、韓国側で日韓会談に関する行政文書が公開され、時の経過や社会情勢の変化が存在するもとの、韓国側の「真の理由」を開示することが、どのように韓国との信頼関係や外交交渉に支障を与える蓋然性が存在するのか、国側は「当然の前提」等の一般論以上になんら根拠を示していない。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が「竹島問題等に関する韓国との交渉上不利益になるおそれ（法5条3号）」に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

(5) 通し番号3-21 (乙A第42号証)

ア、不開示部分の内容

不開示部分の内容が、昭和34年当時、韓国の竹島不法占拠を視認した上で海上保安庁巡視船が執った措置の内容（不開示部分①）及びその措置に関して日本側大使が韓国側大使に対して行った発言（不開示部分②）（原判決2213頁）とする原判決の認定に対し、国側は特にその内容を争っていない（控訴理由書309頁）。なお、国側は、「仮定的な前提条件の下における我が国の対処方針も含めた検討内容の概要である」と述べて（控訴理由書309頁）、あたかも日本政府の内部検討であるかのような主張をおこなうが、不開示部分①は韓国政府の抗議の経過の直前の2行の文章、不開示部分②は日本側大使が韓国側大使を招致した事実の直後の3行の文章であり、その文脈から見て日本政府の内部検討が記載されていると考えるのは困難である。

イ、処分の違法性

以上を不開示とすることについて、原判決は、非公開約束等が認められないことや事情の変化を理由に、「おそれ」が法的保護に値する蓋然性を否定している（原判決2313頁）。これに対し、国側は「公開しないことを当然の前提とする」、「韓国側に誤解を与えかねない内容を含む発言内容が含まれている」などと主張する（控訴理由書310-311頁）。

しかし日本の海上保安庁巡視船が執った措置の内容（不開示部分①）や日本側大使が韓国側大使に対して行った発言（不開示部分②）は、当然に韓国政府が公式に知るところであって、誤解の問題が生じるような状況でのやりとりではない。また、それらは韓国側の正式な抗議と日本側の口上書の手交というやり取りの中での記録であって、「公開しないことを当然の前提とする」ようなやりとりでもない。そして、国側は、引き続き原判決

の求める非公開約束等、外交交渉に支障を及ぼす具体的事情を事実在即して明らかにしていない。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が「竹島問題等に関する韓国との交渉上不利益になるおそれ（法5条3号）」に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

(6) 通し番号3-24 (乙A第61号証)

ア、不開示部分の内容

不開示部分の内容が、昭和年32当時の日本政府部内の会議で外務事務次官が述べた「李ライン問題に関連して述べた領海問題及び漁業問題に関するソ連（現ロシア）への対処方針である」（原判決 2318 頁）とする原判決の認定に対し、国側はその認定を認めながらも、「竹島問題にも深い関わりを持っている」と主張する（控訴理由書 311-312 頁）。

イ、処分の違法性

以上を不開示とすることについて、原判決は、竹島問題に係るものでないこと、外務事務次官の個人的見解であること、当時の対ソ連との領海問題及び漁業問題が現在まで継続しているとは認められないこと、そして事情の変化などを理由に、「おそれ」が法的保護に値する蓋然性を否定している（原判決 2318-2319 頁）。これに対し国側は、「我が国はロシアとも北方領土問題を抱えて」いる、不開示部分が「李ライン問題に関する対応についての率直かつ個人的な見解としての内容を併せ持つ」、「竹島問題にも深い関わりを持っている」などと主張して、ロシア政府及び韓国政府との間の外交交渉上の不利益を主張している（控訴理由書 312-313 頁）。

不開示部分3行の記載は、直前の「(韓国との) 予備会談を長くやることは、無駄ではない。」(次官) や、直後の「韓国側の不当な要求に対してはこれを峻拒するという方針は決まっているのか。」(局長) という文脈から見れば、韓国との交渉方法についてソ連への対処方針を例に引いて意見を述べた内容であると推測できる。

そうであれば第1に、不開示部分が現在のロシア政府との外交交渉に影

響を与える内容であるとは考えられない。すなわち不開示部分の発言は、対ソ連との交渉を主題としてその内容を討議するものではなく、ソ連への日本政府の対処方針の詳細が記載されている文書ではない。また、国側も認めるように、不開示部分に存在するのは領海問題及び漁業問題に関する発言であって、それ自体が「北方領土問題」に関するものではない。そうであれば、原判決が判断するように、日本とロシアとの間に現存する外交交渉との関連性は、国側によって何ら具体的に主張されていない。結局のところ、不開示部分をロシアとの北方領土問題に結びつけようとする国側の主張は、具体的な根拠を欠いた、修辞による誇張にわたる主張と言わざるを得ない。

第2に、不開示部分を竹島問題に結びつけようとする国側の主張もまた、具体的な根拠を欠いた、修辞による誇張にすぎない。不開示部分を含む本件文書（乙A61）が、日韓交渉の状況に関するものであってその中に李ラインに関する検討が含まれていることは不開示部分以外の記載から読み取ることができる。しかしその中には、竹島問題自体を検討している部分はなく、本件文書自体が竹島問題と「深い関わり」を持つ文書とはいえない。検討されているのはあくまで李ラインに対する対応の問題であるが、李ラインに対する検討自体は開示された部分にも複数記載されており、李ラインに関する検討を開示すること自体は、外交交渉に不利益をもたらすものではないと判断が前提とされている。そうであれば不開示部分のわずか3行の記載が開示とされた理由は、そこに李ラインへの対応例として対ソ連の対処方針が記載されているからであり、李ラインの問題、ましてや竹島問題について、不開示部分に具体的な検討内容が含まれているとはとうてい考えられない。

さらに、原判決も指摘し国側も認めるように、不開示部分の情報は政府の一事務次官の個人的見解である。そのような昭和32年当時の個人的見解が、今日の日本政府の「今後の対応を推察するための参考としたり、・・・日本側に不利な交渉材料として用いる」といった「おそれ」をもたらすというのは、あまりに荒唐無稽な主張である。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が「竹島問題等に関する韓国との交渉上不利益になるおそ

れ（法5条3号）」に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

（7）通し番号3-27（乙A第64号証）

ア、不開示部分の内容

控訴の対象となっている不開示部分の内容が、竹島問題に関する昭和29年当時の、在米大使館を通じて収集した米国側の具体的見解（①・⑤・⑥）、米国側が日本政府と協議した際に示した具体的見解、スタンス及び対応状況（②）、日本政府の解決策に対する米国政府の具体的見解を確認したことに関する具体的な対応状況（③・④）、日韓問題を平和的に解決する具体策として提出されたが、廃案となった具体的提案内容（⑦）である（原判決2343-2344頁）とする原判決の認定に対し、国側は特に争うことなく、「日本側にとり不利に又は韓国側に有利に扱われうる内容を多分に含んでいる」と主張する（控訴理由書316-317頁）。

なお、不開示部分の①から⑥について原判決が「(B) 電信文の様式に係る事項及び当該具体的見解を入手した経緯等」と認定した部分について、国側は「発受信者、発受信日時、表題及び配布先に係る記載」については、控訴の対象としていない（控訴理由書316頁）。

イ、処分の違法性

不開示部分①から⑥を不開示とすることについて、原判決は、その内容にわたる部分については（A）、昭和29年当時の米国側の見解等であること、非公開約束等の存在が認められないこと、事情の変化などを理由に「おそれ」の存在を否定している。また電信文の様式や入手経緯等（B）に関しても、昭和29年当時のものであること、日本が在米大使館を通じて情報収集しようとしていたことは明らかになっていること、竹島問題であっても他に電信文の様式や入手経緯等を開示しているものが多数存在すること、事情の変化などを理由に「おそれ」の存在を否定している。

このうち国側は、（B）の判断について、「発受信者、発受信日時、表題及び配布先に係る記載」を控訴の対象としないと述べているが、原判決が開示を命じた「入手経緯」については、何も触れていない。そして、国側が「入手経緯」を開示することについて特に争うものでないのであれば、「入

手経緯」に関する部分も控訴の対象とはせずに直ちに開示すべきである。

以下は、それぞれの開示部分ごとに国側の主張に反論する。

① 不開示部分①について

国側が米国側や国連側の見解に関して主張する内容は、原審の際の主張と同様に具体的な非公開約束等の存在を述べることなく、信頼関係を損なうと主張するものであって（控訴理由書 319 頁、324 頁）、具体的根拠を欠くものである。国側は、「内話」、「内々」という用語が非公開約束等を示唆すると主張するかのようであるが、それらの用語は通常の意味においては非公式の発言や情報であることを示す以上の意味はなく、直ちに非公開約束等の存在を示すものではない。また、仮に非公開の意味合いを昭和 29 年当時を含んでいたとしても、その後事情の変化を経た現在にまで通用する非公開約束等とはなり得ない。

国側は、また、米国側や国連側の見解を通じて日本政府内の検討状況や対処方針が明らかになってしまう（319-30 頁）、日本政府が内部的に検討した内容が含まれる（325 頁）などの主張も行っている。しかし、これらの電信文はすべて在米大使館や国連日本代表部から日本政府に対して送信されたものであって、その文書の目的は在外の情報を日本政府に伝達するものである。そうであれば、日本政府内の検討状況や対処方針が詳細に記載されることはあり得ず、記載があるとしてもそれらは付随的なもので送信者の分析や意見にとどまると考えるのが自然である。それゆえ、これらの電信文に現在の外交交渉に支障をもたらすような日本政府内の検討状況や対処方針が不開示部分に記載されているとする国側の主張は、具体的な根拠を欠くものである。

さらに、国側は、一つの電信文の開示が他の電信文の内容の推知につながることも主張する（324、325 頁）。しかし、そもそも不開示理由該当性は、対象となった文書自体の内容に基づき判断すべきものであって、他の文書の内容を推知させるという事情は不開示の理由としては不十分である。また、すでに述べた理由でそれぞれの電信文における米国側や国連側の見解、またそれに付随する政府部内の検討状況や対処方針への言及を不開示とする理由がない以上、それらを推知させるとの理由で不開示を正当化することは認められない。

② 不開示部分②について

国側が米国側の見解に関して主張する内容は、原審の際の主張と同様に具体的な非公開約束等の存在を述べることなく、信頼関係を損なうと主張するものであって（控訴理由書 322 頁）、具体的根拠を欠くものである。

一つの電信文の開示が他の電信文の内容の推知につながることを主張する点については、不開示部分①において述べたように、不開示を正当化する理由とはならない。

③ 不開示部分③について

国側が米国側の見解に関して主張する内容は、原審の際の主張と同様に具体的な非公開約束等の存在を述べることなく、信頼関係を損なうと主張するものであって（控訴理由書 318 頁）、具体的根拠を欠くものである。

日本政府内の対応策が記載されているという主張については、それは「米国側の具体的な見解の内容に応じ」た対応策であって（控訴理由書 318 頁）、竹島問題自体への対応策ではない。実際にその表題である「竹島の領有権に関する平和条約第二条の解釈に関する件」からは、その内容が条約解釈に関する米国側の見解と対応策にすぎないものと推認できる。さらに不開示部分①において述べたように、それが存在したとしても付随的なもので送信者の分析や意見にとどまると考えるのが自然であり、現在の外交交渉に支障をもたらすことの具体的根拠を欠くものである。

④ 不開示部分④について

国側が米国側の見解に関して主張する内容は、原審の際の主張と同様に具体的な非公開約束等の存在を述べることなく、信頼関係を損なうと主張するものであって（控訴理由書 318 頁）、具体的根拠を欠くものである。

日本政府内の対応策が記載されているという主張については、その表題である「竹島の領有権に関する平和条約第二条の解釈に関する件」な

らびにわずか4行の文章であることから、その内容は条約解釈に関する米国側の見解と対応策にすぎないものと推認できる。また、不開示部分①において述べたように、それが存在したとしても付随的なもので送信者の分析や意見にとどまると考えるのが自然であり、現在の外交交渉に支障をもたらすことの具体的根拠を欠くものである。

一つの電信文の開示が他の電信文の内容の推知につながることを主張する点については、不開示部分①において述べたように、不開示を正当化する理由とはならない。

⑤ 不開示部分⑤について

国側が不開示部分⑤に含まれていると主張する「内部的な検討内容」（控訴理由書 322 頁）とは、竹島問題そのものに対する内部的検討ではなく、実際にはそれぞれ「韓国側の対応等を具体的に想定した日本政府の対応方針を検討した経過」と「米国側の態度を把握しようとした状況」（控訴理由書 322 頁）、「国連側の具体的見解を入手しようとした日本政府の対応状況」（控訴理由書 323 頁）、「日本政府の竹島問題に関する対応方針」（控訴理由書 326 頁）である。そして、「韓国側の対応等を具体的に想定した日本政府の対応方針を検討した経過」は、当時の韓国側の具体的な対応を前提にした検討経緯であって、その後50年以上を経て事情が変化した今日の竹島問題の対応方針との関連性は気迫である。また、米国側や国連側の態度や見解を把握しようとする内部的検討は、その当時に特有のものである上、竹島問題の外交交渉に影響を及ぼす情報とはいえない。さらに、「日本政府の竹島問題に関する対応方針」は、それ自体は公にされて在外公館がそれに従い実際に行動しているものであって、歴史的に既知の内容であるにすぎない。それゆえ、いずれも国側が主張するような「おそれ」を基礎づけるものではない。

一つの電信文の開示が他の電信文の内容の推知につながることを主張する点については（控訴理由書 321 頁、323 頁、325-326 頁）、不開示部分①において述べたように、不開示を正当化する理由とはならない。

⑥ 不開示部分⑥について

国側が米国側の態度や見解、あるいは国連側からの情報収集の状況に

関して主張する内容は（控訴理由書 321 頁、323 頁）、竹島問題に関する韓国との間の今日の外交交渉との具体的な関連性を示さないまま、外交交渉への支障への支障を主張するものであって、具体的根拠を欠くものである。

日本政府内の検討内容が記載されているという主張については、その内容は平和条約 2 条の解釈に関する米国側の見解や態度に対する検討内容であったり（控訴理由書 321 頁）、国連代表部から「参考となる資料」を送付した内容だというのであるから（控訴理由書 323 頁）、そもそも竹島問題自体の検討内容ではない。

一つの電信文の開示が他の電信文の内容の推知につながることを主張する点については（控訴理由書 321 頁）、不開示部分①において述べたように、不開示を正当化する理由とはならない。

⑦ 不開示部分⑦について

この部分を不開示とすることについて、原判決は、これが「竹島問題等の日韓間で現在まで未解決である事項」に係るものとは認められないことや事情の変化等を理由に、「おそれ」が法的保護に値する蓋然性を否定している（原判決 2346-2347 頁）。これに対し国側は、引き続きこの部分には「竹島問題について検討していた具体的対応策を廃案とした経過の要旨が記載されている」（控訴理由書 318 頁）と主張するものの、この部分が竹島問題に関する記載であることの根拠や証拠は提示していない。

実際に不開示部分⑦が含まれている文書は、「日韓問題に関する対米折衝の経緯」という表題のもとに、日韓で発生した問題とそれに対するアメリカ政府の対応といった事実の経緯を時系列に沿って報告する文書である。そして不開示部分⑦の直前には、日韓会談決裂後の状況の中で、フリゲート艦を伴った強行出漁案廃案となったことが記載され、直後には、米陸軍参謀長に大臣書簡を送付した事実が記載されているが、竹島問題あるいは現在まで未解決の外交問題に関する記載であることをうかがわせる情報は何ら存在しない。それゆえ国側の主張は、その根拠をまったく欠いたままである。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が「竹島問題等に関する韓国との交渉上不利益になるおそれ（法5条3号）」に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

(8) 通し番号3-30 (乙B第67号証)

ア、不開示部分の内容

不開示部分の内容が、昭和40年当時、「在韓米大使館ハビブ参事官が、韓国側の考えを聴取した上、非公式に提示した膠着状態にある日韓国交正常化問題と竹島問題の打開案である（原判決 2361-2362 頁）とする原判決の認定に対し、国側はそれを認め、「竹島問題に係る日本政府の対応に関して述べた具体的かつ率直な米国側の見解」であると主張する（控訴理由書 330 頁）。

なお、国側は不開示部分①の一部について控訴していないが、それは「米側よりの日韓交渉早期妥結の要請についてのハビブ参事官の談話」とする件名やその他電信文の形式的事項である。

イ、処分の違法性

以上を不開示とすることについて、原判決は、不開示部分が昭和40年当時の米国の大使館参事官の個人的見解であること、非公開約束等の存在が認められないこと、そして事情の変化を理由に「おそれ」が法的保護に値する蓋然性を否定している（原判決 2362 頁）。これに対して国側は、米国が過去に述べた認識や見解が竹島問題に関する日韓の交渉に与える影響や米国との信頼関係を主張するが、その具体的根拠や非公開約束の存在などは提示しないままである（控訴理由書 331-332 頁）。

まず、本件不開示部分は、不開示部分①で控訴の対象とされない件名や形式的事項を参照してもなお、竹島問題に関する記述であるかどうかすら識別する情報は提示されていない。その意味では、国側の主張はその前提となる根拠を欠いている。

そして不開示部分の情報はいずれも昭和40年当時の米国大使館の参事官の意見にすぎない以上、米国を代表するわけでもない一参事官の40年以上前の意見が、たとえその所属する米国が大国であっても、またその内

容が日本に不利なものであっても、韓国がそれに依拠して日本政府を追い込む材料にするなど今後の日韓交渉に影響を与えることはおよそ想定できないものである。国側の主張は、あまりの誇張にわたるものであろう。

さらに国側は、「非公式情報」であることのみを以て、その開示が米国との信頼関係を損なうと主張するが、40年以上という時を経過してもなぜその開示が信頼関係を損なうのかという具体的事情はまったく主張していない。国側は不開示部分②の直前に「内話」という用語が用いられていることを指摘するが（控訴理由書 333 頁）、その用語は通常の意味においては非公式の発言や情報であることを示す以上の意味はなく、直ちに非公開約束等の存在を示すものではない。また、仮に非公開の意味合いを昭和40年当時に含んでいたとしても、その後事情の変化を経た現在にまで通用する非公開約束等とはなり得ない。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が「竹島問題等に関する韓国との交渉上不利益になるおそれ（法5条3号）」に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

（9）通し番号3-32（乙A第69号証）

ア、不開示部分の内容

不開示部分の内容が、昭和38年当時、「竹島問題の解決策として日本政府が提示した国際司法裁判所への提訴案に対して、崔大使が韓国の立場から指摘した問題点」（原判決 2373 頁）とする原判決の認定に対し、国側はおおむねその通りであるとしながら、韓国側が「提訴案に賛同できない真の理由を率直に述べた具体的な見解」とであると主張する（控訴理由書 336 頁）。

イ、処分の違法性

以上を不開示とすることについて、原判決は、非公開約束等が認められないことや事情の変化を理由に、「おそれ」が法的保護に値する蓋然性を否定している（原判決 2373 頁）。これに対し国側は、「公表しないことを当然の前提として」などと繰り返すが、非公開約束や現在においても信頼関係

や外交交渉に影響を及ぼすことについての具体的な事情や根拠は提示していない（控訴理由書 336 頁）。

そうであれば、韓国政府代表が正式な外交交渉の場で日本政府側に対して語った内容が、40年以上という時を経過してもなお信頼関係を損ない、また、韓国側の見解の開示であるのにそれが日本の外交交渉を不利にすると言ったおそれは、認められないものである。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が「竹島問題等に関する韓国との交渉上不利益になるおそれ（法5条3号）」に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

（10） 通し番号3-34（乙A第71号証）

ア、不開示部分の内容

不開示部分の内容が、昭和39年当時、「韓国側が日本側に対して示した竹島問題の解決案としての具体的主張の内容」（原判決 2384 頁）とする原判決の認定に対し、国側はおおむねそれを認め、さらに韓国政府が反対する真の理由、日本政府の推測的見解、これを踏まえた日本政府の対応ぶりを含むと主張する（控訴理由書 338-339 頁）。

不開示部分（①から④）が存在する文書は、いずれも「（5）竹島問題」との表題に引き続くものであるが、それらが前述の通し番号3-18（乙A56）の不開示部分の文書と同一の内容であることは、国側も認めるとおりである（控訴理由書 339 頁）。

また、不開示部分（①から④）のうち、①と③に該当する部分は控訴の対象とはされず、そこには、以下の【 】内の文章が含まれている。

注、韓国側は、本件は日韓会談の議題外であると主張【しつつ、第三国による調停という方法が日本側事情を最大限考慮した上での妥協案であるとしているが、第三国による調停だけでは強制力がなく、韓国側の一方的点拠という事態が無期限に継続することになるおそれが大である。】

イ、処分の違法性

以上を不開示とすることについて、原判決は、非公開約束等の存在が認められないこと、韓国側の行政文書が公開されていること、事情の変化などを理由に、「おそれ」が法的保護に値する蓋然性を否定している（原判決2385頁）。これに対して、国側は、控訴対象とされた不開示部分（②と④）が公開されれば、韓国政府が「真の理由として示していたもの」とこれを踏まえた日本の対応として「更なる対応ぶりとして当時検討されていた内容」が明らかになることにより、韓国との信頼関係と外交交渉に支障を与えると主張する（控訴理由書339-340頁）。

しかしながら、韓国政府が「真の理由として示していたもの」との情報については、通し番号3-18や同3-32で繰り返し主張してきたように、それは正式の外交交渉の場で韓国政府から日本政府に伝えられた情報であって、情報を受領した日本政府がそれを公開することは相手国との関係では本来なんらの支障も存在し得ない。それにもかかわらず、その公開が相手国との現在の信頼関係に影響すると主張するのであれば、その情報を伝えられた当時においてはもちろん、40年以上を経た現在においても非公開とする約束や取り決めがあった、あるいは当時及び現在においても相手国が公開に反対しているなどの事情が不可欠であるが、国側はそのような具体的な事情を何ら主張、立証していない。それゆえ、そのような情報を国民主権原理のもとで公開することは、何ら相手国との信頼関係を損なうものではなく、ましてや信頼関係を損なうことによって外交交渉を不利にするといった影響力は持ち得ない。

また、日本側の対応に関する「更なる対応ぶりとして当時検討されていた内容」についても、国側の主張は、竹島問題にかかわる誇張にわたった修辞が繰り返されているものの、現在の外交交渉に影響を及ぼす具体的な事情を何ら主張していない。国側がそのような情報であると主張する実際の不開示部分は、いずれも「韓国としてはICJには応じない可能性多く、」に続く、わずか3行弱の文章である。そのような短い記載が、日本政府の詳細な対応方針の情報を含むことはあり得ず、概括的な情報に止まると考えるのが自然である。また国側が、端的に対応方針であると説明することをせず、「対応ぶり」という説明を繰り返していることは、その情報が日本政府の具体的な対応方針ではなく、対応の姿勢やあり方などの（たとえば

韓国の建前上の主張につきあう、「真の理由」には触れない、問題を先送りにする、などといった）当面の心構えを示すものにすぎないとするのが自然である。いずれにしてもそうした「対応ぶり」は、当時の韓国政府の対応を前提とした、日本政府の対応であるにすぎず、40年以上を経過した現在の竹島問題の交渉に実際上の影響力を持つような性質の情報とは、およそ考えられない。

なお後に検討する通し番号 3-47（乙A83）の 335 頁は、本文書に先立つ昭和 38 年の日韓会談の進捗状況を記載した文書の中にあるが、韓国が国際司法裁判所付託に同意できない理由（不開示）を記載した部分に続けて、「高度の政治判断に基づく解決」や「国際司法裁判所提訴に関する合意をあくまで条件とするか否か」の慎重検討など、今日の日本政府の方針とは異なる対処方針や検討内容を開示している。すなわち外務省自身、そのような当時の対処方針の検討内容は、不開示事由には該当しないと判断していることを示している。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が「竹島問題等に関する韓国との交渉上不利益になるおそれ（法 5 条 3 号）」に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

（11） 通し番号 3-43（乙B第79号証）

ア、不開示部分の内容

不開示部分の内容について原判決は、昭和 29 年当時、「①在フランス大使が任国政府担当職員から聴取した領土問題の処理状況と②このような状況を踏まえた竹島問題の解決案についての大使の意見（日本政府の公式の方針とは大幅に異なるもの）」、③通し番号 3-27 と同様の「電信文の様式に係る事項及び上記①の情報を入手した経緯等に係るもの」（原判決 2435 頁）と認定し、②の情報の不開示を適法とし、①及び③の情報の不開示を違法であると判断した。

これに対し国側は、不開示部分の内容については、おおむね原判決の認定するとおりだとしたうえで、①の部分に関する判断、ならびに③のうち事実の表題及び情報入手経緯に関する判断に対し、控訴を申し立てている

(控訴理由書 343 頁)。

イ、処分の違法性

原判決は、上記①の部分を不開示とすることについて、非公開約束等の存在が認められないことや事情の変化を理由に国側の主張する「あそれ」が存在することを否定し、また、上記②の部分を不開示とすることについても、同様の理由に加えて歴史に関心を有するものにとっての情報の有意性を指摘して国側の主張する「あそれ」が存在することを否定した(原判決 2435-2436 頁)。これに対し国側は、上記①の部分について、フランスが南シナ海で抱える領土問題の処理状況を含むことや、「公にしないとの前提で」伝達されたものであると主張するものの(控訴理由書 344 頁)、非公開約束の存在、フランス政府の公開に対する反対、その他上記①の部分の公開が現在におけるフランス政府との信頼関係を損なう具体的な事情を何ら主張していない。また、上記③の部分の表題及び情報入手経緯について国側は、表題部分は本文の記載内容の要旨であり、上記②の部分が推知されるおそれがあると主張し(控訴理由書 344 頁)、また、情報入手経緯については「まさに当該電信の内容そのものである」との意味不明な主張をしている(控訴理由書 344 頁)ものの、原判決の前述の判断を覆すような、具体的事情を何ら提示していない。

そもそも上記①の部分は、フランス政府職員の語ったフランスの領土問題の処理状況に関する情報なのであるから、本来日本政府の行政事務には何ら関わりのない情報である。そのような情報について、信頼関係を根拠として不開示を正当化するためには、その公開が現在のフランス政府との信頼関係を損なう蓋然性を示す具体的な事情が不可欠である。しかし、国側は、「公にしないとの前提で」(それ自体証拠を欠いている)などの一般論しか述べていないのであり、とうていその主張はなりたたない。

次に、上記③のうち表題に関する国側の主張は、あまりに誇張された主張である。表題部分は、わずか10字強の情報であって、仮にそこに日本側大使の意見内容の要旨が記載されていたとしても、詳細な意見内容を確認できるような記載ではあり得ない。この点、国側も「推知させるおそれ」という表現を用いることによって、推知が可能である程度でしかないことを自認している。また、そこに竹島問題に関する意見の要旨が記載されて

いたとしても、それは日韓の外交関係を担当しているわけではない高官の一意見にすぎない。そのような情報が、韓国との交渉、とりわけ50年以上を経過した現在の交渉に影響を及ぼすことはおよそ想定できない。

さらに、上記③のうち情報入手経緯に係る情報について、国側の「正に当該電信の内容そのもの」（控訴理由書346頁）とする主張は、まったく意味をなさない。当該電信の内容がフランス側の語った領土処理問題の状況とそれを踏まえた日本側大使の意見だということは国側も認めるところである。それらの内容と区別された情報入手経緯を不開示とすべきことについて、国側は何ら意味のある根拠を主張していない。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が「竹島問題等に関する韓国との交渉上不利益になるおそれ（法5条3号）」に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

（12） 通し番号3-47（乙A第83号証）

ア、不開示部分の内容

控訴の対象となっている不開示部分の内容が、「昭和38年当時、国際司法裁判所提訴案に反対する理由として韓国側が主張する内容」（不開示部分③）（原判決2459頁）とする原判決の認定に対し、国側は特に争わずに、韓国側の「反対する真の理由として述べた内容」であるとして、それを前提とした主張を行っている（控訴理由書348頁）。

イ、処分の違法性

以上を不開示とすることについて、原判決は、非公開約束等が存在しないことや、韓国側の行政文書公開の事実、事情の変化を理由に、「おそれ」が法的保護に値する蓋然性を否定している（原判決2459-2450頁）。これに対し国側は、「公表しないことを当然の前提」、「いずれからも公にされていない」などの主張を行うが、非公開約束や韓国側が公開に反対している事実などの具体的事情は何ら主張していない（控訴理由書348頁）。

そうであれば、3-32（乙A69）や3-34（乙A71）で繰り返し述べたように、韓国側が正式の外交交渉の場で日本側に伝えたこの不開示部分の公開

が、現在における韓国との信頼関係を損なう蓋然性を示す事実を国側が主張・立証しているとは言えず、また、信頼関係を損なう蓋然性を前提として主張する外交交渉に対する不利益もその主張の根拠を欠くものと言わざるを得ない。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が「竹島問題等に関する韓国との交渉上不利益になるおそれ（法5条3号）」に当たることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

第5、不開示理由4 通し番号4-7（乙A第40号証）

ア、不開示部分の内容

控訴の対象となっている不開示部分の内容が、昭和28年に決定された『竹島問題対策要綱』にある韓国人漁夫の竹島上陸への対応策の具体的かつ詳細な内容」である（原判決2505頁）とする原判決の認定に対し、国側は、その制定経緯や形式に説明を加えるものの、その内容をおおむね認めている（控訴理由書351頁）。

イ、処分の違法性

以上を不開示とすることについて、原判決は、①他の開示部分から判断しても不開示部分の開示が公共の安全と秩序に支障を及ぼすことが想定されず、当時日本政府が実力行為による衝突を避ける方針を採っていたことも明らかにされていること、②「竹島問題対策要綱」作成後、竹島が韓国側に完全に占拠されて対応策を採る前提がなくなったこと、③竹島の占拠状態に照らせばそれ以外の地域の不法上陸対応策への通用性はないこと、などの理由により、「おそれ」が法的保護に値する蓋然性を否定している（原判決2505-2506頁）。

これに対して国側は、前記①の認定に対しては、「不開示情報の要件を満たす核になる部分に限定して不開示としている」（控訴理由書353頁）のであるから、支障を及ぼすことがないと判断して開示した他の部分の記載は理由にならないと主張している。しかし、不開示とされた「核になる部分」がどのような種類の情報であるから公共の安全と秩序に支障を及ぼすのかに

ついて、国側は、「執るべき様々な具体的措置」（控訴理由書 351 頁）という以上に何ら具体的に説明を行っていない。

また、国側は、当時日本政府が実力行為による衝突を避ける方針を採っていたという原判決の指摘に対して「大きく見誤っている」など種々反論するが（控訴理由書 353-354 頁）、結局のところ、この「要綱」が実力行使に関する内容を含んでいるのかどうかについては何ら明言していない。この点国側は、この「要綱」の「作成過程では、実力行使に関する対処方針も検討されていたのであって」（控訴理由書 354 頁）などと文書の内容とは無関係の事情を持ち出すことによって、暗に「要綱」それ自体には実力行使に関する記載がないことを自認している。

次に前記②の認定に対して国側は、「要綱」は、「今後の竹島問題における我が国の対処方針を推察する有力な手掛かりとなることに何ら変わりはない」（控訴理由書 354-355 頁）と強弁する。しかし原判決が認定するように、竹島が「要綱」作成後に韓国に完全に選挙されたまま現在に至っているという事実を照らせば、「韓国人漁夫が竹島に上陸した事案を想定」した日本側の対策が現在においてはその前提を失った、実行不可能な対応策であることは明白であって、今後の竹島問題の対処方針となり得る余地はまったく存在しない。

それでも国側は、「外国人が不法に（他の）離島に上陸する事案」の対処方針に関係することや「島しょにおける実効支配をめぐるこの種の国際紛争に関する我が国の基本的な対処方針及び関心事項も含まれており（中略）我が国の対処方針を推察させる有力な手掛かりになる」と述べるが、これもまた「こじつけ」の域を出るものではない。まず原判決が前記③が判断するように、すでに韓国によって完全に占拠された竹島に関する対処方針と、他の島しょの不法上陸対策には共通性がない。また、昭和 28 年に決定されて、すぐに実質的意味を失った対処方針が、時代状況、社会情勢ならびに国際関係も大きく異なる、現在の島しょにおける基本的な対処方針や関心事項を推察させるという国側の主張は誇張にわたるものである。そして、不開示部分以降の記載には、日本と韓国との間の指標設置のやり合いや、実力行使による衝突は避けるとの方針に基づく海上保安庁船による巡視などの実際の対処方針が詳細に記載されているのであって、「推察させる有力な手掛かりになる」情報を不開示にするという国側の論理はまったく一貫していない。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が「要人警護又は海上警備等に関する情報を公にすることによる犯罪の予防、鎮圧等の公共安全秩序維持に支障を及ぼすおそれ（法5条4号、6号）」に当たることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。

第6、不開示理由8 通し番号8-1（乙A第36号証）及び8-2（乙A第37号証）

ア、不開示部分の内容

不開示部分の内容が、いずれも「昭和40年3月に来日した李長官が同月26日昭和天皇に拝謁した際の具体的なやり取りが記録されているもの」（原判決2555頁、2557頁）とする原判決の認定に対し、国側はその内容を争っていない（控訴理由書359-360頁）。

イ、処分の違法性

① 原判決の判断

以上を不開示とすることについて、原判決は、まず法5条1号の適用について、この天皇の行為は私人としてではなく公人として行う行為であり、その会談の内容は、「その内容・性質等に鑑みると、実質的には公務員の職務の執行に係る情報に準じるものと見ることができる。」とし（原判決2563頁）、それを前提に、不開示事由の趣旨を「プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益を害するおそれ」（原判決2561頁）と正しく認定した上で、「実質的にみて公務員等の職務の執行に係る情報に準じるものについては、同号ハの趣旨をも斟酌すれば、これを開示することによる個人の正当な権利利益に及ぼす支障の程度が受任すべき範囲内にとどまる限り、なお同号イの『慣行として公にすることが予定されている情報』に含まれると解するのが相当である。」との判断を行っている（原判決2564頁）。

また、法5条3号の適用について原判決は、①謁見から既に40年以上経過し、日韓関係も全く異なる状況であること、②当事者が他界し、一方当事者が謁見時の状況を（公開された文献で）詳述していること、③

一定の歴史的価値を有し、研究者等の国民によって関心を持たれていること、④当事者間で非公開の約束がなされていないこと、などを理由に、「おそれ」が法的保護に値する蓋然性を否定している（原判決 2564-2565 頁）。

② 法5条1号に関する国側の主張

国側は、昭和天皇の会談に関する性格付けに関する原判決の判断対しては、その地位が公務員とは異なるという当たり前のことを繰り返すのみで（控訴理由書 362 頁）、天皇の謁見が実質的に公務員の職務執行に準じる内容だという点については、具体的な反論を行っていない。逆に、天皇が形式的に公務員とは地位が異なるが故に天皇の行為一切が公務員の職務執行に準じるものではないという国側の論理が通るのであれば、憲法に明記された天皇の国事行為についてもその一切が情報公開の対象から免れるという、きわめて非民主的な結論に結びつくことになる。

次に国側は、法5条1号該当性について、「慣行として公にすることが予定されている情報」に該当しないかどうかという争点を設定するが、これは同号の解釈についての（意図的な）誤解や混乱に基づくものと言わざるを得ない。そのような不開示事由はそもそも存在しない。同号が不開示事由とするのは、「個人を識別することができる」情報と「個人の権利利益を害するおそれがある」情報である（以下、個人情報と総称）。そして、慣行として公にすることが予定されているかどうか（同号イ）は、公務員等の職及び職務遂行の内容に係るかどうか（同号ハ）と同様に、開示が必要となる例外の一類型にすぎない。それゆえ、ここで判断されるべきなのは、まず個人情報として情報公開から保護されるべき情報かどうか、次に保護の例外の類型に該当するかどうか、であって国側が主張するように「慣行として公にすることが予定されている情報」に該当しないかどうかではない。

この点で原判決は、不開示事由の立法趣旨に立ち返って、実質的な利益衡量の上に、個人情報であっても開示されるべき例外を認定すべき判断基準を示して実質的な判断を行っている。その実質的な検討には、①天皇による外国政府要人の謁見が実質的には公務員の職務執行に係る情報に準じること、②過去に情報公開法による開示が相当とされたものが

あること、③謁見から既に40年以上経過し、当事者が他界し、一方当事者が謁見時の状況を（公開された文献で）詳述していること、④一定の歴史的価値を有し、研究者等の国民によって関心を持たれていることなどの争いのない事実が考慮されている。

これに対する国側の反論は、「その『慣行』の有無が真正面から問われるべきである。」（控訴理由書361頁）、「その地位は公務員とはまったく異なる。」、天皇の公的行為も公務員とは「その内容、性質がまったく異なる。」（控訴理由書362頁）などと、法5条1号の趣旨や構造とは乖離した、形式的かつ的外れな批判に終始している。この点の国側の主張は、内容的にも、謁見当時に非公表とされることと40年以上経過した後に歴史文書として開示することの意味とをまったく区別せずに論じている（控訴理由書359-360頁）、天皇の公的行為が情報公開法の趣旨、とりわけ前述の国民主権の観点から開示されるべきかどうかという実質的な問題に対して、天皇は公務員ではなくその職務の性格も異なるという形式論しか主張していない、という点で何ら説得力を持つものではない。

国側が原判決の前述の実質的な考慮に対して反論を行う部分は（控訴理由書363-365頁）、以下のとおりいずれも理由がない。まず、②天皇によるマッカーサー会談の情報公開を命じた答申例について、国側の反論の趣旨は明確ではないが、マッカーサー会談は天皇が統治権を総覧する地位にあった旧憲法下、本件謁見は天皇が象徴でしかない現憲法下の行為であるとして区別しようとするようである（控訴理由書363-364頁）。しかし両憲法下の権限の差はあれ、天皇が国家の機関として行う公的行為について、国民主権の要請のもとでの情報公開の必要性については、なんら差異は存在しない。次に、③時の経過、当事者の死亡そして一方当事者による発表といった事情については、原判決がそうであるからこそ「個人の正当な権利利益に及ぼす支障の程度」が少ないと判断しているのに対し、国側は、「国際親善に寄与するものであり、一定の時の経過により謁見の際の会話内容の詳細を公にするという『慣行』はない。」、「『慣行として』公にされたものではない、内容も「全く同じものではない」（控訴理由書364-365頁）などと、ここでも的外れな反論に終始し、法5条1号の不開示事由によって保護されるべき権利利益の侵害がどの程度あるのか、という点についてはなんらの反論も行っていない。

以上に詳しく述べたように、本件不開示部分が法 5 条 1 号の不開示事由に該当しないという原判決の判断は、その内容において正当なもので、国側の反論は的外れで説得性は全くない。

なお、原判決が、本件の昭和天皇の外国政府要人との謁見に関する情報を「個人を識別することができる」情報に該当する点(原判決 2562 頁)は、その点においてのみ誤った解釈であることを指摘しておく。本件不開示部分を含む文書は、昭和天皇と韓国の李外務部長官の謁見の記録であるという形式的事項は開示部分から明らかであって、個人の識別、言いかえれば誰が発言したかについては不開示部分において何ら問題となっていない。本件不開示部分が法 5 条 1 号に一応は該当するとすれば、それは会話の内容を公表されることにより「個人の権利利益を害するおそれがある」という内容の問題である。そうであれば、すでに触れた原判決の判断基準によって、そもそも不開示部分の開示が昭和天皇の「個人の権利利益を害するおそれがある」かどうかを端的に判断すべきものであったと考えられる。

③ 法 5 条 3 号に関する国側の主張

まず、国側は、原判決が同条 3 号に該当するおそれがないことの理由として認定した前述の個々の理由に対して、それらを争う主張や根拠をまったく提示していない。

また国側が「韓国政府との信頼関係」を損なうとして行う主張(控訴理由書 365-366 頁)も、その主張内容自体、理解に苦しむものである。まず国側の主張は、その対象が天皇の発言であるのか李長官の発言であるのかを明確にすることを意図的に避けている。いうまでもなく本件不開示部分の内容は昭和天皇の発言と韓国政府要人の発言のみによって構成されている。

そしてまず、日本側の天皇の発言を開示することに、韓国政府との信頼関係を損なう根拠を想定することは困難であるし、国側もこの点について何ら具体的な主張は行っていない。

「韓国政府との信頼関係」において問題となり得るのは、韓国政府要人側の発言の開示であるが、これについても国側は「否定的な影響」(366、367 頁)と述べる以上に開示によってもたらされる害悪を主張していな

い。そして、この韓国政府要人は、その後自らの著書で昭和天皇の発言と自らの発言を具体的に著述、公表しているのである。韓国政府側の当事者が公開している会話の内容を開示することが、韓国政府との信頼関係を損なうという論理は、そもそも論理として破綻していると言わざるを得ない。

以上の次第で、信頼関係と損なう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性を持っては存在しないとした原判決の判断は、きわめて正当なものである。

ウ、以上の通り、国が補足主張した事実を加えて検討しても、いまだ、国によって、当該情報が「個人情報であり、これを公にすることによる他国等との信頼関係が損なわれるおそれ（法5条1号、3号）」に当ることを推認するに足りる具体的な事実や事情の主張立証がされていないと言わざるを得ない。